

當時の處置寛ばか

長崎手當の充分を要求

得候ものを琉人之姿に而應對爲レ仕候儀は出来候得共、日本之姿に而應對は相成不レ申候。しかし異人も事實は承知之様子に御座候得共、少しも言に者出し不レ申候。右之通りに御座候。當年之處、如何に可レ有レ之哉、未だ何之左右も無レ之候。又當年は氣を抜候やとも奉レ存候。前文の如く之相談、甚だ心配之義、寛猛之所置可レ仕との事に御座候得共、當時之處、一とかく寛之方計りに相成候間、扱々内實心配仕候事に御座候。猛之所置手薄く御座候間、相談に相成候節、猶更隨云々之儀申掛候は、必定と甚だ心配仕候。私存候處は、商館是非取建候様可相成、左候得者、追々隨從之委に可相成一事と痛心仕候。今少し猛手段有レ之度と、内心存候計りに御座候。甚だ恐入奉存候。

且また長崎御手當之義、此節兩家（鍋島、黒田）より申立に相成、別而肥前守（鍋島齊正）骨折罷在候。何卒十分御手當に相成候様仕度、左候得者、

中山（琉球）之方も、島々領國海岸も、其の響に而手當も少しは行届可レ申哉と奉存候。色々申上恐入候得共、何分不レ容易御時節、利財之議論計に而者、難ニ相濟一時勢と奉存候へ共、扱々利財之方多く、恐入奉存候。しかし阿閣等は去年よりは、又餘程心得も厚く心配仕候様子、一段之事と奉存候。何卒雲上御英斷有レ之度奉存候。先は御請迄申上候。入組之儀申上度候得共、筆紙難レ叶、大略奉ニ申上候。御火中奉レ願候。敬白。

六月廿三日（弘化四年）

誠に亂筆御免奉レ希候。以上。

此の答書は如何にも事情を曲盡してゐる。されど齊昭もさるもの、決して此に満足す可き譯なく、彼は却て左の如き證據を突き付けて、逆襲してゐる。

如ニ花文、薩州にては、通信通商不レ致よし異人へ申候共、於ニ公邊一弘化二乙巳六月朔日返翰被レ遣には（參照 一六）海外諸邦通信貿易固無ニ一定一及

齊昭の逆襲

後議ニ定通 信之國、通商之國、通信限ニ朝鮮琉球、通商限ニ貴國與ニ支那一云々被ニ仰遣一上は、薩州琉球にて如何様 申候共、右書面を證據に出す時は、一言も答は相成間敷事也。

此には恐らくは島津齊彬も、一言の申開きは、出来なかつたであらう。何れにしても一方には阿部島津、一方には水戸齊昭、其の對 外意見は、公然互ひに反對を標榜せざる迄も、隠然相岐るものがあつた。

【二八】 島津齊彬の水戸齊昭に答ふる書 (二)

齊彬意見
開陳

弘化四年九月九日附にて、島津齊彬は、亦た水戸齊昭に左の如き答書を與へた。そは水戸齊昭が、琉球事件に關する意見書一冊を齊彬に送つたからだ。其の意見書一冊の意味は、此の答書によりて、略ぼ之を察するに難くない。

別啓 御密紙 難有 拜見 仕候 條々御請左に奉ニ 申上 一候

一 金銀米其外何程と申儀見留之事有之候 やとの義、未だ夫迄之治定に相成候事に而者無之、只手細に申談候 心得に御座候。此義も色々入組候而、筆紙に難ニ申上 一候。

猜疑辨解

此れは齊昭が、阿部島津兩人の相談にて、琉球にて大びらに外人と貿易を開くならんと、猜疑に對し、齊彬よりして、其の辯解をなしたものと思はる。

防禦手筈

一 無二無三に打か、り候 は、云々。兼而人數少々渡し置候間、防禦可仕手筈に御座候。此義第一種々意味合多く、甚だ恐入奉存候。後來如何と心痛罷在候へども、行れ不申候。

此の一項も此方よりは容易に争端を發かぬ覺悟が、ほの見えてゐる。齊彬が向ふ見ずの鎖攘家で無かつたことは、云ふ迄もない。

一 度加羅島之事、七島之内に而寶島と申處御座候。一體に七島邊の總名に御座候。

必勝時機
を待たん

一 寛猛之思召之御一冊、篤と拜見、恐入奉存候。寛永年中同様御成敗御座候、而も可然事に御座候得共、其比之異船と、當時之異船之様子如何に可有之哉。尤皇國者共に相替候儀も有まじき事に御座候得共、當時被合候必勝之御所置全備迄者、權(權道をもて和親するを云ふ)之御所置有之、其うへ御成敗に相成候、而者如何可有之哉。恐入御事に者御座候へ共、愚意之段奉申上候。中山(琉球)等者別而之事かと奉存候。へ共、只々心中に存候計り、甚だ恐入奉存候。御一冊も内々寫置度、自身に相認申候付、大延引に相成、何とも恐入奉存候。一體相願候うへ寫候筈に御座候へ共、餘り度々書面等差上候義、内外之様子不切合之様にも御座候間、不伺寫候義、幾重にも御免奉願候。

惟ふに齊昭は、例によりて寛永打拂令の厲行を得策として、之を勸説したものであらう。然も齊彬は日本の情勢は昔日通りでありとするも、今日の外船は

齊彬の婉曲

齊彬の心配

昔日の外船でない。即ち外國の形勢は一變してゐる。之に對して、直に打拂ひを事とせば、必勝の算は立つ可らず。されば先づ、我に必勝の算の立つ可き武備を整へ、然る後に我が思ふ通りの措置を施す可く。それ迄は權道も我より事端を發かざる様、懷柔し措く可しとの意見にて、内地既に此の如しとせば、琉球に於ては猶更らであると云うたのだ。

されど當時齊昭は四十八歳、齊彬は三十八歳、而して齊昭は御三家の一なる水戸の御隠居にして、齊彬は大藩ではあるが、今尙ほ薩摩侯の世子である。されば彼が微言婉辭もて、齊昭に對して、極めて穩かに反對の意見を陳べたのも、固より止むを得ない。

一度々以ニ書面申立候はゞ、少しは可然と思召之程、御尤に奉存候得共、雲(雲上の事)にも無之、公私共色々入組候義有之、存意行れ不申、扱々恐入奉存候。中山(琉球)の様子、其後平和に而、異船渡來も無之趣に御座候。一年も間有之候故、人氣別而寛に落入、誠

に心配至極に奉^レ存^ル候。後來如何可^ニ相成^{ベシ}や恐^ム入^ル候事^ニ御座候。唐國又々少し事起^リ候やにも薄^ク承^リ申^候。誠^ニ延引^之御請恐^ム入^ル奉^レ存^ル候。猶様子相分^リ候は、早々申^上候様可^レ仕^ル先者御禮御請迄奉^ニ申^上候。以上。

九月九日(弘化四年)

對外策の
興起

識者の對
外問題攻

此の如き次第であれば、我國に於ても、對外政策に就ては、未だ必ずしも癸丑(嘉永六)甲寅(安政元)米艦の浦賀灣闖入を俟つて、而して後講せられたと云ふ可き譯ではなかつた。再言すれば、和蘭國王の忠告書以來、外船の影が、我が邊海に濃かなる以來、識者に於ては、それ〴〵講究せられてゐた。而して水戸齊昭、島津齊彬の如きは、異りたる立場に於て、其の代表者とも見る可き人々であらう。而して阿部正弘の如きも、當局者として、實際問題に觸^レ著し、隨分其の方策に、心を勞^シしたものと察せらるゝ。

第五章 天保改革關係者の處分

【三九】 水野再罷後の處分

水野と阿
部

姑く外事より眼を内政に轉ずれば、水野忠邦の再起は、〔參照 一一、一二〕殆んど彼に取りても、幕府に取りても、何等の見る可きものは無つた。若し人事をして意の如くならしめん乎、水野と阿部と提携せしめ、聯立内閣を組織せしめば、内外の政治に於て、多少見る可きものが有つたかも知れない。されど水野忠邦は、本來全權乎、沒全權乎の二者を擇ぶ底の漢であつて、他人と交譲妥協して、其の局面を收拾するが如き者ではなかつた。而して阿部も妥協性には富んだとは云へ、當時年壯氣銳、大奥の引援と與に、君寵を専らにしつゝある際にて、とても水野の下風に立ち、其の指揮を奉ずるを甘んずるものではなかつた。されば縱令他の事情に於て、妨げなしとするも、彼等兩人の立場は、到底

水野 羽翼無き

其の聯立を許す可き譯には參らなかつた。再起後の水野は、其の羽翼は殺がれてゐた。其の子分とも云ふ可き者は、半ばは鳥居、澁川等の如く反き去つた。半ばは羽倉の如く斥けられ去つた。而して關中にては、只だ其の親縁の堀親密あるのみだ。然も勝手掛りの要職は、彼に在らずして阿部に在つた。彼は快々として志を得なかつた。彼は自から何の爲めに、將た何故に再起したる乎を、自から疑はねばならぬ境遇にあつたらし。

水野再罷 鳥居高

水野は既記の如く(參照 二二)弘化元年六月二十一日、再び老中上座に任じ、弘化二年二月二十二日願によりて罷られた。彼が罷られた理由は、和蘭國王に對する返翰の問題に就て、同僚と意見一致せざる爲めといふ説もあるが、(參照 二二)そは何れにもせよ、兎に角彼は自から其志を行ふ能はざるを見て、身を以て退いたのであらう。而して其の同日に、寄合鳥居甲斐守は、評定所に召喚せられ、吟味中相良遠江守長福へ預けられ、而して同日高島四郎太夫、

鳥居審問 由

亦た召喚取調の上、市橋下總守へ預けられた。

鳥居は天保改革に就ては、水野の腹心であり、股肱であつた。然るに上知一件に就き、形勢改革派に不利なるを見るや、乍ら其の態度を一變して、水野に反き。水野去後も、依然町奉行勘定奉行の職に留つた。(天保十四年十月十六日勘定奉行は辭した)然も水野の再起後は、流石の彼も居た、まらず、弘化元年九月六日病免して寄合となつた。然るに水野再去の同日に、斯く審問を受くるに至つたのは何故乎。そは天保改革反動の氣運は、幕府をして當時の關係者を、それぞれ懲罰するに至らしめた乎、將た彼等の罪跡が此時に至りて掩ふ可らざるもの出で來りたる乎。高島の一件は、既記の如く、(參照 天保改革篇、六〇―六四)鳥居等の羅織にかゝるものにして、鳥居の審問と同時に、彼も亦稍々天日を見るに、近づいたものであらう。

高嶋審問 責任

斯くて三月三日、水野は御役屋敷を召上られ、麻布内藤駿河守の屋敷に移らしめた。同日同人方へ上使として、若年寄大岡主膳正忠固、大目付深谷遠江

本庄茂平
治召捕

後藤三右
宅揚屋入家
宅搜索

四月十九日、鳥居甲斐守元家來本庄茂平治（巳弘化二年乙巳）の四十四歳、此者生國肥前長崎也。於二被地二罪を犯し、生國にすみ難く、江戸表え出、甲斐守家來に相成、其後故有りて退身、是は甲斐守が腹心の者故に、所々御尋、於二長州二召捕、三月廿七日江戸表え著。御呼出、森佐渡守え御預け。四月廿三日御金改、後藤三右衛門、本町金座也、巳の五十歳、御呼出揚屋え入。當日午中刻從二御城二御勘定貳人、三右衛門え相越御用有レ之間、評定所え可罷出一旨相達、駕籠に乗せ、評定所え召連、其跡え御徒目付、御小人目付、町方與力、同心、三右衛門家内相改。家財不殘封印付け、諸書物類者、御勘定所え上る。貯金古金銀合十八萬兩、家内人數は妻並幼年の倅一人、妾六人、下女三十人、下男三十二人、都合七十人餘。右三右衛門は、生國御側御用人堀大和守親密領内、信州飯田の百姓の倅にて、別業元結こきの由、困窮に依て、兄と共に江戸表え出、所々奉公稼いたし、故有て、三右衛門方え聲養子に相成、文政六年の頃、貳分判金吹立御用被仰付、此時より追々身上宜相成、巨萬の富家と成。兄は當時深川油堀に

水野意罰

住し、紀州家藏元小林金三郎と稱す、是又巨萬之身上也。右同日三右衛門退場、今戸の住居も、同様封印付けに成る。（天保甲辰錄）此の如くして水野と云はんよりも、寧ろ鳥居と關係ある者共は、殆んど皆なそれぞれ收治せらるゝとなつた。而して水野に向ては、更らに左の如き懲罰が天降つた。

九月二日 水野越前守 申渡書

其方儀、勤役中不正之儀共、追々達ニ御聽、依レ之急度も可レ被仰付一之處、出格之思召を以、御加増地一萬石、本高之内一萬石並居屋敷家作共被レ召上之、隱居被ニ仰付、下屋敷え罷越、急度愼み可罷在一候。不正の儀とは、何事であつた乎。水野の氣象としては、改めて質問したかつたであらう。然も當時は上に對しては、全然御無理御尤の定規にて一貫したれば、斯る質問は更らに罪上罪を累ね、罰上罰を招くの因ともなる可きを以て、彼も餘儀なく其儘に承服したのであらう。彼の嫡子水野金五郎には、左の如き

不正呼ば
はり

水野金五郎申渡

被_レ仰渡一書があつた。

其方父越前守勤役中、不正之取計共有_レ之候に付、隠居被_レ仰付、蟄居急度慎可_レ罷在_一旨被_レ仰付、其方え爲_二家督_一五萬石被_レ下、雁之間詰被_レ仰付、追而所替被_レ仰付一候間、差控可_レ罷在_一候。

堀大和守申渡

同時に水野忠邦の妹を、其子親義に娶らしめ、御側御用人、御老中格にして、勝手掛を兼ね、弘化二年四月、病によりて免せられたる堀大和守親密に對し、左の如く被_レ仰渡一た。

堀親義仰渡

其方儀、勤役中、不正之取計共有_レ之段達_二御聽_一、依_レ之急度も可_レ被_レ仰付一處、出格之思召を以、御加増地七千石、本地之内三千石被_レ召上、隠居被_レ仰付、逼塞可_レ罷在_一候。

水野氏移封

被_レ仰付、差控可_レ罷在_一候。

斯くて忠邦の相續者水野金五郎が、遠州濱松から、出羽山形へ所替を命せられたるは、弘化二年十一月晦日であつた。

本庄茂平次の最後

風説、本庄茂平次出生は何國にや、長崎役所に輕き奉公いたし居、人をあやめて路銀を整へ、丸山の遊女を盗出して是を伴ひ、關所を破りて江戸に來り、鳥居甲斐方へ住込、同氣相求めて奸につのり、鮫洲なる厄神別當遠島一件等、其外種々甲斐の隠謀に遣はれ、右の敵に長崎混雜にて拘はりし者のよし、鳥居隱謀の事、劍術師匠井上傳兵衛洩れ承り、甲斐へ異見を加へたるをいきどほり、且洩れん事を思ひて、茂平次に申付、傳兵衛を關討にさせたる由杯風聞有し。鳥居御吟味の頃茂平次行方知れず、其後召捕に成て入牢し、遠島被_レ仰付一處、牢屋敷近邊出火の節放され、立戻候に付罪科一錠輕く、中道放被_レ仰付、此日常警備において追放され、其邊にて嬰月代いたし、四ツ手駕籠に乗りて、四ツ谷邊なる身寄へ參る途中とかや、一ツ橋御門外にて討れたる由、されば帶刀もなく、永々の牢舎にて殊に瘡疾、歩行も難_レ叶體なりしを、名乗掛駕籠より出る處を討果たりと風聞、無刀の茂平次、此刀には助太刀もある事なれば、篤と事實をも糺問し、脇差にても渡遣し、立合候はよかるべきに、ひげうの仇討と沙汰あり、しかして御定法通り、牢舎被_レ仰付、御吟味の處、親傳之

悉、伯父傳兵衛共に、茂平次殺害と駭としたる證據もなく、一筋に茂平次が所爲と存忍候と計にては、裁許如何あらん、遠島にもやと申あへり。(巷街贅説)

【三二】鳥居忠耀の處分

文 忠耀宣告 弘化二年十月三日に至りて、鳥居忠耀及び其の連類一統、悉く事件落著した。

寄合 鳥居 甲斐守

其方儀、御目付勤務中、天文方役所向取締筋、其外風聞及ニ探索一候節、澁川六藏と兼而懇意之者に候、逆、同人身分取調方等之義、支配向之者共え内意申合、又は町奉行勤務中、武州大井村修験教光院了善儀、容易なつざる致祈禱一候趣相聞候得共、難得ニ事實一候に付、其方召仕候家來本庄茂平治え探索方申合、右院内え爲ニ入込置候段は、無ニ餘儀一取計に候

教光院事

阿蘭陀使節關係の事に就き

機密漏洩

共、追而了善及ニ吟味一候節、茂平治を囚人之體に仕成し突合、其上同院申立不都合に相聞え候儀を、修法之筋も不_ニ相糺、呪咀に相當候段、察渡を以_テ押付吟味詰、或は御金改後藤三右衛門儀、多分御取立之儀申立候を、不相當之筋共不_ニ心附、通用金吹直御用等に事寄、同人内願筋之儀をも取調申立候は、畢竟御爲を不_ニ存筋に相當、殊に右心願筋取調申立置候以後、同人より相贈候音物をも致_ニ受用、其上評定所一座評議等他え漏す間敷段は勿論に候處、阿蘭陀國王之使節渡來に付、取計方之儀、評議之趣、御尋有_レ之候節、其段六藏え及_ニ内話、追而進達に相成候一座評議書寫をも貸遣し、又は御役御免之後、同人儀右國王より差越候書翰和解御用相勤候趣及_レ承、御隱密筋之段乍_レ辨、六藏え申談、右書翰類借受致_ニ内見、且又町奉行勤務中、御政事筋重き御役邊取計向、其外其身不熟之面々取計振等、猥に懇意之者共え及_ニ内話、剩_リ風聞探索筋等、他支配又は御隱密に携_テ間敷身分之者共えも及_ニ内談、右之内には自己之安

右要項

危を量り候、心底より仕成候所行も相聞、其餘品々如何之次第も有レ之段、重々不届之至に候。依レ之重き御仕置にも可レ被ニ仰付ニ之處、格別之御宥恕を以、京極長門守え御預け被ニ仰付ニ者也。

以上の罪案は、極めて多端であるが、(第一)は目付在勤中、澁川六藏の身分取調方を、支配向の者共に内意申含めたる事。(第二)町奉行在勤中、大井村修驗了善を、不法の手段もて裁判したる事。(第三)後藤三右衛門の内願筋を取次申立たる事。(第四)右申立たる後、音物を同人より受取たる事。(第五)阿蘭陀國王使節渡來に付き取計方の評定を、澁川六藏に内談に及び、其の書付を貸したる事。(第六)御役御免の後、六藏より同人和解の和蘭陀國王書翰を借覽したる事。(第七)町奉行在勤中、政治上の機密を漏らし、且つ風聞探索等を、其職務に在らざる者に内談したる事等である。

惟ふに以上によりて察すれば、鳥居は探偵政策を以て、始終したりと云ふ可きに庶幾かつた。而して彼が後藤と結托したるを見れば、彼必らずしも廉吏とは

鳥居の探偵政策

鳥居の人

云ふ可きでは無かつた様だ。

惟ふに鳥居は當時の碌々たる閥閥の役人中に於て、一種出色の手腕、膽氣、機略を有したる一人であつたに相違ない。されど彼が水野の落目に際して、相ひ背きたる事情を察すれば、彼は決して政友として頼もしき漢ではなかつた。王安石が呂惠卿に賣られた程の事は無かつたにせよ、水野も亦た鳥居に致されたもの無しとしない。而して若し水野を誤りたる第一人者を求めば、恐らくは鳥居であらう。鳥居は實に酷吏列傳に掲げらる可き、一種殘刻少恩の資質を具へてゐた。而して苟も其の目的の爲めには、如何なる手段を取るをも顧慮しなかつた。彼は此點に於ては大膽と云はんよりも、寧ろ大不謹慎であつた。

然も尤も彼を煩はしたる一事は、彼が林家の子にして、殆んど先天的に洋學者を忌み、外國の知識輸入に反對したる事だ。只だ此の一事の爲めに、渡邊華山、高野長英の徒は、其厄難に遭ひ、江川の如きも、一時は薄氷を履むの思をなし。而して高島秋帆に至りては、漸く其志を當世に伸べんとするに際して、

鳥居煩累の一事

其の禍を被つた。是れ固より鳥居一人の咎と云ふ可らざるも、天保の末期に際して、國運の漸く開國に向はんとするの機を、一時たりとも之を遮り止めんとしたるは、鳥居忠耀亦た與りて力ありと云はねばならぬ。

かみのやつかい

原田甲斐柳澤甲斐鳥居甲斐

この三甲斐はかみのやつかい

しもくのながひ願が成就して

金毘羅さまへ鳥居おさまる

〔天言筆記〕

【三三】 澁川六藏等の處分

鳥居連類

鳥居の連類として、最も注目す可きは、澁川六藏と、後藤三右衛門だ。前者は輕俊、後者は老猾。何れも凡介、常麟の代物ではなかつた。而して澁川に對する宣告は、實に左の通りであつた。

澁川宣告

御書物奉行 天文方見習澁川六藏え被仰渡一書
其方儀、風聞探索に携間敷身分に而、鳥居甲斐守御役邊に差障候面々、
又は御改革筋等閑に心得候者由を以、身分探索之儀、同人頼之趣承
及び、其都度、石河崎之丞え相頼。殊に右之内には、重さ御役柄相勤候
在職之動にも相成候様可仕成一合を以、相頼候儀と致推考一候品も有
之候得共、其以前右御役柄之向え、自己之見込申立、嚴重に察度受候次
第も有之候に付ては、自然其身之安危をも存量り、如何之儀とは乍心附
甲斐内談致承知、其上御政事筋之儀に付、存意之趣申立候はゞ、心得も
可有之處、草案猥に晴之丞え爲讀聞一右者甲斐危難を救ひ遣候心得之
趣、杯申成し。夫而已ならず、存込候次第度々申立候上書之趣を取

綴り、見はてぬ夢と標題致し置。殊に阿蘭陀國王より差越候書翰和解被仰付一候儀は、最御隠密筋之段乍辨、其以前右使節取計方之儀に付、評定所一座評議書寫借受候手續も有之候。追而和解之書類、甲斐懸望に任せ、貸遣し候始末、旁不届之至に候。依之稻葉富太郎御預け被仰付一者也。

天保改革
人智囊の一

稻葉は豊後臼杵五萬六千石餘の城主である。尙は澁川の上書其他に就ては、既記の通りにて(參照 天保改革篇、四〇一四二。六六一六九。八三)彼は改革の原動力と云ふ能はずんば、殆んど其の一人たるに庶幾かつた。彼が鳥居に取りて調法の一人であつたことは、猶ほ鳥居が水野に取りて調法であつたが如きであらう。されど彼は必ずしも鳥居を透して、水野に接近した譯ではなかつた。彼は直接に水野に屢ば拜白した。鳥居の手腕は辛辣であつたが、改革に關する意見などは、恐らくは澁川六藏程には無つたであらう。云はゞ六藏は天保改革に於ける、智囊の一人であつたに相違あるまい。

金田故三
郎宣告

尙ほ連類の一人として、金田故三郎には、左の宣告があつた。

小普請組松平美作守支配金田故三郎え申渡書
其方儀、御目付相勤候節、風聞糺等之儀、精々探索之上、不行届之儀は、夫々手寄を求め相探候段は無謂儀には無之候得共、元來御隠密之儀、心得方も可有之處。折に振れ其事柄等打明し、又は手段を以他向之者え相頼。其上鳥居甲斐御目付勤役中、同人之申渡受、濱中三右衛門身分並天文方取締筋等風聞相糺候節、澁川六藏は甲斐年來入魂にて、殊に御用立候者に付、其心得を以取調候様同人より内談受、又は三右衛門は、兼々懇意に致し、探索筋等も相頼、其上差働も有之、旁出身之儀取持遣し度存居候折柄に候。得と糺も不致粗漏之儀を認め取、差出置候間、無程轉役に可相成一杯、三右衛門え取繕咄聞せ、或は其頃重き御役相勤候向、風聞書上げ候節、住居向模様等不取留一儀迄書綴り、右次第甲斐町奉行勤役中内談に及び、其餘同人え引合候廉々如何之取計

探偵政治の盛行

も有レ之段、不届之至に候。依レ之遠島被ニ仰付一もの也。以上にて見れば、如何に鳥居が中心として、探偵政治を行つたるか、判知る。而して爾後幕府の探偵政治は間斷なく、其の末路迄行はれた。而して井伊大老の時に於て、特に最も甚だしく行はれた。而してそれが幕府を滅す一の動機となつた。

探偵政治の危険

凡そ世の中に探偵政治程、危険なるものはなく、又た當てにならぬものはない。何となれば探偵の報告杯は、決して正確を得可き筋のものでないからだ。然るにそれを根本の標準として、政治を施さんとするは、實に危険千萬である。

【三三】 群小雜輩の處分

群小保身の計

扱も鳥居等の爪牙となり、探偵の役目を、内々稼ぎたる石河崎之丞、濱中三右

石河崎之丞申渡

衛門等は、形勢一變し、甲府勝手に貶せらるゝや、何れも鳥居等の舊惡を發せ、保身の計を爲した。是れ小人の常として、未だ必らずしも深く異しむ可きではないが、然も鳥居等が水野に對したる所を以て、鳥居等も亦た石河、濱中等によりて對せられたるは、所謂因果應報とも云ふ可き歟。

甲府勝手小普請一色丹後守組、石河崎之丞申渡書
其方義、風聞探索等之義携、問敷身分にて、往々出身之手筋にも可ニ相成一哉と存違、鳥居甲斐任頼、如何之儀と乍ニ心付、堀田攝津守家來名倉彌次兵衛、並札差共用立金弁捐之賈觸書取拵え候者共等之身分、内糺いたし、殊に甲斐儀其頃御役相勤候もの共之内、不熟之事柄有レ之面々、不正之形跡、探索方之儀談受、其砌同人權威盛之折柄、無氣に斷にも及び兼候迎、承り受る姿に仕成。又は濫川六藏と、同様之探索筋等談受候節、一旦承知之及ニ挨拶、其上同人義甲斐身分を謀り、上書致す趣相咄、右草案讀聞る次第等、如何之義と乍ニ心得、其儘に打過。又は榊原主計頭より豆

濱中三右衛門申渡

州下田町之儀申立候、強訴狀内糺筋、並御金改役後藤三右衛門貯金内探之儀頼受、或は御政事向之義に付、主計頭より存意尋受、見込の趣、夫々認差出、追而同人より致進達一候、書而被取調、直に差越吳候様申談るならば、如何之筋と可心得一處、右見込之次第御取用に相成ならば、自然身分御取立にも可相成と、主計頭申に任せ認遣、其後甲府勝手被仰付候節に至り、右は内探筋等隱密之頼受候、次第發覺可致儀を厭ひ、甲斐は勿論、六藏等より品能申立候、故之儀に可有之哉と、疑察に及び、右兩人所爲御糺有之は、自然甲府勝手御有恕に可相成と、探索筋其外引合之廉々、書面を以申立候、始末、不届に付、御切米御扶持方共召放申付之。

又濱中に付ては、左の如く宣告があつた。

甲府勝手小普請酒井安房守組、濱中三右衛門申渡書

其方儀、風聞探索筋之儀に携る間敷身分に而有之所、往々出身之手筋にも可相成哉と存迷ひ、鳥居甲斐申に任せ、同人御目付勤役中、支配向之内、

其他の處

輕き御奉公相勤る者共、不行跡之儀等取調差出、又は金田故三郎は、兼々甲斐方え立入、懇意之者逆、故三郎一己之頼は勿論、甲斐頼之趣を以、風聞探索筋之儀、故三郎より頼受、其度々如何之儀と乍心得、堀田攝津守家來名倉彌次兵衛其外多輩之風聞相糺し、其上重き御役相勤候者共之内、不正之形跡等可有之哉と、彼是取調、事柄相分る分は、追々認取遣し、其後甲府勝手被仰付候節に至り、右體機密之儀、頼受候、次第發覺可致儀を厭ひ、甲斐は勿論、故三郎等より品能申立候、故之儀に可有之哉と致疑惑、右兩人之所爲御糺有之は、自然甲府勝手御有恕に可相成と、探索筋其外引合之廉々、夫々書面を以申立候、始末不届に付、御切米御扶持方召放申付之。

尚ほ其他町奉行遠山左衛門尉組與力佐久間健三郎、原鶴圓門は、大井村修驗院了善裁判一件に付、兩人共不届に付御暇申付之」との宣告を受け、又た同組小倉朝五郎も、同事件に付「不埒に付押込申付る」との宣告を受け、

天保改革
暗黒面の
暴徒

同人は押込御免後、奉行より伺の上、御暇に相成つた。然も此の三人は、只だ本庄茂平治の悪辣なる所爲(參照 三二)を幫助し、若しくは看過したる迄にして、固より深く咎む可きではない。但だ石河、濱中に至りては、鳥居、澁川若しくは榊原等の手先となりて、探偵政治の下廻りを勤めたる者共にして、少くとも彼等の口供及び宣告によりて、天保度の改革の、暗黒の一面が暴露せられたるものと云はねばならぬ。されど何れにしても彼等は群小雜輩の徒にして、齒牙に掛くる程の價値なき小人だ。

【三四】 後藤三右衛門の處分

物吹への代

鳥居甲斐連類中の大物は、後藤三右衛門だ。彼は信州飯田の百姓であつたが、志を立て、上國に來り、京都に於ては猪飼敬所に學び、後には金座の後藤家

の養子となり、曾ては二十萬兩の金を上納し、水野忠邦にも屢ば建白したる次第は、既記の通りだ。(參照 天保改革篇、四三—四六、七二—七四)而して彼が水野の失脚に際し、更らに其の舊領主堀大和守へ建言したることも既記の通りだ。(參照 天保改革篇、八六)何れにしても彼は中々喰へぬ代物であつた。

三右衛門
申渡

御金改 役後藤三右衛門へ申渡書
其方儀、古金銀引替方之儀に付而は、嚴重に御觸之趣も有之、殊に其筋取扱身分旁、如何之儀と乍存、貯金之内、文政度吹直し小判貳萬兩有之、後來之利潤を量り、有金一同貯置、其上此者家元後藤庄三郎元祖庄三郎は、古來御奉公筋をも相勤、外御用達町人とは格別之趣 承 傳え罷在より願て、身分御取立之志願いたし、右は全く其筋支配筋之譯を以、御勘定所え申立候は、當然之處、右御場所之内には御嫌疑之人物有之、願書等難ニ差出一趣をも内々申立、筋違又は差越す義とは乍存、重き御役人方え度々身分昇進之義歎願に及び、或は鳥居甲斐町奉行之節、右内願之義厚取成

鳥居との
惡關係

當代評訪

し受度心底より、同人五男保爾を家内え招き、又は時候見舞等に事寄、時々音物をも相贈、其上金銀吹直に付、見込之段、甲斐相尋候節、御勘定所え申立難き意味合さし含み、身分御取立筋之義申立候書面え、其筋御役人方之内、右吹直御用は大業可仕遂一迄も(一本)可仕遂一人物無之見込之趣、御尋有之候共」とある)可然とは申上間敷杯申立、剩右願筋之儀、急速に御沙汰被成様致し度候迎、彼是口能文意取繕ひ、重き御役人方え封書差出、假初にも當時之御代を、應仁之亂末に引當及誹謗、或は因果應報之儀にたとへ。先年其方は勿論、金銀座方者え多分之上納金被仰付候以後、於公儀此上もなき恐多御事打續き、右納金之義取扱ふ重き御役人、異病にて致卒去一杯、其餘御政務筋之義に付、不取留儀をも認載せ、殊に御勘定所御役人之内え、其身御取立之儀存量り、右御場所取計向不相改候ては、公平之御處置難二行届との儀をも認め加へ、又は其頃専ら世評之次第、尤之確論に聞受候趣を以、重き御役人え對し、不敬至極之文意等取綴り差出

死罪取行
ひの原因

要するに鳥居一類の審理にて、死罪となつた者は、唯だ後藤一人であつた。此は何故であらう。

尤も其身聊かの學問もありて、才智人に勝れたりし漢なりければ、吹替御用にて、巧に其家を富し、此上は兩御番上席にも昇進したき望より、權門勢家に取り入り、音物贈與等も分外に致したるは、其跡ありしに相違なけれども、其は當時に在つては尋常の事、左まで怪しむべき程にあらず。但し後藤は鳥居のみにあらず、越前守(水野忠邦)へも屢ば密書を呈して、頻に政務の事を論じ、以て己が立身の計と成したるとが、頗る有司の憎を招き、遂に死刑とまでも押及びたるならん。然ども斯る密疏を以て、政治の善惡を議するの科にて、死刑に處せられたるは、幕府にて、其例を聞かざる所なるに、後藤に限り、此申渡しと定まりたるは、是ぞ平生後藤が豪富の故を以て、世間に

水野との關係

憎まれたる上に。當局者は畢竟水野閣老の改革も、其因は後藤が利慾を擅にせんが爲に懲慥したるに出たりと、淺果にも推量して、後藤を主謀とも見做し、且は越前守に面當して、此上の恥辱をも取らせんとて、此の大辟には評議を極めたるもの歟。〔福地源一郎著、水野閣老〕

少しく過酷の處置

是亦た一説として見る可し。

後藤の死刑は、其の理由何れにもせよ、過酷の批難は免かれざる可し。されど其禍は彼自から招きたるものにして、或る程度迄は、自業自得と云ふ可きであらう。但だ其の死刑は、彼としては勿論意外であつたらう。彼は金の威光もて、宥恕を請はんと、獄中から様々運動したるに、その甲斐なく、斯る判決を受けられたれば、頻りに抗訴して、承服の色なかつたと云ふ。

憐むべき末路

併し彼は獄吏に欺かれ、一旦首の座に直られよ、然らば檢使より其場にて一命御助の申渡ある可しと欺き、漸く彼を刑場に引出し、突然首を打落したりと云ふ。何れにしても彼の最後や憐れむ可きであつた。

【三五】 澁川六藏の口供 (一)

互に反噬

鳥居一味の罪案は、既記の通りである。〔參照 三一—三四〕然るに更らに彼等の口供を見れば、如何に彼等が表裏反覆、昨日の親朋、今日の怨敵と云ふが如く、互ひに相ひ信せず、互ひに一身の爲めに、他を反噬し、若しくは他を排擠せんとしたかゞ判知る。今又試みに澁川六藏の口供に就いて見るに、

新見身上の探偵

去る卯(天保十四年癸卯)五月中と覺、鳥居甲斐守え面會之節、其頃側衆新見伊賀守は、右御改革不滿にて、一體之御所置、今一段寛大之御取計無之候ては、急速事情に徹候様行届間敷との故を以て、品々不伏を唱候趣相聞候由、甲斐守咄聞、右は御政事向第一之儀に付、心附候儀も有之候はゞ、御直言上も可致身分、右體世評同様に申唱居候段は、伊賀守心得方如何之儀と存。尤甲斐守におゐても不快之體に付、右伊賀守身分不正之形跡等及ニ探索、甲斐守え申通候はゞ、同人取計方も可有之と、内

擁護者を
探偵

上知一件
居に就き鳥
の意見

々々探索いたし候得共、何分難ニ相分一候に付、其儘打過。
とある。新見は何れかと云へば、水野の同情者であつた。云はゞ天保度の改革
を、内部から援助し、若しくは擁護したる一人であつた。然るに澁川は鳥居の
意を迎合して、新見の身上を探偵し、其の隠私を誣かんとした。
復た上知一件に付ては、澁川の口供は、頗る當時の内情を暴露し來るものが
ある。

其頃御府内並大坂最寄私領上知被ニ仰出一候儀に付、小給のもの共難儀い
たし候趣、世評甚敷候間、甲斐守え面會之上、右風聞之次第噂いた
し、同人存意をも相尋候處、上知之儀者逆も難レ被レ行筋にて、いづれに
も御沙汰止相成候様いたし度含之由申聞。
とあれば、鳥居は世論蜂起に際して、既に上知問題に就て、其の改革仲間の首
領たる水野忠邦とは、立場を殊にしたることを判知る。然るに澁川は鳥居の意
を承けたるや否やは、姑らく措き。少くとも鳥居の意見を賛成して、

澁川の
水野中
野の
野中

上知問題
の謎れ

右者尤之筋と心得、同(天保十四年癸卯)八月二十一日、水野越前守殿御先勤中
罷出、此もの見込之趣を以、上知御差止之儀申上候處、右は甲斐守
(鳥居忠雄)並其頃之御目付榊原主計頭兼て不伏を唱居候哉に相聞候間
畢、竟右兩人存意之次第聞及、彼是申上立候儀に可有之。元來右體之儀
は、携間敷身分、彼是存意申上立候段、心得違之旨御沙汰に付、押返申上
候儀も難レ成、其儘にいたし置候處。
と云うてゐる。此にて澁川は上知中止論を、水野忠邦に向て陳述し、忠邦より
却て、心得違の旨を諭されたことが、判判る。
其後右上知之儀差謎れ、議論區々にて、其節之御勘定奉行井上備前守、同吟
味役根本喜左衛門者、一旦被ニ仰出一候儀、今更御差止に相成間敷旨越前守殿
え申上。いまだ御治定の御沙汰無レ之候に付、御同人え者、甲斐守(鳥居)主
計頭(榊原)より諫争をも可レ致候得共、強て御取用無レ之節は、御政務筋に拘
り不ニ容易、自然越前守殿御在職之動にも可ニ相成一坏、甲斐守より噂も有レ

鳥居同僚の探偵

恐るべき陰謀

此にて見れば、鳥居等も、上知一件を、若し水野が固執する場合には、同人の
 一身上の進退にも關するに立ち至る可しと、既に勘付いてゐたものらしくある。
 其頃之若年寄堀田攝津守、並御書院番土岐丹波守、奥儒者成島圖書頭は、前
 書伊賀守（新見）同様御改革筋不伏にて、等閑に心得候故、自然甲斐守
 （鳥居）は熟知不致。其上其頃之同役、阿部遠江守、並大目付遠山左衛門尉
 者、右備前守申合、上知御差止等之儀に付、故障を構、既に同人は、甲斐
 守勤役之動きにも相成候様、品々取巧候哉之風聞も有之、安心いたし
 兼候間、右之面々如何之次第、承込候儀も有之候はゞ、爲知吳候
 様、同人よりの内頼受。
 此にて如何に鳥居が澁川と相ひ結托して、他の身上を探偵し、一は以て他を陥
 れ、一は以て自からの位地を、固くせんとしたる事が判知る。實に小人の心を
 用ふる、其の陰險恐る可く、驚く可しだ。

【三六】澁川六藏の口供（二）

敵味方紛

上知徹底論者

當時の事情を察すれば、誰が同意やら、誰が反對やら、誰が敵やら、誰が味方
 やら、殆んど一切當てにはならなかつた。乃ち井上備前守の如きも、石河崎之
 丞の書付にあつた通り、阿部遠江守宅へ、跡部能登守、土岐丹波守、遠山左衛
 門尉等と密會した。（參照 天保改革篇、八一）此れは上知反對論よりも、寧ろ鳥居反
 對論であつたであらう。何となれば井上や、根本は、一旦發令したることは、
 飽く迄押し通す可しとの意見であつたと云へば、（參照 三五）上知論では、或は
 阿部、土岐、遠山等とは、其の意見が一致しなかつたかも知れない。但だ彼等
 五人は否鳥居に於て、協同策戦を取りたるものであつたらう。
 尚ほ澁川の口供には、「甲斐守其頃之同役（町奉行）阿部遠江守並大目付遠山左
 衛門尉者、備前守（井上）と申合、上知御差止等之儀に付、故障を構」（參照 三五）
 とあれば、彼等は寧ろ上知徹底論であつたかも知れない。何れにせよ否鳥居で

鳥居と堀
田新見の
不和合

あつたに相違ない。而して澁川口供には、
 其砌堀大和守殿(御側御用人親監)御勤中能出、御逢之節、右攝津守(若年寄堀田)、
 伊賀守(新見)とは時々御違存にて、畢竟右兩人御改革筋不滿、其上伊賀守
 は、丹波守(土岐)、圖書頭(成島)え申談、彼是不伏唱候哉之由、御内話有
 之候次第、甲斐守(鳥居)え咄聞候儀にて、一體之意味合考いたし候
 得者、前段同人(鳥居)申聞候次第尤にて、甲斐守は前書之通、御改革筋
 一途に踏込取計候故、越前守殿(水野)、大和守殿(堀)御存意に相叶、自然
 右等之處より、攝津守、伊賀守とは、内實不熟に相成候哉も難計。何分
 右體重き御役人熟知無之候ては、一體之御政事も不行届、尤恐入候儀に
 て、且は丹波守、圖書頭儀、右體御改革不伏を唱候段は、如何にも難心
 得次第に付、同九月(天保十四年癸卯)中、右等之趣愚意取調、上書可致と、夫
 々文段等相繕、越前守殿、大和守殿、甲斐守(に關する難問の説は)申上候儀
 は、御取上無之様、書面取綴罷在候折柄、石河崎之丞罷越、同人は兼

石河に内
談

黨同伐異
の盛行

澁川水野
に出入禁
止せらる

々々懇意にて、甲斐守方えも立入之儀世話いたし遣、同人も入魂のものに付、
 前書差違之次第咄聞、依ては左衛門尉、遠江守、備前守者、素々御不爲之者
 共に付、銘々不正之形跡相探、吳候様いたし度。尤右之次第に付、朋友之
 信義難忍、甲斐守を救可遣心得にて、御政事向之儀に付、見込之趣
 上書いたし候合之趣をも咄聞。
 とある。如何に鳥居甲斐を中心として、黨同伐異が、當時の幕府群僚中に行は
 れつゝあつたか判知る。最も此件に付き、澁川の上書は既記の通りだ。(參照
 天保改革篇、七九)尙ほ澁川の口供中には、鳥居及び澁川等が、如何に水野忠邦と
 相ひ乖離しつゝあつたかの消息を傳へてゐる。
 夫より越前守殿罷出、前書上知之儀を、品に寄御同人御身分にも可拘哉
 と存候間、何れにも御沙汰止被二仰出一候、方可然旨、強て申立て候處
 以之外御不滿之様子にて、以來罷出問敷旨被二仰聞、其儘歸宅いたし候云々。
 とあれば、澁川は上知中止論にて、頗る水野の感情を害し、其の門に出入する

を斷られたるものと覺ゆ。

備前守（勘定奉行井上）善左衛門（勘定吟味役次席根本）御役御免被仰付。（天保十四年間

九月七日）

身分掛念

右者上知一條之儀にも可有之哉と略相察候得共、越前守殿には、何等之御沙汰も無之、旁此もの身分をも深く掛念云々。

とある。是れにて若し水野が、此儘在職せば、鳥居や、澁川の身上が危いものと、心配したることが判知る。而して、

水野に對する鳥居澁川反噬

猶人々之風聞探索等、甲斐守頼候者、全越前守殿御在職之動に相成候様可仕成内存にも可有之と推量、如何之儀と乍心附、最前上知之儀に付存意之次第御同人え申立候節、右體之儀に携問敷身分存意申立候段、心得違之旨、察度受候逆、其身之安危を存量、頼之趣承請云々。

に至りて、如何に鳥居、澁川の徒が、水野を反噬し、彼を排擠す可く、密偵を

利用したるかを知る可し。惜いかな水野は、此の如き徒輩と共に、天下の大政を更革せんとす。其中道にして挫折したるも、固より宜べなりと云はねばなるまじ。

刑場の狗

刑場の狗

予聞く、刑場の狗、一たび罪餘の片鱗を嗅すれば、其美復た忘るべからず、終に獺犬となつて人を見れば即ち咬み以て快となし、其欲盈るに及ばず、終に撲殺に遇ふに至ると。鳥居甲斐の如き乃ち之に類する無らん乎。甲州未だ耀藏たりし時、日付にて同氣相求る天文方見習澁川六藏を吹擧し、書物奉行たらしめ、書物奉行は林大學頭配下にして、將軍手元の書風山文庫を司る。先任は林式部にて、大學頭の末男藤濱と號する人なりしが、同人二の丸留守居に轉じ、昌平營を兼務せし後任は即ち六藏なり。此人世々天文方にて、横文を讀み得るにより、夫の高野長英、渡邊華山等の人も知り、併せて其著述物語、偵機論の類世間に未だ知らざる日、早く知り得て耀藏に示し、耀藏之を得て終に許きて、獄を起し、連累數人に及びたりき。此獄自餘の日付役の能く告訴し得可きにあらざるを以て、頗る同僚中に譽を得しより大に得色あり。以來兎角聰明を用ひ過ぎて人を誣罔し、告訐を以て主旨となし、羅織構陷屢々疑獄を起し、無辜に慘苛を被らしむ。矢部氏の事の如き、尤も其惡むべきの擧にして、壬寅の丙申を距る七年の後なるも、廻りて仁杉五郎左衛門の罪を治し、

渡邊、高野等を許

百方蠱惑

其不問に付したる當任の奉行筒井氏が罪は罷役に止りて、後任の矢部は擬律の輕きを以て禁錮沒籍とは何等の處刑なる哉、非理も亦甚たし。蓋し矢部が才識物望共に己が上に出るを以て平生之を媚嫉し、中傷する所あらんとせしも、未だ其間を得ざりしが、仁杉が罪を擬するの寬に失せしと云ふに及んで、始て宿志を達するの時來れりと爲し、西丸造營の議に矢部は水野越前守に忤ひ、再び要地に擧られたりと雖も、一旦隙を生じたるに根し、百方蠱惑終に此獄を結ぶに至れり。鳥居罪を被るの日に至り、矢部が後は召出され、人心の不平は慰したりと雖も、天保の改革をして、美を寛政に嬾ふするを得ざらしめしは、實に遺憾の甚しきと云はざるを得ず。〔宛兼遺稿〕

〔三七〕 高島秋帆の處分

高島羅織の張本人

鳥居事件の落著は、延いて高島秋帆事件の落著に及んだ。元來高島の疑獄は、鳥居忠耀によりて發生せられたと云ふ能はずんば、少くとも彼によりて羅織せられた。鳥居は自から蘭學者及び外國流儀の一切を忌嫌し、爲めに秋帆の西洋

鳥居本庄の同惡相濟

流砲術鼓吹に就ても、頗る不快を感じたのであらう。然も果して此れが爲めであつた乎、將た其の同惡相濟ひたる本庄茂平治の高島に啣む所ありて、彼を讒構したるを信じたるが爲め乎、或は信せざるも、茂平治の爲めに、強ひて高島を重辟に措かんとしたる乎。何れにしても鳥居は、高島を是非共罪に陥れんとした。

陰險鷲悍の甲斐を以て、險邪兇殘の本庄茂平治を得たれば、其の同惡相濟ひ、善良を中傷する固より怪しむに足らず。鳥居元より粗ば長崎唐蘭交易の事に就ては、地役人共舊來の宿弊あり、前後奉行も因循に過ぎ去りしを聞知したれば、猶ほ其地の人を得て、詳かに其由を探知せんと欲する念慮あり。然るに茂平治は長崎の産にして、併も町年寄高島四郎太夫と宿怨あり。因て甲斐に援附して、其志を果さんと欲せしより、相投じて膠漆の如く、命ずる所あれば、奉じて負かず。教光院了善の事（茂平治僞りて了善の門に入りて、彼を罪に陥る）井上傳兵衛の事（鳥居の命を受けて、茂平治彼を暗殺す）の如き、他人決して爲す能

高島死罪
を中追放
とす

鳥居失脚
に命懸
がらる

はざる所、能く忍んで之を爲し、以て甲斐が歡心を得て、己が宿望を十分に果さん事を企望せしなり。甲斐も亦能く其心を汲みて、長崎の獄を理する、頗る慘酷を極め、以て茂平治が勞に酬ひん事を思ひしなるべし。

去れば天保十四年卯年三月吟味相始め、其後追々吟味詰の上、四郎大夫儀は、長崎表に於て、死罪と伺ひたる處、時の老中土井大炊頭(原註 水野越前守は、此時既に病氣を以て、出仕を停められたり)差圖ありて、其段暫く差控申すべき旨云渡され(原註 鳥居の罪狀粗は露現の兆あるに因る)弘化二巳年二月に至り、平反して再吟味となり、掛り役は老中牧野備前守、寺社奉行久世大和守、大目付深谷遠江守、町奉行鍋島内匠頭、勘定奉行久須美佐渡守等にて、翌弘化三年七月二十五日落著、高島四郎大夫其外連累一同、夫々中追放以下の刑に處せらる(宛麻遺稿)

此の如く若し鳥居の審理通りに舉行したらんに、高島秋帆は正しく刑場の露と消ゆ可かりしものであつた。但だ鳥居の失脚が、秋帆をして、其の一命を繋

高嶋罪名

ぐを得せしめた。忍人の所爲眞に恐る可く、憎む可し。

先生は當時大禁たる密賣買を以て利を得、又公金を利し、彈藥兵糧を蓄へ、居宅を要害に構へ、謀反を企つとの誣告により、天保十三年十月長崎奉行の吟味を受く。先生一々明瞭に辯解して無實を證したるも、酷吏は之を處刑せずんば止まざるの意志を以て、翌年三月江戸に招致し、圜圖に投じ、不軌謀反、外國に通じ、日本を傾けんとする異志ありとし、一大疑獄を構成す。當時事理に明かなる要路の擁護と、江川英龍其の他門下の哀願等あるも、先生の危きこと、風前一穂の燈光に似たり。其の間幾多曲折消長あるも、遂に救解する能はず。數年を経て時局變轉、酷吏の失脚後、弘化三年七月漸幕府の威信を保つ手段として、微疵缺點に罪名を與へ、中追放申付安部家に永預けとなりて一段落を告げたり。(高島秋帆先生小傳)

鳥居の處分は、弘化二年十月三日に決定した。而して高島秋帆の處分は、弘化三年七月二十五日に決定した。而して此に連座して、其の罰を被りたるもの、

多數連座

泰山鳴動
鼠一匹

百餘人の多數に及んだ。然も其實は泰山鳴動、鼠一匹の諺に過ぎず。畢竟鳥居の羅織より出で來りたるものにして、唯だ幕府は其罪にあらざるを知るも。今更ら無罪放免して、其の威信を傷けんことを虞れ、強ひて微嫌小過を指摘して、其の處分を了したるに過ぎなかつた。されど事の此に止まりたるは、要するに鳥居失脚の餘惠とも云ふ可きであつた。

第六章 英米船頻りに來る

【三八】 英船長崎に來る

英國東洋
貿易の進
歩

英國の東洋に於ける商業は、一八一三年（文化十年）東印度商社の印度に於ける、貿易の專賣權廢止と同時に、長足の進歩を來した。而して爾後二十年、支那との貿易の專賣權の廢止と與に、更に一層の進歩を來した。而して其の餘力の、延いて日本に及び來る可きは、寧ろ當然過ぎる勢と云はねばならぬ。此れがモリソン號來航に就て、曾て日本の識者を刺戟したる所以であつた。（參照 文政天保時代、九三—九九）

支那五港
を開く

斯くて英國は阿片事件に就き、支那と開戦し。一八四二年（天保十三年）南京條約にて、香港を割讓せしめ、廣東、廈門、寧波、上海、福州の五港を開かしめ、其の東洋に於ける勢力は、愈よ濃厚を加へ來つた。

英人眼を
日本に轉す

然も一八四三年(天保十四年)七月二十二日、英國香港總督サー・ヘンリー・ポツ
 チンジャーが、清國と通商條約の附録條項を訂約するに際し、英文の要旨書の
 みにて談判したる爲め、清國全權に欺かれ、漢文原本には、香港と清國との通
 商を、新たに開かれたる、五港との間に限る條文あるに氣付かずして、之に調印
 し。その爲め香港の通商は、豫期程に振はず、實際は只だ香港と廣東とに限ら
 れたる姿であつたから、在香港の英國商人等は、眼を日本に轉じ來り。更らに
 進んで日本の貿易が、支那及び和蘭に限られたる、獨占制度を打破せんと企て
 た。マイテル著、香港史)乃ち此の模様を看取して、和蘭國王は、一八四四年(弘化元年)
 二月十五日、書を幕府に呈し、開國を勧めたものであらう。(參照 一三一―一五)
 日本では英國商人が、斯く日本に著眼したることを氣付きたる乎、否乎。そは
 甚だ覺束ない。されど英、清の間に於ける阿片戰爭などは、識者は能く之を傳
 へ聞いてゐた。さればやがて英國の船が、日本を見舞うであらうと云ふことは、
 固より豫期したものもあつたであらう。但だ幕府の當局者は、それに就て、幾

和蘭國王
忠告の一
因

幕府當局
の無準備

許の準備をなしたる乎。そは頗る覺束ない。彼等は寧ろ和蘭國王の警告通りに、
 外國船が日本に來り迫らなかつたのを見て、寧ろそれ程とも思はなかつたかも
 知れない。

英測量船
の長崎入
港

そは兎も角も、一八四五年(弘化二年)英國測量船サラマング號は、長崎に入港し
 た。今まヒルドレスの記載する所によれば、
 其の港口に近くや、數多の警備船は之を取り圍み、其の中の一船より和蘭文、
 及び佛蘭西文にて記したる書面を出し、檢使の來る迄、港口に碇を下す可く
 命令した。日本の官吏は船に來り、彼等は此船の來るとを、和蘭人から聞い
 て居り、且つ此船が琉球及び其の附近の島々にて、測量したることをも知り
 て居ると云うた。非常の骨折りもて、漸く上陸して、天文上の觀測を做すを
 得た。されど日本官吏は其の上長官に稟請するまでは、之を再びするなか
 らんことを懇請した。而して上長官に稟請する迄は、出帆をも見合せ呉れ
 よと云うた。而して彼等は此の爲めに二日滞在せんとを求めた。船長は、若

し天文上の觀測を許すならば、四日滞在す可しと云うた。されど彼等は然る時には此れが爲めに、彼等自ら懲罰を受けねばならぬから。との理由もて、之を拒否した。船には必要だけの食糧品及び其他を、望み通りに供給せられた。而して英國の船員は、日本人の態度が、威嚴と禮節とを兼ね具へたる

とを、頗る感心した。(ヒルドレス著、日本古今誌)

此の來航の事は、日本の記録には、七月三日、英船長崎に來る、薪水を與へて之を去らしむ。(徳川十五代史)

とありて、別段大なる印象を與へなかつた。固より此船は元來測量船にて、殊更ら貿易、通商の使命を有するものではなかつたから、穩便に立ち去つたのであらう。

日本に大
印象なし

【三九】 英船浦賀及び下田に來る

更らに嘉永二年に至りて、英國船は、浦賀に闖入した。其の顛末は、左の通りである。

マリナー
號來航

一八四九年(嘉永二年)五月廿九日、英國測量船マリナー號は、海軍中佐マゼソン指揮の下に、浦賀町に近き江戸灣に碇泊した。彼の云ふ所によれば、他

船の進入を許さざる場所よりも、三哩も近く進入した。彼が灣内に入らんとするや、十艘の舟は迎へた。斯くて蘭文、及び佛文の書類を渡され、碇泊若しくは進入を理られた。然も彼が固く進入せんとするを見るや、日本人は彼の船を曳き行かんとを申し出でた。夜に入りては、諸るの舟や、陸上から張番をせられた。頼ひに日本語の通譯者を、船に伴ひたれば、彼は來航の目的を告げ、其の名刺を陸上にある町の奉行に呈し、支那文字にて書き添へ、會見を求めた。

奉行上陸を斷る

奉行はそれに答へて、外人を上陸せしむるとは、國法に背反する。若し萬一奉行がマセソンを上陸せしめ、若しくは船を更らに深く灣内に入らしむるに於ては、奉行は一命を失はねばならぬと理つた。

マセソン下田に赴

マセソンは、灣内の測量を了つたから卅一日には、伊豆岬の他の方面なる下田灣に赴き、測量に五日を費した。而して天候の爲めに、更に二日滞在した。

マセソン上陸

下田灣に赴きたる二日目に、和蘭語に通ずる通譯者は、彼を訪問した。而して二個の浦賀から來れる役人は、臨監す可く訪問した。而して最後に十三哩を隔てたる町から高官來つた。(按ずるに並山代官江川英龍のことであらう) 投錨地の附近に、三個の漁村があつた。彼は暫時上陸した。されど日本官吏は隨行し、歸船せんことを願ひ、且つ請うた。船には澤山の魚類を供給せられ、而して小舟もて灣内より曳き出された。(ヒルドレス著、日本古今誌)

日本側營固

尙ほ日本側の記事としては、左の通りである。
嘉永二己酉閏四月八日、已上刻相模國城ヶ島三浦郡に屬す沖に異船見ゆ

只奔命に疲るゝのみ

る由、浦賀奉行組三崎同郡に屬す詰與力より注進あり。よて奉行、其よし御固四家四家は近江國彦根城主井伊掃部頭直亮、武藏國川越城主松平大和守齊典、陸奥國會津城主松平肥後守容敬、武藏國忍城主松平下總守忠國なり。の人数に達し、また與力をして、糺問せしむるに、諸尼利亞船にて、かの船將手札を或筆記に書簡とあるは誤りなり。出し、水菜を請ふとて、同國千代崎同郡に屬す沖に繫留、これを與へ、江戸に言上す。此時四家の人数持場に出張して、追々江戸に届あり。嘉永二己酉閏四月十日、午刻、異船千代崎を退帆、翌十一日帆かけ、見隠れしよし聞ゆるにより、奉行四家の人数を引とらしめ、具に江戸に言上す。四家よりも同く届あり。(通商一覽續輯) 惟ふに眇乎たる一隻の測量船が見えたとして、四家の人数を繰り出し江戸に注進するやら、江戸から命令が下るやら、頗る大騒ぎであつたことが想ひやらるゝ。此の如く外船が、邊海に出没する毎に、陸上に於て、大騒ぎをしては、とても奔命に疲れて、永續するものではない。知らず幕閣は、如何なる方策もて、之

英の米に
以後れし

に處せんとしたる乎。尙ほ英國は日本の開國に就て、當時既に其の企畫があつたに相違ない。然も北米合衆國に先鞭を著けられたる所以は、歐洲の政局が頗る多事にして、到底思ふ様に、手を極東に伸ばす可き餘裕が無かつたからであらう。然も米國をして先鞭を著けしめたのは、畢竟英國の刺戟、與りて力ありと云はねばなるまい。

【四〇】米船浦賀に来る

米勢西漸

米國が太平洋に出で、其の勢力が西漸して、日本に迫り來らんとしたる事情は、既記の通りだ。(參照 文政天保時代、九四—九九) 爾來時と共に其の趨勢は愈よ速度を加へ來つた。而して天保の末期から弘化年度にかけては、更らに著明となつて來た。今まヒルドレスの記する所に依つて見れば、

マーカトル號

一八四五年(弘化二年)米國捕鯨船マーカトル號は、船長クーパーによりて、日本の北部の島々の間を航海する際、難破船に出會し、十一人の日本船乗を救ひ上げ、更に近傍の岩礁に避難したる同数の者を救ひ上げた。

斯くてクーパーは、是等の救助したる船員等を伴ひ、江戸灣に入りて、碇を下すや、無慮四百艘の武装したる舟に取り圍まれた。而して船を曳きつゝ、船中の武器を取り上げ、近隣の市街の前に連れ行いた。其處は多分小田原であらう。

江戸より
の通達

此處に三日間留置せられた。群集は奇異の目を以て見物した。かくて江戸から左の如き通達が參つた。
予は我國の難破船の者共から、卿の船にて伴ひ還され、而して彼等が善く待遇せられたとを承知した。されど我が國法に據れば、支那人、和蘭人以外には、斯る事は允許せられない。但し今回に限りて、除外例となすであらう。そは卿は未だ我が國法を承知して居ないから、斯く取り計ふたものと、判定

するからである。

爾來は此の如き仕様にては、日本臣民を受取る譯には參らない。若し彼等が斯る仕様にて、送還せられたる場合には、嚴刑に處せらるゝであらう。仍て右の旨を卿に警告し、併せて卿によりて他に告知せしむ。

薪水支給

卿の長途の航海の爲めに、船中に食料、薪、水の缺乏に就ては、卿の請に任せ、之を支給せむ。その他何なりとも入用の物は、支給するであらう。

灣外引出

此の令達を受取るや否や、速かに出帆して、直ちに本國に歸航せよ。以上の令達を受取ると同時に、船は澤山に食料品等を供給せられ、武器を返還せられ、而して一漚ばかり連續する曳舟にて、灣の外に曳き出された。此れはモリソン號の來航以來、江戸灣には警備船が斯の如く豫て準備せられてあつたものと覺ゆ。(ヒルドレス著、日本古今誌)

送還漂流

尚ほ通航一覽には、浦賀奉行伺書の中に、阿波橋浦船頭徳之丞以下九名、下總銚子港幸太郎持船奥州宮古村船頭重藏以下九名、合計十八名とある。而し

幕吏届出

てクーパーの浦賀灣に入つたのは、弘化二年三月十一日で、彼は其の來港の他意なきを告げ、幕吏も亦た之を諒とした。

追々御届申上候、私家來共乗留候、異國船房州館山浦え滞船罷在候處、浦賀表より通辯の者差出相札候處、同處に滞船は、西風を難儀に存、江戸海え乗入度由に候得共。右は難ニ相成一義に付、浦賀湊え致ニ入津一候様相諭、昨十一日酉の刻同所え致ニ入津一番等之義は、於ニ場所一浦賀奉行より申達有之、松平大和守家來一同警備罷在候旨、彼地出張之家來共より申越候、此段御届申上候。以上。

三月十二日(弘化二年)

阿部閣老の奉行諭

此にて米船浦賀灣入港の事情が分明だ。尚ほ此事に就て、閣老阿部伊勢守が、大目付浦賀奉行土岐丹波守へ達したる覺書は、左の通りだ。

外國え之漂流民共受取方之義に付、去々卯年(天保十四年癸卯)相觸候趣も有之候得共、此度渡來之異國人共、右之趣未相辨不申義にも可有之候

此度は全く一時之權道を以、漂流人於浦賀表一請取、去々卯年相觸候間、向後縱令漂流人送越候共、請取間敷旨、通辯を以申諭、食料薪水等相與へ、其外萬端之取計方、何れにも圖を不_レ失、後患を不_レ殘様厚く相心得、取計候様可_レ被_レ致候事。

一 右之通相達候付而は、明十三日浦賀表え出立いたし、異國船早々歸帆候様取計可_レ被_レ申候。歸帆相濟候は、委細之始末相尋候儀も可_レ有_レ之候間、少しも早く一と先歸府いたし候様可_レ被_レ心得一候事。

三月十二日（弘化二年）

されば穩便の取計は、奉行手限りの事ではなく、全く幕閣よりの命令であつたとが判知る。

弘化二年乙巳二月、浦賀表江亞米利加合同國
ネブヨルグ船渡來之手續

異船顯は
日本水主
四人房州
上陸
先上陸水
主差出

漂流人受取

二月十八日、房州白子沖江、異船壹艘打見候由に付、見届船出張之處、其前十七日、右異國船房州朝夷村江、著岸、松平阿波守手船水主幸助、下總國銚子幸太郎船水主留吉、上陸爲_レ仕、房州守谷村江、阿波守手船水主由藏、幸太郎船水主太郎兵衛上陸爲_レ仕出帆、洋中に罷在候儀ニ而、右上陸之者共儀、幸太郎船之方は、及_ニ難波船_一無人鳥罷在候處、同月七日、異船に被_レ助、阿波守手船之方は、難波船におよび、洋中に漂罷在候處、同八日異船に被_レ助、兩艘に而水主都合貳拾貳人、異船に被_レ助、右四人之者而已先爲_レ知之ために上陸爲_レ仕、跡より浦賀江、志し乘來候處、烈風雨ニ而難_ニ乘入_一、浦賀表見届船も難_ニ乗付_一、異船帆影も不_ニ相見_一、然處同月廿一日、幸助外貳人松平下總守陣屋より浦賀御役所江、差出、事柄相分り候付、猶乘留船差出候へ共、異船帆影も不_ニ相見_一、三月朔日に至り、乘留船引取申候。右に付下總守方より差出候漂流人三人、江戸表江相送り、御勘定奉行江、引渡之儀、土岐丹波守より相伺候處、河之通被_ニ仰渡_一、同月十日石河土佐守江、引渡候處（但前書四人上陸之處、内壹人太郎兵衛と申候者は、上陸之村方清水殿御領所に付、直ニ出府、清水殿屋敷江、届出候間、同所より御勘定奉行江、引渡相成候ニ付、浦賀よりは三人引渡相成候事）同月十一日、右異船房州洲ノ崎沖打見候付、乘留船出張、同州館山港内ニ而乘留候處、日本漂流人拾八人乗組居候ニ付、丹波守より取計方品々相伺候處、同十三日、外國漂流民共請取方之儀ニ付、去々卯歲御觸之趣も候へども、此度之異船は、右之趣未相辨不_レ申儀にも可_レ有_レ之間、此度は全く一時之權道を以、漂流人於浦賀表ニ受取、謝辭申上、去々卯年御觸之通、向後假令漂流人連越候共、請取間敷旨以_ニ通辯_一申諭し、食料薪水之外にも、御國禁之外は異人共望候品を與へ、圖を不_レ失様可_レ取計旨被_ニ仰渡_一候ニ付、右異船浦賀江、引入、同十四日御趣意之趣申渡、漂流人拾八人受取、薪水等之品差遣し、同十五日異船出帆

相成候。引續き拾八人之者共、石河土佐守江引渡申候事。(己酉雜綴)

【四一】土岐丹波守の意見書

權道取扱の因

阿部伊勢守が、既記の如く(參照 四〇)土岐丹波守に、一時の權道をもて、漂流人を浦賀にて受取る可く命じたのも、畢竟土岐の建言に基くことは、左の意見書に就て之を知るに餘りありだ。

土岐建言

今般房州沖え夷國船渡來、日本漂流人二十二名、當月(三月)八日九日兩日に、助乘召連來候處、右漂流人受取方之儀は先達而伺置、未御下知無御座候處、尙又愚存之趣左に申上候。去る卯年(天保十四年)唐、阿蘭陀之外、夷國漂流人連越候共、請取申間敷旨、

豊船特別の實意

漂流人受取の程當

御書付も有之、前々諸國え漂流人召連候節は、長崎表え差越候儀も、有之候得共、今般之儀は、海上にて難風破船を助來候儀に而、外國え渡り居候を、夷人送り來り候共品替り、夷國船之儀も、何れの國船とも相分兼候得共、多分は蠻夷之類に有之、兎も角も鯨獵船之趣に付、蠻國之漁民、他國の人を助ん爲に、己が職業を止め、實意より送り來候處。猶彼之地にて受取不申時は、自國の人民を棄候に當り、御不仁之儀、縱令長崎表え差送り候而は、蠻船も數日之産業を廢候而已ならず、長崎へ差送り候段申渡候は、蠻夷賤民之儀、自己之不都合を申立候も難計、歸國急人情より恩賜等に拘り不願立候も、其時に至り候而は、御取上も有之間敷。左候時は、都而恩を仇に報じ候儀と、心底殘る間敷者に無御座候。勿論御國法重き儀には御座候得共、外國え渡り居候ものを送來候と、海上途中に而乘來候ものを連來候差別も有之候間、漂流人は受取

御方の強
と成る所

夷船は厚謝し、相應之御手當をも被下置可然哉。漂流人も數日之苦心に、漸々彼地え著し、再生之心得にて悦居可申候。此節洋中に漂流候すら、一日千秋之如、待居可申哉と推察仕候處。一旦之苦難而已ならず、安心致し候處え、再長崎表え渡海仕候は、必虚弱は別而之儀、病氣等相發し可申、殊に南部之船之方には、十才之男子も居、骨肉いまだ堅り不申ものと存候間、必ず病み可申哉、歎敷儀と奉存候。此儀は漂流人を送り來候を名として、蠻船渡來候、漂流人相糺候得ば、虚實は元より相知候儀、必今般之通り取計候にも及申間敷、其時宜により可申儀と奉存候。

若又長崎迄差遣し候而迷惑爲致候段、後來見懲之爲に候共、重而急度外國より送り來候儀にも無之、然ば夷國え被對候而は、御仁惠之御所置を爲し候て、却て御方之強とも相成可申。縦令禽獸之如き國に候ても、仁義之儀は難敵儀と存可申、左候得ば、後患を殘す儀は有之の間敷。却而

途中護送
の困難

殘忍之儀有之候而は、彼を輕んずる而已ならず、非禮非義之虛名、御國體に拘り、不可然儀と奉存候。

且亦心配仕候は、平穩に長崎迄罷越候得ば宜敷候得共、他國之法度ともどかしく存、途中より漂流人をも、其儘召連、蠻國え歸り候は、都而彼え案内者を附置候様なる儀。途中護送仕候とも、遠路渡海之儀、何様之變事出來間敷共難申、左候、逆一般之漁船へ、數萬之人數に而差送り候様にも難至。浦賀表は別而御人少故、跡跡御備も差支、當惑可仕と奉存候。旁今般は於ニ彼地に御受取相成候方、當全之儀、且は前文以申上候通、途中に而助來候故、曾而御書付にも誓不申哉と奉存候。

右見込之通被ニ仰付候様仕度奉存候。御評議中を不願、愚存申上候段、甚以恐入候得共、此段申上候以上。

巳(弘化二年)三月

右意見幕府許容

以上の意見は、幕閣に容られ、而して漂流人二十二名を、浦賀にて受取り、厚く米國船に支給して、之を歸帆せしめた次第は、既記の通りであつた。○(参照四)然も米國船の浦賀に来る、此れが偶然にも其の先發の第一著となつた、日本は此れから多事となつた。

【四二】米國ビッドル提督浦賀に来る

幕閣の安心

米船出帆報告

幕府では米船の無事に浦賀を去つたことに就て、一先づ安心した。而してそれぞれ其の掛りの者共へ恩賞を與へた。今度渡來の異國船、一昨十五日朝六半時、浦賀表致ニ出帆一候付、私家來之者爲ニ見届一房州洲之崎迄致ニ出船一候處、帆影も不ニ相見一様相成一候

付、歸船之上、其段浦賀奉行え申届候處、警衛之人數引拂御備場向、平日之通相心得候様大久保因幡守より申達有之。依之平日之通相心得候旨、彼地相詰候家來之者申越候、此段御届申上候。以上。三月十七日

松平下總守

浦賀奉行賜以下賞

乃ち此の如く米船は其の帆影を没し去つた。而して幕府は、弘化二年三月廿九日 金五枚宛

御書院番頭格

浦賀奉行

大久保因幡守

大目付

土岐丹波守

此度浦賀表異國船渡來之節、取計方行届骨折候付、拜領物被レ仰ニ付

之。

松平大和守
松下總守

此度浦賀表え異國船渡來之節、固人數差出、諸事手筈行届候趣に相聞、一段之事候。此旨宜申聞べくとの御沙汰に候。

然るに米國にては、日本との交通に付、追々と國論が動いて來た。

米國國論
動く議員
案トの提
米政府の
艦隊司令
官訓令

一八四五年(弘化三年)合衆國紐育の選出議員ブラットは、米國と日本及び朝鮮との間に、通商關係を開始せん爲め、適當の措置を取らんとを、行政部に促すの議案を提出し、更らに其の理由書を附して曰く、他の國民が失敗したればとて、米國民が遅疑す可き理由はない。數百年間、鎖國主義を固執したる國の港及び市場を開き、我が合衆國の海員及び商人を入らしめ、兩國交通の道を開くは、正さに今日に在りと。而して此の議案提出後、三日を経て、合衆國政府は、其の東印度艦隊司令官に訓令を下して曰く、支那に駐在する合衆國

米艦瑪港
出發

浦賀入港

外交官エヴェレットは、日本の國君に捧呈す可き國書を携帶するを以て、貴官は宜しく日本の港は、果して艦隊を進むることを得可きものなる乎、否乎を試験せられよ。外交官エヴェレットにして、果して日本に近づき得可しとの意見であれば、貴官は其の目的の爲めに、自由に艦隊を使用せられよ。若しエヴェレット外交官が、之を否認する傾向あるも、貴官にして差支なしと認めなば、遠慮なく此の目的の遂行を努められよと。此の訓令を得るや否や、外交官エヴェレットは、自己の携帶したる信任狀を、司令官ビッドルに傳へたから、同人は現役軍艦コロンプス及びヴァインセンスの二隻を率ゐ、即時瑪港を出發して、一八四六年七月二十日(弘化三年閏五月廿八日)相州浦賀港附近の野比村沖に入つた。

弘化三丙午閏五月廿七日遠江國沖合に、異國船見ゆるよし、廻船のものより、浦賀御番所に注進あり。また浦賀奉行組與力、三崎在勤のものより、城ヶ島沖合に二艘見ゆる旨、浦賀奉行所に注進す。よて大久保因幡守、平根

山御備場に出張し、諸事嚴重の警衛ありて、言上に及び、且其の家人より松平大和守齊典、松平下總守忠國の陣屋に異船の事達す。

大船將官より差出す横文字和解

此度政司共之心願を、爲奉御上一候。私儀御當地へ罷越、一應口上に而御願申上候通、猶又書面に認奉差上一候。アメリカ國は、支那と通商の信義を結び、數月彼國に致逗留、今本國へ可歸之處、態々御當地へ渡來仕候。其次第は支那同様、於御當地も、交易之道を開願仕候儀に御座候。若御免之御沙汰を蒙り候は、御當國通商之儀は、御國法通に相守可申候。政司に於ても、奉差上一候和文之趣意、通商いたし度存念に御座候。

曆數千八百四十六年六月廿二日

船號

コリムピュス
ビッデレ

米船差出
書簡

通商開始
の目的

乃ち今回は漂流人を送り届くるなどと云ふ譯合でなく、全く通商貿易を日米の間に、開始せんが爲めに來航したのであつた。

(通航一覽續料)

【四三】幕府米艦に鎖國の諭書を與ふ

米艦來航
始末

尙ほビッドル司令官來航の顛末に就ては、左の通りの報告書がある。

閏五月廿七日、巳之中刻、異船沖合に打見候段、三崎詰與力共より注進申越。其後追々注進有之候付、爲見届、組與力、同心、通詞爲乗組、六番船迄出張候處、異國船二艘に而、追々艇寄、野比濱沖懸留、船中之様子、國元等爲相糺一候處、亞米利加州の中、パチトン船に而、大小二艘之内、小船之方、元船支配の由。元船之方、大筒八十三挺、小筒八百挺、短

米船模様

通商願不許可

筒八百艇所持能、在、船主ビッデルと申、人數八百人乗組。小船之方、大筒二十四艇、貳百人乗組能、在、去巳四月、國許出帆之由に而、願書差出候間、通辭へ申付、和解爲致候處、交易之儀相願候趣にて、尤口上にても仔細爲相尋一候處、廣東え通信之儀に付、軍船にて相越。夫より當國え交易之儀相願度能越、アメリカ本國政司より被申付一候儀に付、通商願之通、御開濟相成候へば、何程日數相懸候而も、不苦願不ニ相叶一儀に候ば、一日も早く出帆仕度旨申聞罷在候處、六月二日、我國は新に外國と通信通商をゆるすこと、堅き國禁故、早々歸帆可致、此後幾度來り願とも、無益之事なれば、來問敷、且外國之事は、長崎にてあつかふ國法にて、此地は外國之ことあつかふ所にあらざれば、再び來るまじき由、論文以申諭し候様、御老中方より御差圖有之。同五日組與力共、其外異船え差遣し、論文之趣、與力共より爲申渡一候處、奉畏候旨、請書差出、同六日風模様不レ宜候に付滯船、同七日出帆いたし候。(已酉雜談)

幕府論書

而して夷人へ御論書なるものは、左の通りであつた。
 此度我國に交易致度旨願ふと云とも、我國は斯る外國之通信通商を免事國禁にして、免さざる事故に、早々歸帆すべし。先年より度々通商願國も免さず、其國とても同様之事なれば、此後幾度來願とも無益之事也。勿論外國之事は、長崎にて扱ふ國法にて、此地外國之事を扱ふ所にあらず。されば願申度旨ありとも、ここに來候而は事不レ通問、再び爰に來る事なかれ。

(懷巻裏話)

當時の模様

尙ほ當時の模様にて記すれば、一八四六年七月廿日(弘化三年閏五月二十八日)相州浦賀港附近の野比村沖に、ビッデル司令官の率ゐたるコロンブス號、ザインセンス號の來著するや、浦賀奉行大久保因幡守は、通辭もて來航の目的を質した。ビッデルは、日本が果して開港したる乎、否乎を確め、若し未だ開港しなかつたならば、新に合衆國と條約を結び、自由に交通せんことを求むるにあらざる旨を答へた。奉行は書面にて提出す可しと要求したから、彼は直ちに筆記し

て差出した。奉行は不日幕府から相當の指令あるべきを以て、それ迄一人たりとも、上陸を許さずと嚴命して去つた。

翌日日本官吏一名、米艦を訪問して、武器の引渡を要求した。されどビツドルは軍艦なれば、其求に應じ難しと之を拒絶した。又た彼は支那が英、米、佛と結びたる條約の漢譯を、日本官吏に與へんとしたが、日本官吏は後難を慮りて、之を受取らなかつた。

米船武器引渡を拒す

幕府防守の備へ

米艦來著の報、江戸に達するや、翌日在江戸の浦賀奉行、一柳一太郎は、急行して浦賀に至り、大久保因幡守と、防守の方略を相議し、松平大和守、松下總守は、兵を出し、浦賀一帯を警衛し、大久保加賀守、保科能登守、酒井安藝守、米倉丹後守、稻葉兵部少輔等も、亦た幕府の命により、兵數百を出して、之を應援した。同二十二日（我が六月五日）兩奉行番所に出張し、部下の組與力中島清司、田中信吾、同心手附數人と川越、忍、小田原三藩の士を米艦に遣し諭書を交附せしめた。其の旨趣は前記の通りであつた。固より、薪水糧

食等は、船員をして缺乏之感せざらしむる程度に於て、之を供給した。

ビツドル來航

異船遠州洋出現

一八四六年（弘化三年）米國東印度艦隊司令長官ビツドルはコロムバス及びヴィンセントの二艦を率ゐ、七月七日清國舟山を發して日本に向ふ。我聞五月に至り異船一隻遠江洋に來り、尋で二隻相模城ヶ島外に來ると報す。浦賀鎮臺大久保忠豊大津富津の陣營に轉知し警備を嚴にす。船進んで松輪を過ぎ、野比洋中に来る。忠豊即ち一屬吏に蘭通詞を附して遣り尋問せしむ。ビツドル乃ち書を呈し、且つ曰く、日本は支那の如く海港を開きて外國貿易を許すや否や。若し許すとせば、通商條約を結ばむことを望む。忠豊例規に依り、船を港内に入れ、兵器銃砲を出さしむ。ビツドル肯ぜず。忠豊其異心あるを疑ひ、急を江戸に報す。關老阿部正弘、即ち松平齊典、松平忠國に令し、兵を率ゐて親ら陣營に赴かしめ、又浦賀奉行一柳某に命じて往いて忠豊を授けしむ。六月齊典觀音崎砲臺にあり、兵を分ちて旗山、十石山を衛る。忠國亦富津にあり、竹ヶ岡、大房岬、明金崎、洲ノ崎を衛る。鎮臺更に沿海諸藩に檄して出兵せしむ。是に於て保科能登守、燈明臺下に陣し、米倉丹波守平根山下に、稻葉兵部少輔鶴崎千歳浦に、酒井安藝守久里濱に、大久保加賀守野比浦に海上各兵船を繋ぎ、米艦若し命を奉ぜざれば、一齊に之を攘斥せむと構へ、旌旗海に飄へり、船舶の往來織るが如し。米艦は命を持つこと一週日、七月二十八日（陽曆）浦賀奉行幕府の諭書を持ってビツドル

陸上警備

と日本船中に會し、國法に據り通信を辭する旨を傳ふ。(大日本文明協會編日米交渉五十年史)

【四四】米艦來去に關する雜事

米司令官
侮辱さる

書簡受授
の紛紜

ビッドル司令官の自から云ふ所によれば、幕府からの諭書受取渡に際して、彼は日本の武士から、侮辱せられた一事がある。予は不愉快なる出來事を告げねばならぬ。日本官吏が、皇帝(將軍)の書簡を携へ、小舟にて來れる朝、予に其舟に來りて之を受取らんと求めた。予は之を拒み通譯者に向て、如何なる書簡でも、苟も彼が携帶したものは、此の船に來りて渡す可しと告げた。此には日本官吏も同意した。但だ彼は予の米國司令官の書簡は、米艦にて受取たから、皇帝の書簡も亦た、日本船にて

ビッドル
日本船に
至る

小艇に突
戻さる

日本官吏
の陳謝

受取るが至當であると思ふと附け加へた。日本官吏は、自己の意見を尊重したが、然も予が之に反對するや、之を撤回した。されど彼を満足せしめた方が、予に取ても然る可き事として、通譯者に向ひ、予自から日本船に赴き、之を受取る可き旨を告げた。通譯者は日本の小舟に還つた。一時間ばかりの後、予は正装し、小艇にて、日本船の傍に漕ぎ附け、方さに乗り移らんとする際、舟上に於ける一日本人あり、予に一撃を與へて、予を小艇に突き戻した。予は直に通譯者を呼び、其者を捕へんことを求めて、本船に還つた。(ヒルドレス著、日本古今誌)

尙ほ事後に就ては、左の記事がある。

通譯者及び若干の日本官吏は、米艦に來りて、此の意外なる出來事に付き、陳謝し、ビッドル中佐に向つて、彼が日本船に來れる目的が、諒解せられてゐなかつた爲めに、斯る間違を生じたとを納得せしめ。而して如何なる刑罰でも、中佐の欲するまゝに加ふ可しと申出でた。されど中佐は、日本の法律

穩便落著

にて然る可く處分す可く、且つ此れは日本官吏の命令でなく、一私人の行動に止つたことを諒として、それにて事は落著した。(同上)
尙ほ米國の諸書には、此れ畢竟日本人が、亞米利加を輕蔑したる徵證にして、米人の威嚴を毀損したること甚しと雖も。日本人をして敵意を挑撥し、若しくは合衆國に向て、不信の念を懷かしめざる様にとの訓令に基き、穩便に了したるなりと云うてゐる。

エグエレ
ツトの痛

然も外交官エグエレット(参照 四二)は、ビッドルの措置が、甚だ緩慢にして、機宜を失したるもの。國と國とが書信を往復するに際し、一方が故意に禮儀を無視して、國交を害せんとするは、其例に乏しからず。中佐が此際日本政府から受取つた返書は、正に此例に相當してゐる。此書たる宛書なく、調印なく、日附なし。以て日本人が如何に外人と交通し、通商するを厭忌する程度の甚だしきを知るに足らん。且つ司令官の談判は、頗る用意の周到を缺き、日米交通問題をして、來航以前よりも、一層困難なる情態に陥らしめたこと、之を痛

日本供給
の食料品

嘆してゐる。(開國大勢史)

尙ほ日本から米艦に渡したる食料品は、左の通りであつた。

アメリカ人相望 候に付、於ニ浦賀ニ差遣 候品々。

- 一、梨子二百 一、李貳斗 一、林檎貳千貳百五十 一、大根二百三十本
- 一、大桃千六百 一、唐茄子百貳拾五 一、人參五十八本 一、菜百把 一、茄子千貳百五十二 一、隱元豆八斗九升 一、白瓜七十五 一、青瓜百五十七 一、薩摩芋十四貫貳百目 一、大眞桑瓜百三十 一、玉子貳千三百五十一、鷄四百貳拾四羽 一、薪六千 一、粳七俵 一、玄米一俵 一、白米一俵 一、小麥二俵 一、竹細工籠大小十七 一、鱒十本 (新伊勢物語)

而して彼等の出帆に付き受書は、左の通りであつた。

米船出帆
受書

「浦賀にて和解」

於ニ御當國ニ外國之通信通商不レ被レ爲レ成ニ御免一候趣、今般御書付を以、被ニ仰渡一奉レ畏 候。就ては風順次第、早々出帆可レ仕 候。此段御請奉ニ

申上候

曆數千八百四十六年

六月廿七日

船號 コリユムピユス
ビッデル

〔新伊勢物語〕

此の如く兎も角もビッドル中佐は、文句なしに浦賀から退帆した。

〔四五〕 米艦浦賀來去に關する水戸齊昭と阿部正弘との往復書簡(一)

齊昭の要

米艦浦賀に來去したる事に就ては、水戸齊昭は固より沈黙す可き筈が無つた。彼は阿部正弘に向て、其の顛末の報告を求め、之に對する幕府の措置に關して、

姑息手段の不利

其の意見を開陳した。彼は相變らず、文政令、即ち溯りて云へば、寛永度の打拂令を厲行するを得策とし、幕府が寛政令を恢復したる天保令、即ち薪水食料を給與して、諭示歸帆せしむる手緩き方策を、撤廢せんとを要求した。

諸大名勝手痛みの

一寸逃れに御内々福建等にて、交易爲ニ御濟にも相成候はゞ、〔參照 二〇一 八〕少々の内は、穩の様に見へ可申候得共、又々八丈對島等之島々へ手を出し候儀無疑被存候。且又浦賀之儀も被下物等有之候へば、來年は勿論、當年中にも、又々來候半も難計、其時々被下物有之候はゞ、艦をば度々寄可申、其時々人數を出し候はゞ、大名は勝手も痛み、初は千人出候者は、五百人、三百人と申如く、段々に減じ、萬一事有之節は、如何にも御手薄にも相成候半。尤大名の義、順番に被仰付候はゞ、痛は同人のみ出候とは相違可致候へ共、惣いたみに相成、夷狄は船を寄候へば、益に相成のみにて、乍憚御無益かと奉存候。〔新伊勢物語〕
又た曰く、

第六卷 四五 米艦浦賀來去に關する水戸齊昭と阿部正弘との往復書簡(一)

又浦賀等へ寄候時々被下物等有之候ては、此後とも年々夷狄近付様相成候へば、夷狄を率て、人を食しむるに至り、たとへ夷狄にては、御仁恵と申候とも、内地の人々は御怨み申候様相成可申。且夷狄にては、表向は如何申候共、内實は日本を呑候心に候へば、右位の義を、御仁恵と難有存候事には無之、隠し候故、被遣候計可存候。左候へば、夷狄は格別難有は不存、大小名初痛候て、如何様御爲を存上候ても出来不申様、終には成行可申候。

又た曰く、

彼は大國我は小國、とても御六ヶ敷御事に候得ば、一切寄付不申が日本の御爲と奉存候。病も陽症は治安く陰症は治難く、一時に防禦候方は致易く、段々に喰込候ては、長くかゝり候中には、彼が術中に落申候。吳々も開國以來萬國に孤立申候日本を、今徳川の天下にて、永世の害に相成候緒口御開に相成候。而は、決而不被爲濟候故、厚く御評

議にて苟安、姑息を御用無之様至願に候。(同上)
如何にも痛快の議論だ。但だ彼は永久の孤立即ち鎖國が、日本にて實行出来得可しと考へてゐたのであらう乎。寛永鎖國令の發布の時代と當時とは、世界列國の形勢が、非常なる變化を來たしたとに氣付かなかつたであらう乎。されば彼の議論は、到底言ふ可くして行ふ可らざるものたるとは、分明ではない乎。然るにそれを幕府に強ひて行はしめんとするは、是れ實に無理なる注文ではあるまい乎。

此に對して、當時の閣老阿部正弘は斯く答へてゐる。

一 異船打拂之儀文政八年之觸出しに、(參照 文政天保時代、七六―八〇) 改復無二念一打拂候様觸出しに不ニ相成一候ては、實に日本永世之御爲不レ宜。彼是と事を設、仕寄を附、本邦之動靜を伺候。度毎に國力を費し、終には交易に事寄、追々蠶食いたし候歟、又は度々渡來、内々此方之越度を伺、夫へ附込、争端を開き、戦争を企候歟、何れ兩端之内に陷候義を相待居

打拂復舊の困難

海岸備向の不充分

候事歟と推察能^レ在^レ候間、早速觸直し有^レ之度義には候得共。一旦觸出し候儀を、事故なく打拂に相復し候而は、自ら鬭争をむかへ候場も有^レ之、勿論昨年来諸方海岸へ異船來測量坏いたし候儀も有^レ之、且此度琉球浦賀等へ軍船差向け、品々不^レ穩振廻も有^レ之儀に付、右を申種にいたし候得ば觸直し候謂、更に無^レ之と申には御座無^レ候得共。當節海岸御備向いまだ全^レ嚴重とも申難。既に此度浦賀之儀も無事に帆仕候間、無^レ故相濟申候得共。若亂妨之儀共有^レ之節は、中々打留可^レ申見居も無^レ之程之事情に相聞へ、右様之處へ此方より打拂之儀觸出し、渠より及^レ無儀一候節は、必勝之利甚^レ無^レ覺束。左候得ば、日本之恥辱、實に此^レ上無儀に候間、先づ浦賀表を始、諸國海岸御備向、今一層嚴重に被^レ仰出^レ夫々手厚に相整、御國內充實いたし候上、取計候方と奉^レ存候得共。右を相待觸出し候ては、中々早急之取計には難^レ相成^レに付、近海之御備向一際行届、彼之軍船に對し可也戰爭にも可^レ被^レ及程に、警衛も相整候上

亂妨狼藉の場合

にて、觸直し候方と、此儀專評議中に御座候。尤其内少しにても渠より亂妨狼藉いたし方等も有^レ之候は、御備向充實を不^レ相待、其越度を申種に、即時觸直し可^レ申心得に能^レ在^レ候。何分早々御備向一際嚴重に相成候て、渠が術中へ陥り不^レ申内、觸直し有^レ之候様いたし度勘考能^レ在^レ候。此れが正弘からの返書の一節だ。彼は日本の武備が充實せざるを以て、今急に打拂令を恢復し、事端を起すに於ては、我に於て勝算なく、却て國辱を招くに至るも測り難きを以て、姑らく其の時節の到來を俟つ可しと云うた。

【四六】
米艦浦賀來去に關する水戸齊昭と阿部
正弘との往復書簡 (二)

食料薪水
供給申譯

尙ほ食料品薪水等給與に就ては、阿部は左の如き申譯をした。

不得止食
品相渡

一 浦賀表へ渡來之異國人へ被下物之儀、御議論之趣、御尤之儀と奉
存候。此度渡來之船は、素より漂流とも違ひ、渠より事を設渡來いたし
候儀故、被下物等可有之筋合には、毛頭無御座候處。食料薪水等願
出候に付、可被下之哉之趣、奉行より伺申越候に付、強而奉願
候上は、薪水は差遣可申。食料之處は、容易に與へ候儀には有之間
敷。乍併自然及ニ餓死候程に而、達而願出候を、奉行心得に而、聊
食料相與へ可申旨及ニ差圖候處。異船より歸路食料に差支及ニ飢餓候
故を以、強而願出候に付、不得止奉行手限にて相渡候趣に御座候。
(齊昭は此書の欄外「本文不レ得レ已とは聞え不レ申、此方より手引候やうに被レ察候」と評語を下してゐ
る) 尤船中貯高をも不見届差遣候段は、手拔之儀と奉存候。且
品數並員數等も相増差遣候趣に付、奉行歸府之上、委密承り候へ
ば、守衛向も前後之次第にて(參照四五)其場事情無レ謂取計にも相聞不

幕吏十二
分の引目

阿部申譯
の反駁

申候。即ち守衛が手薄き爲め、彼方の要求を容れざるに於ては、或は亂妨に及ぶやも
料り難く、それでは此方の國辱ともなるからとの意味合であらう。最早當時に
於て、幕吏の重なる者共が、外國船及び外國人に對し、十二分の引け目があつ
たどが、此れにて判知る。
尙ほ阿部から打拂云々に就き申譯(參照四五)に對し、齊昭は重ねて、それに
對し、左の如く意見書を與へてゐる。
此度之御書面之趣にて、大に安心致候。一體寅年(天保十三年)之聖人臭さ
御達は、以の外に候得共、今に相成候ては、無レ已候處、右御達にても
「逢ニ難風一漂流等にて、食物薪水を乞候迄に渡來候を、其事情不ニ相分
に、一圖に打拂候は、萬國へ被對候御所置とも不レ被ニ思召一候」云々
との御達に候處、追々渡來は漂流には無レ之候へば、御打拂に相成候とて
も、寅年之御達に觸候御次第は無レ之候へ共。夫も一昨年長崎へ來り候

喧嘩仕懸
の買船

節不ニ打拂、又浦賀にても不ニ打拂一上は、此後逆も直に御打拂に相成義、於此
 此地一は御觸に無ニ相違一候得共。於ニ夷狄一は名を求度、元來喧嘩を仕懸け來
 り候船故、如何様にか無理に名を拵候て、戰爭致へく候得ば、今一度
 「カピタン」へ、寅年に云々御達に相成候處、漂流にも無レ之、求て渡來候
 船追々有レ之處、畢竟「カピタン」よりの通達不ニ行届儀か、又は御仁政にあ
 らへ、如此來候儀と相見え候處、不届之儀に付、以來は如ニ以前一打
 拂に改候へば、此後海濱迄寄來候へば、無ニ二念一漢蘭の船、並日本漂流
 人返來候とも、長崎の外は、一圓に打拂候條、諸國へ達し候様杯と
 申意味にて、御達有レ之上に無レ之ては、今にては打拂も相成兼候姿に可
 有レ之候へば、御評議も御尤に存候。無理なる義にては、一旦は押勝候
 様にても、長き内には御損に相成申候。異人にて名を付候のみならず、
 此地の人にててもやはり此方が御無理と存候ては、御損に相成申候。貴書
 にも有レ之候通り、此地の備向は、何分にも嚴重に致し、夷人にては名目

一圓打拂
の達し

齊昭意見
の要略

付候事不ニ相成一様、御仕向に致度候。
 此の如く齊昭は、先づ和蘭甲比丹をして、打拂云々の觸を諸外國になさしめ、
 其上にて之を實行す可しとの説だ。而して上記の書簡に更らに左の如く付札を
 してゐる。

齊昭の強
硬意見

又此後大名へ被ニ仰付一候には、如ニ以前一無ニ二念一打拂候は勿論、漢蘭の船
 たり共、見かけ次第打拂、又は以ニ計略一召捕候共勝手次第。於此此地一堅
 牢の船御免被ニ相成一候上は、燒捨候に不レ及、依ニ其功一船並船中の品共
 被ニ下置一候故、夷狄は一疋も不レ殘様召捕次第、打殺切殺候様、嚴重御達
 に相成候様致度候。内地の戰爭は、勝利有レ之候得ば、土地をも得候
 故、勵候場も有レ之候得共、異船防禦の義は、何益も無レ之候得ば、せめて
 は船筒等にてても取候得ば、少しは勵みの爲にも可ニ相成一候。船も上への異船
 の飾さへ取かへ候得ば、骨は用に立申候。燒捨は無術也。
 齊昭は此の如く打拂の戦利品までも、計上してゐる。談何んぞ容易なるとは此

實行不可能の策

不可能を以て幕府を責む

幕閣諸侯共に人な

事であらう。又た其の付札の付札には、左の如く記してある。又曰、漢蘭兩國の夷狄さへ此地に居り不申候へば、下官の策を御用被遊候へば、浦賀等へ寄候異人は一疋も不殘召捕、死刑にいたし、船をも取上候へば、如何様の策にて有之哉、夷狄の方へは、一切不二分、打拂止候迄も策と心得、此後容易に舟は寄申間敷候處。兩國の夷狄共、長崎へ入込居候故、蘭學等致し、夷狄びいさなる者より、通じ候も難計、又は自慢に申聞候人有之も難計。萬一其儀夷狄へ通じ候節は、却て害に相成候故、無一疋召捕候は易く候得共、此策は致兼候半故、不認とある。右は如何なる策乎。齊昭當人さへも行はれざる策と云へば、強ひて之を穿鑿する程の事でもあるまい。兎も角も齊昭は、言ふ可くして行ふ可らざる事を以て、幕府を責め、幕府は亦た其の行ふ可らざるを知りつゝ、依違して之に應答してゐた。

大活眼、大見識者は、當時幕閣にも、大名にも、殆んど一人も無つた。而して若し強ひて其人を求めば、或は島津齊彬を以て答ふ可きであらう。

第七章 長崎に於ける米艦

〔四七〕 米艦ブレブル長崎に来る (一)

遭難米船
乗員の拘

ビッドルの浦賀來航は、全く米國と日本との、通信貿易の關係をつくる爲めであつたが、それ以外に偶然の事から、日本を見舞うたる米國船、若しくは其の乗組員があつた。即ちビッドルが、浦賀港退時と殆んど同時に、捕鯨船ローレンス號、我が東蝦夷なる、擇捉島ルベツ海岸にて破船し、一八四六年(弘化三年)六月上旬、水夫八人上陸し、數日間拘留の後、松前から長崎に轉送せられた。その一人は逃亡せんとして殺された。

右の遭遇

斯くて十七個月拘留の後、出島なる和蘭人に引渡され、一八四七年(弘化四年)の船にて、バタヴィヤに送られた。而してセラムボア・フリー・プレス(印度に於ける英字新聞)に、右水夫の署名したる談によれば、其の待遇は頗る苛酷であつたと

米領事の
本國政府
報告

右に就き
日本記録

米船ラド
ガ號乗員

云ふ。(ヒルドレス著、日本古今誌)
又た廣東にある米國領事パーカーは、之を本國の國務省長官(即ち外務長官)に報告し、其の大に虐待せられたる状を具し、且つ附言して、假令現今日米間に、修好通商條約を結ぶことは困難でありとも、せめて日本の沿岸に於て難破せる米國船の水夫に對し、人情に合へる待遇をなさしむることに關し、日本と條約を結ばんことを痛切に希望せざるを得ずと、申し送つた。
以上は米國側の記事であるが、我國側の記録に徴すれば、弘化三年五月、東蝦夷地擇捉島字トモシイに、異國人七名上陸す。翌四年六月三日、老中の命により松前志摩守之を函館より長崎に護送し、同七月九日長崎に著船し、奉行平賀信濃守之を受取り、九月二十日、幕命により、和蘭甲比丹に托し、之をバタヴィヤに送つたとある。何れにしても斯る小事故も、米國をして日本との交通を開くに熱心ならしめたる、一動機となつたことは、疑ひあるまい。
又た一八四八年(嘉永元年)六月、米國捕鯨船ラドガ號、乗組員十五人上陸の事が

あつた。今まヒルドレスの所記によりて、其の梗概を語らんに、一八四八年（嘉永元年）九月十五名の外人が、日本船にて松前より長崎へ到着した。斯くて彼等は戸を締めたる駕籠に乗せられ、彼等の居所と定められたる寺に送られた。その寺の周圍には、矢來を結び、外間との交通を遮断せられた。

蘭人の食料附與

和蘭商館の支配人が、彼等に衣服食料を贈與するの允許を得るには、頗る骨が折れた。彼等が一人も和蘭語を解せないから、彼等を監視する日本官吏は當惑した。而して遂ひに和蘭商館支配人の援助を求むるに至つた。

蘭船にて送還の期を失す

彼等の語る所によれば、その八人は米人にして、何れも青年だ。而して他の七人は布哇島の者共だと云ふことだ。彼等は米國捕鯨船ラドガ號の破船から遁れた。而して其船は日本海の淺瀬に乗り上げ、船は微塵に壞れた。和蘭商館支配人は、彼等を當年出帆の和蘭船に託し、バタヴィヤに送らんとしたが、其事を江戸に稟請するには、四十日を要するから、到底出帆の期には合はなかつた。

ブレブル號來る

此事は一八四九年（嘉永二年）一月二十七日附にて、廣東駐在の和蘭領事から、同地に在る米國理事官に報告した。仍て同地艦隊の指揮官ガイセンジャ大佐は、直ちに單檣軍艦ブレブル號を長崎に派遣し、中佐グリーンをして、右の水夫を連れ來らしめんとした。

右司令官覺悟

中佐グリーンは、先づ琉球に立ち寄り、同地滞在の宣教師ベッテルハイム（參照二〇一八）より、同地に達したる、江戸を見舞ひし米國の巨船の士官が被りたる、懲罰の誇大なる風説を傳聞した。而して同宣教師の意見によれば、琉球官吏が、ブレブル號に對する冷遇薄待も、恐らくは此の風説から、影響を受けたものであらうと云ふことであつた。此に於てグリーン司令官は、大いに覺悟を極め、長崎に到着して、日本官憲と應接するに際し、頗る決定的調子を取つた。

米漂流民の長崎護送

弘化四年七月九日、長崎奉行御届

當地並近國迄相替候無御座候事。

一、エトロフ島江 漂著仕候異國人長崎表江 海上差送候様、松前志摩守江 被ニ御渡候趣、爲ニ心得ニ一覽置候様、被レ成御渡候旨、并戸對馬守申越候間、向々江 申渡置候處、去ル九日、右乗船相見候段、注通有レ之候付、檢使並役々差遣候處、順風ニ而走込候間、當沖鼠島前江 爲ニ聚止、船中之様子相尋候處、異國人七人乗組、志摩守家來共替固仕、作法罷在候段申聞候。翌十日檢使其外差遣、異國人爲レ請ニ取之、端船を以當港ニ挽入、御役所江 呼出、紅毛通詞を以相糺候處、北亞墨利加洲之者ニ而、同洲ネウヨルク之内ボケーブセと申所より、爲ニ漁獵ニ出船仕候處、於ニ洋中ニ逢ニ難風ニ及ニ破船ニ候付、端船江 乗移、エトロフ島江 漂著候旨申レ之、聊疑敷儀も無ニ御座候。猶得と吟味仕、追々可ニ申上候。且又異人共國名歳附壹通入ニ御覽候事。

一、右異國人共阿蘭陀屋敷内江 可ニ差置ニ場所等無ニ御座ニ上、商賣中ニ而混雜仕候間、高野平郷之内綠嘉卷江 按ずるに崇福寺 差置、圍其外手堅補理、番人並役々附置、取締向嚴重申渡候事。以上。

七月十三日

平賀信義守

- 阿 伊 勢 守 様
- 牧 備 前 守 様
- 青 下 野 守 様
- 戸 山 城 守 様

別紙 國名並名歳附

北亞墨利加洲之内ネウヨルク名

シヨルク

二十四歳

同

ベ

二十七歳

右之通御座候。以上。

七月 平賀氏 留書

〔通航一覽續輯〕

【四八】米艦ブレブル長崎に来る (二)

ブレブル 號は、四月十七日(一八四九年、嘉永二年)長崎に入港す。日本船は來りて、竹

第七章 四八 米艦ブレブル長崎に来る (二)

二三三

竿の先に書類を挿みたるものを艦に投じた。此れは外船に對する訓令、若しくは質問等である。即ち何人も上陸を許さず、若しくは小艇にて、灣内を乗り廻すを許さず、日本政府の命令を待つて、何れも船中に静在せよと云ひ。又た船は定まりたる繫碇所に在りて、他所に動く勿れと云ひ。更らに船籍、乗組人數、若しくは其の來去の場所、又は漂流日本人を搭載せる乎、否乎の事の類であつた。

日本官吏の上船接

斯くて七人の日本官吏は、一人の通譯者を伴ひ上船し、其の繫碇所を示した。然も艦長が他に其の欲する場所を選定したによりて、日本官吏もこれを承認した。而して他の官吏は、艦長に向て、其の欲する所を問ひ、種々の問答をした。而して艦は日本の監視船にて取り捲かれた。例の通り食料品等の供給をなした。然も米艦は無償にて受取るを謝絶した。

監視船に對する米艦長苦情

翌日艦長グリーンは、此の監視船に付て苦情を陳べ、且つ長崎奉行に向て、來航の目的を告げた。二十二日、前の日本官吏は來り、追て廻答す可き旨を告げ

水夫引渡條件

た。グリーンは、憤然として其の遅延を詰つた。遂ひに二十六日に至り、和蘭商館支配人は病中に拘らず、種々周旋し、其の下役の一人を艦に送りて、江戸に稟請するの手續を省略し、米國水夫を引き渡す可き旨を答へた。その前日、艦長に一の書類が渡された。それには水夫の此迄の始末書と、他に艦長は彼等を引き取るや否や、直ちに歸航す可き事、及び總て漂流人は、支那及び和蘭船にて送還するの外、特別の取扱相叶はざる事であつた。即ち此の二條件の下に、水夫は引き渡さるゝことゝなつたのだ。

水夫拘禁始末

却説其の始末書によれば、彼等水夫は破船者でなく、逃亡者だ。彼等はサンガ―海峽の附近にてラドガ號より逃亡し、蝦夷海岸に上陸した。彼等には米や薪を供給せられたが、然も兵士にて監視せられ、其の周圍は幕にて張り廻し、外部を見るを得しめなかつた。

水夫同志の喧嘩

上陸後二日、彼等は他の村に移され、兵士によりて衛られた。而してやがて釋放せられ、船を與へらる可しとの約束にて楽しんでゐたが、其事の行はれざる爲

め、失望の餘、二人は逃走した。然も直ちに捕へられた。彼等同志の喧嘩が生じた。其の一人は牢に打ち込まれた。他の二人は再び逃走したが、乍ち捕へられ、前の一人と與に牢に打込まれた。而して牢屋の中にて、亦た喧嘩が始つた。よりて其の一人は引き出されて、緊しく鞭られた。

長崎送致

二個月後、總員日本船に搭載せられ、三人の囚徒は一の檻中に拘禁し、他の十二人は別の檻中に置かれて、長崎に送られた。而して當初は矢來を結ひたる、監視附の家に宿泊し、種々の尋問を受けた。而して當時在港中の和蘭船にて、送還せらる可き空望を懐かせられた。而して水夫の一人、マツコイ―彼は二十三歳にして、フィラデルフィヤ生と稱した。仲間中では尤も賢き者と見受けられた―はその船に乗る可く、第三回目の逃走を爲した。

水夫マツコイ

斷食

日本人の牢屋は、日本人には結構であつたかも知れぬが、米國人にはとても耐へきれないと云うた。彼は捕へられて縛せられ、枷をはめられ、探偵の嫌疑者として、審問せられた。それから日本の普通牢屋に打ち込まれ、三週間拘禁せ

られた。然も彼は自から餓死せんと威嚇し、三日間斷食したから、遂ひに其の仲間の許に還された。此れは彼等互ひに喧嘩せず、辛抱して其の釋放の時節の到來を待つ可しと、彼等を諭したる和蘭商館支配人の、調停の爲めであつたらしい。

【四九】 米艦ブレブル長崎に来る (三)

水夫の我儘

更らに一個月拘留せられて後、また逃亡は企てられた。されどマツコイ及び他の二人が漸く逃げ出すを得た。然も又たしも捕へられ、彼等は縛せられ、枷をはめられた。而して總員何れも公衆牢獄に打込まれ、惨めなる目に遇うた。併しそれは彼等が種々の我儘を作して、日本官憲に迷惑を掛け、官憲も殆んどその取扱に困つたと云ふことが、日本官憲から渡されたる和蘭文の書付に書い

てあるが、さもありませんと思はれた。而して米人の一人は病死し、布哇人の一人は自から縊れ死した。マッコイは既に日本語の幾許かを習ひ覚えられたれば、其の懇意となりたる監護の役人の一人から、プレブル號の到着を告げ知らせられた。

マクドナルドの歌待

以上所記の水夫等と同時に、他の亞米利加捕鯨船から、一人の水夫は引き渡された。彼は更らにより北の島嶼に、一個月乃至二ヶ月の後上陸したる者であつた。彼の名はマクドナルド、年齢二十四、オレゴン州のアストリアに生れたと稱した。逃亡の企てをもなさず、更らに惨酷の取扱に苦情を持ち出す程の事もなかつた。事實を云へば、彼は豊饒に生活した。日本人は彼を英語の教師として使用した。乃ちプレブル號に來つた一人の通譯は、實に彼に就て英語を學んだ者だ。

十字架を踏ます

彼等は悉く十字架を踏む可く強要せられた。彼等が之を否ひや、そは彼等が葡萄牙人でない證據の爲めであると云ふ譯合を、説き諭された。マッコイは語り、他の面々も之を確かめた話に曰く、マッコイが、日本の監護の者共に向ひ、米國軍艦が來りて、復讐す可き旨を告げたるに、彼等は少しもそれを恐れぬ。そは一年前、江戸の市中に於て、一人の日本兵士が、米國の司令官を突き倒したるに、何等の沙汰も無かつたからだと答へた。マッコイ、其他は何れも斯る事が有つたことを非認した。されど日本官吏は其の事實を説き聞かせた。此れは云ふ迄もなく、既記のビッドル司令官に關したる事件に就てあらう。

(参照 四二—四四)

ヒツトル司令官の階位
米益々修
感必要痛

マクドナルドは、其の釋放以前に、日本人からビッドル司令官の官位が、米國最高官から數へて、幾許の階位であるかを知らんことを求められた。彼は眞成の民主主義者として、人民を第一位に數へ、それから大統領、海軍長官、水師提督、大佐、中佐を數へ、その中佐であることを告げた。日本人は寧ろビッドル司令官の、高位なるに喫驚した。(ヒルドレス著、日本古今誌)

外國郵來
の頻繁

鎖國制度
の先
懸

る、我が通譯官森山榮之助は、實にマクドナルドに英語を學んだものであつた。然も上記の事實に徴して、米國は日本と、修好條約を締結するの、必要を感ずるに至つたことは、毫も疑を容れない。

又た嘉永三年（一八五〇年）幕府は和蘭船に託し、一八四八年（嘉永元年）擄捉に遺されたる米國水夫三名と、蝦夷海岸に難破したる英國捕鯨船エドマント號の船員三十一名を、バタヴィヤに送つた。當時如何に我が邊海が、外國船の來往の頻繁であつたかは、外國の書に、日本の或る地方に於ては、此頃沖合を通る黒船の數八十六艘を數へたとある。（開國大勢史）而して此の黒船の最大多數は、米國の捕鯨船であつたらしく思はるゝ。そは米人の遠洋に於ける冒險事業が、此際著しく發達し來つたからだ。

露國の北海に於ける脅威は、寛政から文化年度に於て、最も痛切に感せられた。〔參照 幕府分僻接近時代、二一—八三〕然も爾來英國の脅威は、天保年度に於ける、英國の支那に於ける戦争によりて、更らに痛切に感せられた。然も焉んぞ知らむ、

露、英二國に先つて、我が鎖國制度を衝き破らんとするものは、却て米國ならんとは。

第八章 北米合衆國の日本に對する畫策

【五〇】 北米合衆國と日本の開國

米國の太平洋面進出の所以

抑も北米合衆國が、日本を開國せしむるに就て、先鞭を著くるに至りたる所以は、必らずしも單純でなく、種々の事情湊合し、錯綜し來りたるものであるが。然も其の重なる一二に就て見れば、先づ露國の米國に對して、自由の政策を採りたることを數へねばならぬ。一八二四年(文政七年)露國が米國と結びたる第一回の條約にて、兩國民の太平洋に於ける航海、及び漁業の自由を宣言した。次で一八三八年(天保九年)第二回の條約にて、米國民は露國保護の下に、アラスカ沿岸の凡有る港灣河川に出入するの自由を得た。此れが爲めに米國の太平洋面に於ける活動は、自然に出で來つた。

加之當時大頭鯨は、北大西洋に於て、殆んど其痕を絶つたが、北太平洋に於

業

捕鯨船の不便

米の日本開國の要

米支交易

ては、尙ほ甚だ多く、此れが爲めに捕鯨事業の基地は、勢ひ太平洋沿岸に移らざるを得ない勢ひとなつた。而して捕鯨業の好望の絶頂に達したのは、一八四五年(弘化二年)にして、米國の資本一千七百萬弗以上は、極東に於ける、此の事業に投せられ、少くとも一萬人は、此れが従業員となつてゐた。

斯る事情であれば、我が遠海に黒船の出沒頻繁となつたことも、決して不思議はあらず。而して是等の捕鯨船が、難破に際して、其の救助を求め。其の缺乏に際して、薪水、食料等を補充す可く、日本の港灣に入らんとするに際し、我國は之を嚴禁し、不幸難破の厄に遭ひ、偶々上陸したる者は、乍ち拘禁せられ、其の不便云ふばかりでない。

されば合衆國政府が、此の情態を、その儘傍觀す可き筈なく、必らずや進んで日本の開國を迫るは、已むを得ざる勢ひであつた。

且つ捕鯨事業以外にも、太平洋沿岸の開發せられたる事情、一にして足らずある。例せば、英清戰爭の結果、清國は世界に開放せられた。而して第十八世紀

加州金銀

の末より米國の棉花は、清國を得意主としたれば、此の開放は、米、清の通商に刺戟を與へたるや言を俟たず。而して米國の勢力が、漸次太平洋沿岸に延長し來りたることも、亦た間接に米國をして、日本開國の先登者たらしめたる所以の一到に數へねばなるまい。

合衆國は一八四五年(弘化二年)から、一八四七年(弘化四年)の間、墨西哥と戦ひ、一八四八年(嘉永元年)の和約もて、加州を併せた。而して同年宛も加州には金銀の發見あり、墨西哥、南米、布哇各方面より、採鑛者の來集するもの、一八四九年(嘉永二年)中には、十萬人に達した。而して一八五〇年(嘉永三年)までは、合衆國の大西洋岸の人民は、南米を大迂回して太平洋岸に出でたが、彼等は一八五〇年三月九日、太平洋及び大西洋船舶運河會社を起し、其の事業の一端として、一八五一年(嘉永四年)汽船をもて、サン・ジュアン河及びニカラガ湖を通航する營業を開き、紐育よりサン・ジュアン河に至る鐵道、及びニカラガ國の太平洋岸より、桑港に至る鐵道と連絡し、以て合衆國の大西洋沿岸よ

ニカラガ運河開通

支那貿易志望劇増

運輸機關の發達

鎖國制の守不可能

り、加州に至る幾萬の旅客の交通に、多大の便宜を與へた。

然るに加州の金銀は無盡藏でなく、一八五四年(安政元年)以後、頓に其の産額を減少し、此の方面に集まりたる者共、多くは支那貿易に志を轉じ、此れが爲めに日本に寄港して、薪水、食料の供給を受くるの必要を感ずる、愈々緊切を加へ來つたことも、亦た記憶す可き一であらねばならぬ。

惟ふに第十九世紀の中期は、實に世界に於ける運輸、交通機關の大發明續出し、一八三八年(天保九年)には、英國の蒸汽船は、大西洋を航して、米國紐育に達した。一八四四年(弘化元年)には、電信機發明せられ、一八五〇年(嘉永三年)には、英佛間の海底電信は布設せられた。而して鐵道布設は前記の通りである。此の如く世界が時々、刻々、其の幅員を縮めつゝあるに際し、二百餘年來の、鎖國の舊法を墨守せんとするも、到底不可能であるは、智者を俟たずして知る可きだ。然るに幕府の當局者中、一人も之を洞見する者がなかつたのは、如何にも遺憾千萬と云はねばならぬ。

パナマ
路のこと

パナマ
地開鑿の
企

米人競うて西方に至る

一、名譽のヒュルホルトの説に、歐羅巴と日本との交接の道を開く期はパナマ地の峯地を漕路とし、兩大洋接合の時に先じ難し。此企成就せば亞墨利加、唐國、日本の西方北西海岸の産物行程六千里を減じ、歐羅巴洲及び亞墨利加共和政治に運送せられ、東方亞細亞の國政六に變すべし。此國は數百年の間、唐、日本の楯となるが故なり。

亞墨利加人の智謀巧才に依て當今パナマの峯地鐵路を開くの企せり。ニウカラナグ國の政府よりエスピルワルト人名又ステイフンス同上シヨーンシー上に免許し、亞墨利加商賈の爲設けんとニヨルク地に於て評決せり。既に其道程測し、不日に是を始起すべし。世人の考に此鐵路長數千八百五十一年第一月成就すべき定なり。

一、(中略)

一、カリホルニ地名オレゴン上の海岸廣大にして亞墨利加洲益盛なり。我民印度唐國海通帆網増し、南海の通商漁業繁榮し、去年日本及び其所領の海岸蝦夷ヲホーツカ地名の濱カムシャツカ地名ヘヒリンクスタライト上及び氷海を通航するに至れり。此邊發向の船數凡千二百箇、水主人丁三萬五千に過り。是を以て我民通商航海を司り、海上の權柄大觀利尼亞の手より我國に譲り、治平にして是を掌握するの期あらん。(開國起原)

【五一】 北米合衆國新聞の日本に對する計企及び風説 (一)

米國輿論
を傳へら
る

當時米國華盛頓に在る蘭人某より、日本長崎に在る蘭人某に送りたる書翰に、米國新聞紙に見えたる、日本に對する輿論の趨勢を傳へたるものがある。此の新聞記載の事項は、更らに和蘭文に譯せられ、日本政府の當局者に轉示せられたものであらうと思はる。

其の錯
謬

其の華盛頓發は、一八五〇年(嘉永三年)一月とあるが、其中の新聞記事には一八五二年(嘉永五年)の事がある。此れは日本に於て翻譯の際、他の書類と取合せたる乎、否な恐らくは和蘭人が然かしたるものであらう。日本譯文は、殆んど文章の體はなざるも、迎へて之を讀めば、其の意義だけは、略ぼ會するを得るに庶幾からむ。

我日本國に在りし時、曆數千八百五十年(嘉永三年)一月、ワシントンより發した

譯書

る一翰を得たり。將又た之に附屬の書あり。是則彼地執事、衆議の時に告げし説にして、現に日本の事に携はりし儀なり。よりて國字（和蘭文）に譯し、左に出す。

とあれば、何れにしても合衆國の新聞が、蘭人の手を経て、日本に渡り、蘭語に翻譯せられて、更らに日本文に重譯せられたるものであらう。

漂民非道
應接

一 風聞（新聞紙）は、此國に於て公説（輿論）の流布の具也。漂民等日本に於て、非道の應接に逢ふの説專にして、速に共和政治（府）軍艦を江戸に發向し、日本政府をして、法律正整の人民の制度に倣はしめ、亞美利駕通商の爲、その濠港を開き、且サンフランシスコ、上海、廣東に通ずべき蒸氣船の爲め、松前、對島、琉球地に石炭場を設くるの趣向を促し、若其の談判を、將軍方及執政拒むに於ては、日本政府承伏に及ぶまでに、都府にボンペン（破裂丸）及燒丸を放發し、國中の濠港塞閉せしめ、恨を日本船にはらさん。この意類に止まざるなり。然るに法度に於て、この發向全く止まる道なし。

米政府者
の意志

是れ正しく武力を以て、我國を開かんとするもの。彼の意志は、決して尋常一様の平和手段もて、その儘引き込むものではなかつた。此れは北米合衆國の輿論であつたか、否かは、姑らく措き、其の政府者の意志であつたのは、決して疑を容れない。而して彼等をして斯る決意を做さしめたる、最近の動機は、日本政府が米國漂民を虐遇したるの風説による。

蘭人に日
本を忠告
せしむ

一 我等當分諸説により、不日大貌利太泥（英）佛郎西（佛）兩國、日本征戰に加勢すべし。固より日本無量の産物を有ち、土地豊饒にして、交易に莫大の利益ある諸品を出産する、帝國の政府をして、鎖國の法を停め、政務を法律正整の諸民の法に改革せしめん趣意なり。思ふに日本の爲に大事なり。汝日本に朋友もあらば、告知して可ならん。

此によりて見れば、日本を威迫して、開國せしむる舉には、米國のみならず、英佛二國も加擔す可し。されば蘭人より豫じめ日本に忠告して、自發的に開國せしめよと云ふ意味であらう。蘭人は固より此の通りに、否なより以上に實行

した。但だ當時の幕府が殆んど之を無視した。

日本貿易業者の希望

一 此國（日本國を斥す）貿易航海を營む輩は、外民と交親の嚴禁緩綽ならんことを、庶幾するの意甚し。蓋し外民は當今、唐、蘭人、長崎に來著するのみなり。雖レ然國政法度の擾亂を怖畏して、鎖國の法彌々嚴也。

此れは日本の外國貿易に關係者は、開國を希望するも、政府は其の紛擾を慮りて、却て之を嚴重にすると云ふことだ。

薩摩人の實情

一 九州薩摩領鹿兒島港の商民、那覇江を經、琉球船上に於て、ハユンシヤン人と貿易す。その賣物に、亞美利鴉產木綿等あるなり。此貿易世人の説に、薩摩國主の免許に因て、遂ぐると云へり。但其國主日本帝族にして、琉球及鹿兒島の大主なり。さて日本政府に於て、禁なりと雖も、其屬地の商民、世人欲する意の如く、密に唐及魯西亞人と貿易するなり。

此れは半は虚説であるが、然も諺に云ふ嘘から出でたる眞實にして、其の琉球に於ける薩摩密貿易は、中外に隠れなき公然の秘密と云ふ可きものであらう。

【五二】 北米合衆國新聞の日本に對する計企及び風説 (二)

外民困窮の厄

尙ほ北米合衆國新聞の所説は、左の如く上記に續いてある。

一 要用品物缺乏、或は烈風強雨の時に當り、鯨漁民、商賈人の輩不レ得レ止して、屢々日本港内に來り、破船の患を避くることあり。只唐、和蘭人に限て、長崎港内に其館を設く。其他日本に來る外民、災厄に逢ふて、不レ得レ止して、其期に及ぶ者も、忽ち囹圄せられて、番兵の警固ありて、長崎の津に送らる。其地に於て再囹圄せられ、日々に與ふる所の食物は、僅に米、魚、水のみ。加之幾多無恕の辱を受、既に繪板を（基督の像）踏ませ、これに吐唾せしめたり。實に艱難に逢し我が窮民、此の如く暴戾を以て、接待せらる。如何にして片時も忍ぶべけんや。

此れは固より大體に於て事實だ。乃ち此の事實が、彼等に於て耐へ難き事實だ。

船員共の
優待を求む

一 かの常情を以て、政府須臾も堪ふる事を得ず。日本將軍に書翰を贈り、以てその政府に我民鯨漁航海通商を營む者の爲、患を除かん事を請ひ、暴風剛雨の時は、港内に來り、危難を凌がんことを得、缺乏諸品を當時の價を以て購ひ、將た破船の時は、其接遇、賓客の饗應有て、急速咬啮吧在住の共和政治コンシユル(原註 官名)に回歸せん事を庶幾す。蓋し其費用はコンシユル直に辨ずべし。

武力開港
論

即ち瓜哇にある合衆國領事に送附すれば、其の費用は、領事から辨償す可しとの意だ。

一 此道理正實の冀望、若將軍拒むに於ては、政府廉直の旨意に本づき、人倫倣適の譽光を輝し(如何にも不思議の文句なれども、原文の儘)日本政府に對し、強威を振ひ、この冀望の道を開かん。蓋江戸港、松前津の關鎖を開くに、僅二艘のフレガット艦を以て事足るべし。而して驕夸の日本政府をして、速に我本意に服従するに至らしむ。

日本の富
と人民の
勉勵

如何にも傍若無人の文句だ。その眼中既に日本政府無きを見る可し。彼等は當初から威嚇の覺悟を藏したるや明けし。

一 地理によれば、日本は島なり、濠港碇場最良し、住民満々として頗る勉勵の性あり。其人五拾萬に過ぐべし。(案するに何等かの間違ひであらう)國産無量にして、貿易品物界際なし。王侯貴人聰明英智、實に國民の博識、工材、志望、最も甚し。是を以て他の亞細亞人に比すれば、其質遙に勝れり。此國偏屈の政度を、賢良の悛改に因り、天然人作無量の有益を以て、共和政治(米國を云ふ)と貿易の因を結び、大幸を得べし。蓋其國の權威、及宗門に聊損害なし。

日米修好
の利益

此れは概して能く日本を知るものと云はねばならぬ。

一 日本亞美利駕兩國の交り意の如く整ひ、唐國に亞美利駕蒸氣船通航の企、蝦夷都府津輕の海門に接する松前、及對馬の屬島フエンフコンクの湊に、石炭場を設け、以て成就するに於ては、日本人の爲、其政務商に益安あ

る事夥し。而して日本人蒸氣製作運用、當今發明改革したる陸戰、海軍の法則を現在習學すべし。是即日本人の性、強勇なるに因り、其政府をして外民の襲來るを防ぎ、國家の危難を除き、東方第一の水師強盛、通商繁榮の國たらしむる要務なるべし。加之、我蒸氣船來著の便宜に因り、其政府に外國諸州の政事、商法、學術の告知速かなること、咬嚼吧より發する蘭船、乍浦より來る唐船に勝るべし。

是れ日米修好通商の、日米兩國に取りて、兩ながら益あり、特に尤も日本に益ある所以を云ふ。

一 使節賢良にして、事を遂ぐるに何の難き事かあらん。只世法頭領たる將軍(徳川將軍)神法頭領たるミカド(天皇陛下)をして、此意を明悟せしむるにあり。我趣意、日本の宗門、政事に關係するの念なし。日本を和順し、双方有益の貿易を庶幾するのみにして、其國家、城郭、商館、所領に望なし。又た攻拔する意、更になし。唯我民日本通商を免さるゝに於ては、法度を守

貿易以外
に他意な

右要領

るに甚愼み、貿易の運上を納め、其宗門、政事に關係するを嚴禁し。是日本國政府免許せば、速に共和政治(米國)の使節、江戸に至り、通商の條目を定むべし。但日本政府、其港内に於て、亞美利駕通商安全を計る所に従ふべし。將又日本國民の港内に來り、貿易する者あらば、是を嚮護するの契約を立て、日本、共和政治兩國の和親をもて、不易ならしめん。以上は日本若し修好、通商を許さば、日本の法度を守り、關稅を拂ひ、平和的に双方の利益を圖らむ。決して領土的野心とか、内政干渉とか、宗教弘通とかの、目的は持たないと云ふ意味を、言明したのだ。

【五三】 北米合衆國新聞の日本に對する計企及び風説 (三)

嘉永四年
日本發向
の企て

尙ほ引き續き左の記事がある。

一 黄金豊饒のカリホルニー(加州のこと)益々發興するを以て、曆數千八百五十年(嘉永三年)北亞美利駕洲に於て、ベルミ原住人名の指意を專とし、既に千八百五十一年(嘉永四年)の秋、日本發向の企ありしを聞けり。曆數千八百五十二年(嘉永五年)第二月、ネウヨルク(紐育)の告牒(案するに新聞報道ならん)を左に出す。

米海軍の
強盛

一 近來海軍の威勢、益盛なるを以て、政府意を決し、強勇海軍、亞美利駕洲東方海岸に於て、我商法の憂患除防の爲、發向する説を以て誌記する者夥し。

以下紐育發行の新聞紙報道に就て、摘録したるものと思はる。

武力して
和親遂行
を欲す

一 此發向に供する海軍大勢なる事尋常ならず。且我水師將士の名譽提督ベルリ、東印度備一手の海軍將の任に當れり。是必趣意あらん。或人の説に、この船裝闘戰の萌ありとなり。將世人一般、帝國たる日本を襲ふの企

と思へり。我輩これを伺ふに、和親の指意ある説を聞に甚快し。我思ふ、抑又此の如く、萬民の爲、志望を懷き、これを遂げんと意ある時は、禮義淵和を旨として、次に著す所の共和政司(大統領)フイルモールの書翰の意、唯通商の事を述ぶるのみにして、他事更に無し。然といへども其勢威強たる志望を遂げ、日本をして好良の政府に伏せしむるの計策あり。是れ戦闘の説あるも、其實は和親にして、唯だ武力をもて之を遂行せんと欲するを云ふ。

日本人の
米捕鯨船
慮遇

一 日本は法律正整の政度を知らず。數百の亞美利駕洲漁船毎年津輕の海門を通帆し、或は暴風に逢ひ、其旅店なき海岸に漂著する者あれば、是を殺害す。(此れは事實相違)實に災厄に罹りし船に慈悲なく、港に至れば、破損補理するの免恕あるべさに、然らず。却て海上に追逐し、是に最後を待つに至らしむる所爲ある事既に久し。然して亞美利駕洲漁船益盛なるに因り、其暴戻無恕の土地に至り、艱難に逢ふ事彌々多し。是を以て我政府思慮を廻らし、日

提督ベル

本人をして、其政府を、外民の爲改革せしむる發起あり。
是れ軍艦を率ゐたる使節派遣に至れる理由を云ふ。

一 此指趣を以て、提督ベルリ選ばれ發向、總勢の機量備はらざれば其任に當り難し。ベルリが行ふ所、屢々其の機量顯る。是を以てベルリ前に命令を受けて、快然たる地中海巡行を發せられ、今萬民の安危、東方に於て亞美利駕通商の興廢を決する大任に臨めり。これに備ふる軍艦には、蒸氣船シユクヘンネ、ミスシスシウビ、フレガット運送船等にして、往昔の憂患を報ひ、當今日本に滞在する亞美利駕水手を回歸せしむるに、緊要なる兵器を備ふるなり。

此れはベルリ其人を得たるを悦ぶの意を述べたのだ。

一 我等歡喜に堪へざるは、今政府緊要大兵を發するの期に臨めば、唯憂ふるは遠境に赴く蒸氣船に適用する石炭のみなり。且此の兵勢其事を他方に備へたる内より出すは、智謀の致す所なり。

只石炭を憂ふ

日本開國の利益

一 此指趣只亞美利駕洲の爲のみに非ず。萬國諸州の幸福とならん、實に歡喜の至り也。我等聞く所を以てするに、提督ベルリ日本をして往時我土に爲せし暴戾を贖はしめ、今固圜となりて、其地に在る亞美利駕人を免さしめ、尙獄中にある外民を悉く回歸せしめんとなり。此輩都て天災に罹り、日本海岸に漂著せし者なれば、獄中に戒めらるゝ故なきを以てなり。將又提督ベルリ志す所、萬國諸民をして、自後暴風の時、日本港内に至り、危難を凌ぎ、破損を補ひ、必用の品物を購ひ、賓客の饗應有るの證明せしめんとなり。是正しく窮民殺害せられしと表裏の差なり。

是れベルリの日本に赴く目的を云ふ。乃ち單に米國の爲めのみならず、亦た世界の爲めに日本を開くと云ふ意味だ。

以上の譯文は、如何にも拙劣にして、前掲の和蘭王の忠告書の翻譯(參照 一三一 一五)とは、天地雲泥の差がある。されど其の旨趣は自から分明である。此程剴切に且つ痛快なる文書が、幕府に到來して、更らにさしたる感動を與へな

莫關感動の理由

つた所以は、何故であらう。或は曰く、和蘭より此の文書を送つたなれども、老中秘して人に示さず、浦賀奉行さへも知らなかつた。〔明治前記〕と。或は然らむ歟。

蝦夷地上陸外人送還の達書

嘉永三年九月九日、長崎奉行より會行調役年番町年寄に渡す書付

古かびたん
新かびたん

北蝦夷地之内、ヲタロヘ江上陸、北亞墨利加人三人、猶又東蝦夷地の内マヒル江漂著、エゲレス人十六人、スコット人貳人、アイルランド人壹人、北亞墨利加人八人、アウスダラリヤ人貳人、フランス人三人差返之儀江府より依御差圖一歸國爲致候間、其方共引請、近々出帆之船爲三乗組、生國江可三送届、尤右エゲレス人之内壹人者蝦夷地より送越候船中にて致溺死一候間、其旨生國江可三相通一候。本國江御届次第証據書にても取之、渡來之上可三差出一候。右之通新古かびたん江申渡、請書取之可三差出一候。

成九月

〔通航一覽續〕

第九章 和蘭再度の忠告

〔五四〕 和蘭國王第二回の忠告書

咬嚼吧總督筆記の差出

北米合衆國が、彌よ水師提督ペルリを日本に派遣するの議を定むるや、和蘭政府は之を日本に報じ、それに對する準備を做さしめんとしたが。然も日本は弘化元年七月、和蘭國王の開國に關する忠告書に對し、從來和蘭に向ては通商を許したるも、通信を許さず、以後通信無用の回答を得たれば、今更ら之を繰り返すこと能はず。さりとして此の形勢を傍觀するに忍びず。乃ち咬嚼吧總督が和蘭國王の命によりて認めたる筆記なるものを作り、出島商館の甲比丹をして、之を長崎奉行に差出さしめた。奉行は幕府へ伺の上之を披き翻譯せしめたるに、其の文左の如し。

書上紙表

御 内 密

咬囉吧都督書記

其譯本

曆數千八百五十二年六月廿五日（嘉永五年五月八日）於咬囉吧大尊君長崎御奉
行え

阿蘭陀國王歐羅巴洲中專ら風聞有之候事 承 込候。北亞美利駕國共和政治より、軍艦を日本國に差越、商賣相遂度所存有之候由。北亞美利駕洲共和政治之事は、歐羅巴洲中絶勇にて、其威勢異り候儀に御座候。右申上候軍船は許多にて、其船或は蒸氣仕立、或は尋常之帆前之船にて、右様の仕組も候得共、殺罰（伐？）の始末におよばず、願願仕候哉、何とも難申上候。右様の次第に有之、阿蘭陀國王相考候に付、日本往々之御煩ひ御用心專

右要領

右は北米合衆國は世界の強國であり、其の軍艦は和戦兩様の覺悟もて、日本に來り迫ることなれば、是れ日本の大患である。日本も須らくその對策に付き準備をなす可しとの意味だ。

蘭王出告
旨呈出趣

之事と奉存候。數百年來、日本へ奉蒙御寵遇候儀、阿蘭陀國王兼々忘却難仕奉存候儀に御座候。既に曆數千八百四十四年（弘化元年）尙國王先代、日本之君に申上候も、御幸福之日本御患を御除之爲、外國人之事に付、御趣意御緩宥に相成候様との事候。此度當國王も、此度之儀を宿考仕、先年之前見、差當り此節之御煩不遠有之哉と懸念仕何分難默止申上候儀に御座候。右に付ては、日本の御官府、篤と御用心、御危患御防之御趣向、專要之御事に御座候と奉存候。

此は前和蘭國王の過般の忠告書を贈りたる所以の趣旨を繰返し、畢竟和蘭の日本との舊交に對する一片の好意から、其の忠告書を再び呈する所以であると

變通の方

の意味だ。

阿蘭陀領印度都督に、阿蘭陀國王より申付、書面相仕立、新甲比丹之者を差出候。是究て此次第、日本執政之御聽に達候。事に奉存候。右之次第申上候儀に有之候得共、國王之志意十分難盡申上。是迄永々奉蒙御寵遇一奉感荷一候處より、一つの方便考出し候儀有之。勿論此儀に付、御威勢強き日本國にて被定置御法度に聊不響、御安全御策之儀に御座候。

乃ち從來日本の法度と衝突、矛盾せずして自から變通の方便あることを言明したのだ。

使節人物の特選

右一件に付、是迄阿蘭陀領印度大裁斷所評定役相勤候、至極實貞、政事向に事馴罷在候、ドンクル・キルシユルに甲比丹職申付候。此新甲比丹儀、阿蘭陀國にて、命令を請、自然日本御官府向御用之儀御座候は、前條申上候御策之方便奉申上候。阿蘭陀國王より申含候趣意申

實意申報

以上は使節の人物を特選したることを云うてゐる。

阿蘭陀國王、右一件に付申上候儀、聊自己之利を貪り候様成儀に無之、全實意を盡し申上候儀に有之。自然此度も、此以前通此實意難通様之事に成行候時は、阿蘭陀國王誠に以て深く嘆息仕候儀に奉存候。右様厚く奉申上候は、至極大切の儀難黙止一所より如レ此に御座候。是れ前回の轍を繰り返さざらんが爲めに特に此言をなしたるもの。

孤立鎖國の困難

世上之記説、往昔より之説にも、天之然らしむる所は、地上遠隔之處といへども、此所の足る物、缺くる所の物と、互に交り、或は索め、双方之辨利を旨とするなり。雖、然、日本の御國は、御威勢盛にして、聊是等之説に御泥み被爲成候様之儀有之間敷候得共、諸方之國より積來り、強て望を達せんとする時に至て、御國而已世界の列を御離れ、他に御關係なく、首尾能御防は可被成候得共、甚以御煩敷御事と、奉存候。

是れ微言婉辭もて、日本の孤立、日本の鎖國の、頗る困難であることを云うた
るもの。

開拒否の結果

右様之始末に至り候時は、窮而兵器御沙汰に及び、永久血戦之患不_レ免し
ては、相鎮り申間敷と奉_レ存候。右様御混雜之事共相起り候様成儀萬
一有_レ之時は、右混雜之ため、阿蘭陀人までも日本に罷在候儀、譬_レ暫之
間たりとも、難澁候様之御場合に趣候様成行而は、誠以_レ敷敷次第
に奉_レ存候。

若し頑強に開國を拒否するに至らば、到底戦争は免れ難しとの意味だ。斯く
ては日本國民の不幸は勿論、在留阿蘭陀人までも、其の禍を被るととなると
云ふ譯合を切言したるものだ。

【五五】 和蘭甲比丹の提出したる對米具體案 (一)

新甲比丹
の書面提
出

前文の如く(參照 五四) 咬啗吧總督の書面は、其の特に任命したる新甲比丹に
委細申含められたれば、同人より聽き取られたしとのこと故、長崎奉行は、新甲比
丹ドンクル・キユルシヌスをして、書面を提出せしめた。

恭敬大尊君 御奉行
牧 志 摩 守 様
大澤 豊 後 守 様

和蘭陀甲比丹謹上

右書本文

一 咬啗吧都督職之筆記差出方之儀、甲比丹職私儀 命令を請、則右書面
江府へ御伺之上御受取に相成、隨て咬啗吧都督職より私に申聞候、左
之通りに御座候。

日本安全の計策

時日遅延の不本意

米國志願

近世日本國史

阿蘭陀國存付之方便、日本御國法に相背不申、御安全之計策、日本館府内にて、御取用にも相成候は、可ニ申上候様之命を請候は、當時専ら外國人ども御本國へ罷越候儀、漸々増長仕候。右一件に付、御館府内向より被蒙仰候御方へ可ニ申上意得に有之候處。阿蘭陀國王趣意にて右方便日本御安全之爲、至極御大切之儀に御座候得共、可ニ相叶一丈急速に申立候儀に御座候。然る處、右筆記之書面持越候て、最早三ヶ月にも相成、當春末、右一件之御掛出來候迄は、餘程時日經候哉も難計。左候得ば、阿蘭陀國王本意を失候様成行申候。然ば私儀、相考候に近々牧志摩守様御發駕に相成可申候間、阿蘭陀國王趣意申上候。右一件之方便、江戸表へ被ニ仰立候儀、相叶可申哉に奉、存候。右方便申立、御爲筋之儀にて、甲比丹職之ものより申立候様、阿蘭陀國王申付候。右一件の趣意、北亞美利駕洲共和政治、日本國と交易之志願、是非遂度様子に有之、此存志相止不申様相見え申候。隨て、交易之儀は

航海者必用の事

蘭國用意の周到

米國要求の利益

許容に相成、尤舊來之御定に相觸れず、且外國人ども心得違不仕、双方意味違無之様御趣向、至極之御法策と奉、存候。將亦海邊の通船、鯨漁等、年々増長仕候得ば、洋中危難之患兎角有之、右に付船修復並食用之品、辨方之儀、日本地にて不仕候ては不ニ相成一趣之儀、航海を専ら仕候國々之ものども、必用之儀に御座候。右之趣意申候。弘化元年の和蘭陀國王忠告書は、堂々と正面より開國の已む可らざるを陳述したが。此回のは北米合衆國が、日本に對して、是非とも交易を開かんとする意氣を説示し、それに對する方便を開陳したるもの、如何にも用意の周到を見る。

北亞美利駕洲共和政治より、多分願候儀可有之、右願全御取用不被爲成候様に無之、確執出來不申様之爲、聊計之事にても、御免候方可。然奉、存候。尙和蘭陀人之外たりとも、食料、薪水、並船修復等の爲、入用之品は、御興へ、病人養生之御手當被爲成候様之御沙汰に相

成方、可然奉存候。

若し米國の要求を、全然拒否するに於ては、必らず事端を生ず可く。さればそれを避くる爲めに、多少尋酌する所あり。而して阿蘭陀人に與へたる特權の若干をも、他の國人にも與へ、彼等をして日本國を、敵視せざらしめざる様にとの意味だ。

國法相背かざる程

然も繰り返して、「日本御國法に相背不レ申」若しくは「舊來之御定に格外相觸ず」と云うたのは、日本全國を開くと云ふでなく、只だ従前より支那人、阿蘭陀人に開きたる長崎に、自餘の國人をも寄せ附くるを、許すと云ふだけのことにと止まつたからの事だ。

和蘭の特權放棄

惟ふに和蘭政府は、かゝる姑息の策にて、果して米國の要求を満足せしめ得可しと考へた乎、將た自餘の諸國も満足す可しと考へた乎。或は此れを導火線として、追々日本をして、自發的に開國せしめんと欲したる乎。何れにしても眼目は、長崎を清、蘭以外の國人に開くことであつた。此の如く和蘭陀人が、自

右の理由

個の特權を、自から進んで他に分配せんとしたるは、何故であつた乎。如何に和蘭が日本との貿易を獨專的、壟斷的に逞うせんとしたるかは、慶長年度から寛永年度にかけて、最も著明の事實であつた。然るに今回に限りて、其の然らざる所以は何ぞ。とても世界の日本に來り迫りつゝある趨勢は、和蘭の一手もて防止することは出来ないことを知り、寧ろ自から進んで、日本と諸外國との間に於ける、調停者たらんことを期したものであらう。此れこそ眞に日本に取りて、御爲筋の働きであつたと云はねばならぬ。

【五六】 和蘭甲比丹の提出したる對米具體案 (二)

和蘭忠告の眼目

尙ほ和蘭の新甲比丹は、咬啮吧都督の意を承けて、左の具體案を提出した。

日本國往古より敵對不仕候國々のもの、若通商相願候はゞ、長崎港に渡海御免被爲成、左之調條御立被成可然奉存候。

第一 通商之儀は、長崎港に限候事。

此れが眼目だ。此れなれば日本も鎖國の制度を、根本的に破壊したと云ふでなく、祖宗を變改したと云ふでなく、只だ清、蘭兩國人に許したるものを、自餘の國人に分配したと云ふに過ぎない譯だ。

第二 通商御免之國は、其國之重役、同所に相詰候事。

第三 通商御免之國は、館を同所へ御手當相成候事。

附此三ヶ條相立候得ば、日本之内外場所へ罷出候患有之問敷候。

此れは頗る怪しき文句だ。和蘭甲比丹は、果して斯く信じて斯言をなしたる乎、抑も亦た幕府をして、先づ長崎に於ける貿易の範圍を擴張せしむる方便として、斯言をなしたる乎、何れにしても頗る疑はしき次第だ。事實を云へば當時の米國は固より、自餘の國でも、長崎のみにて満足す可き模様は、決して是れ

日本祖法
改變なし

右個條提
出の眞意

なかつた。

外國交易
の範圍
日本人

第四 外國人との交易之儀は、江戸、京、大坂、堺、長崎、五ヶ所之商人に限り候事。

附此ヶ條之儀は、日本御國法にて、外國人と私の交易御停止之趣、阿蘭陀國王承り罷在候、依之此趣向に候得ば、御國法に相背候儀有之問敷候。

如何にも日本の國情や、日本の國法を尋酌したるもの。此れならば何等の面倒や、差支なく、日本でも實行するであらうと云ふだけに止め置いたものだ。即ち日本をして最少限度に、其の舊慣を改めしめんとしたものだ。如何に其の用意の周到なる乎、以て知る可きものであらう。

第五 御法相立交易之趣向御定、長崎港に御番所御立之事。

附此ヶ條は、船出入、荷物積卸之御改方に付、御規定相立可申候。

第六 交易取引之儀は、双方長崎會所、或は大坂會所之手形にて相濟候事。

長崎番所
建立の事
手形取引
の事

附此條は日本御國法にも、金銀外御停止之由、且又外國之金銀、日本にて通用不仕候由、依之、右趣向に仕候得ば、御國法に相背間敷哉に御座候。

此れは現金取引でなく、長崎若しくは大阪會所の手形にて、互ひに取引す可しとの意だ。此れも理りてある通り、日本の國法を尊重して、此の如き方案を立てたるものである。

運上規定の事

第七 諸品物運上等の御規定、程能御立之事。

附此條は、外國人共運上差出候様相成、尤運上格別相増候得ば、苦情申立候様可相成、依之程能と申上候儀に御座候。

乃ち重税を課せず、適當に關稅を取る可しとの事だ。

葛藤解決の事

第八 交易之儀に付、外國取合出來候節は、長崎奉行と外國重役と取扱に相成候事。交易上の葛藤は、長崎奉行と、當該國の駐在官との間に於て、取り捌く可しと

の事だ。

第九 御國法を犯候外國人は、其國之支配にて仕置候事。

此れは所謂る治外法權だ。併し此れは寛永鎖國以前の先例を、此處に踏襲したる迄の事だ。

石炭置場の事

第十 日本御館内にて、石炭置場外國人に御差圖之事。

附此條は、北亞美利駕西方之諸州、アジヤ洲東方之諸州、並唐國との蒸氣船渡海、就中北亞美利駕洲共和政治辨理之爲、既に是まで相立候場所も有之候。就ては右様之振合に石炭置場相定候儀、必用之事に御座候。

阿蘭陀國王之志意は、北亞美利駕洲共和政治司（大統領）よりの願、前條之振合に御答被爲成候はゞ、御安全之御策と奉存候。右之趣謹で奉申上候。

甲比丹

ドンクル・キュルシユス

以上の書面は、如何にも當時の日本に於て、何等其の面目を毀けず、何等物論を沸騰せしめず、何等大切解の大手術を要せず、極めて平々、淡々に實行せらる可きものとして、提出せられたものであつたらう。されど幕府は此の書面さへも、殆んど閑却し去つた。此の如くして和蘭人の好意は、全く水泡に歸し去つた。

和蘭國王再び開國を促す

オランダ政府は此形勢（ペルリ派遣の事）を見、之を日本に報じ、豫め開國の議を決せしめんと欲し、曩に軍艦を特派せし時幕府はオランダと直接交渉を拒みしを以て、從來の例により、蘭領印度總督をして日本に忠告せしむるに決し、特に蘭領印度高等法院參事官ヤン・ヘンドリック・ドンケル・クルチウスを出島商館長に任じ、開國の前提として、日蘭新條約締結の衝に當らしむることとなせり。ドンケル・クルチウスは總督の書翰を携へ、千八百五十二年六月、バタビヤを出帆し、七月廿一日（嘉永五年六月五日）、出島に著せり。長崎奉行は幕府の特許を得て總督の書翰を受領し、又通詞を介して意見を聴取し、之を江戸に報ぜしが、幕府は尙ほ國を開くの意なかりき。

〔村上直次郎著、日蘭三百年〕

第十章 幕府の對外無事無爲主義

【五七】幕府の傳統的對外政策

幕府鎖國の目的

元來幕府の鎖國制度は、鎖國が目的ではなかつた。唯だ治安維持が目的であつた。言葉を換へて云へば、徳川幕府の存立を安全ならしめ、堅固ならしめ、確實ならしむる爲めの方便であつた。その爲めには外國、若しくは外人と交渉を生じ、若しくは葛藤を起すを回避するが、第一の方策として、茲に日本人の海外に赴くを禁じ、外船の來るを禁じたるものだ。然も外船の來る毎に、打拂令を履行せずして、概ね諭示して、時としては薪水、食料を給して、退去せしめたる所以は、必らずしも遠人を懷柔すると云ふ目的からではなかつた。但だ此れが爲めに、事端を生ぜざらんことを、汲々として是れ剔めて居たからであつた。

一説の誤

或は之を以て徳川幕府は、必らずしも鎖國制度を固執せず、其の内實は開國にも傾いてゐたが。然も種々の事情の爲めに、其の真相を發揮し、眞意を行ふこと能はなかつたと云ふものあらんも。そは見當違ひだ。

幕府の事勿れ主義

徳川幕府の鎖國制度は、畢竟事勿れ主義から出で來つたものだ。然るに鎖國制度を固執するの餘、萬一事勿れ主義が、事有れ主義と一變するが如きことあらば、そは鎖國制度を設けたる本來の目的と矛盾し、撞著し、衝突するを以て。餘儀なく鎖國制度を固執する譯には參りかぬ次第となつたのだ。即ち鎖國制度は、事勿れ主義の爲めであれば、外國の刺戟が激しくなり、彼の方から勇猛に出掛けて來る際には、日本に於ては、何とか變通の道を講じ、緩和の手段を取るに至ることは、決して怪しむに足らぬ。

穩便の爲の鎖國

然らば何故に事勿れ主義を、必須としたるかと云へば、幕府の存立には、それが安全第一であつたからだ。苟も事端を生ずれば、幕府の存立に危殆を及ぼすものだ。故に何は兎もあれ、諸事穩便を事とするが、幕府の内外に於ける政策

外國防備の緩急

の大主眼、大主眼であつた。鎖國其物が穩便の爲めだ。然も鎖國の爲めに、穩便政策に狂ひを生ずるが如き場合には、幕府は更らに考慮せねばならぬ必要があつた。

幕府の對外

されば幕府の鎖國制度は、要するに外人が幕府の命令通り、幕府の意志通りに、その旨を遵奉する場合のみを期待したるものにして、若し外國が武力を以て、我國に來り迫る場合には、之に處する方法をば、殆んど期待してゐなかつた。茲に毫もとは云はず、殆んどと云ふは、聊かの防備は、長崎などにては、而して徳川氏の初期には、浦賀邊にも爲してゐたからだ。然もそれさへ殆んど中期以後は、外人來迫の際迄閑却せられてゐた。要するに徳川氏の外交は、對外硬でなく、對外軟であつた。成る可くは力を以て争ふを避け、唯だ面倒の種子を蒔かない様に、所謂障らぬ神に祟なしの意味合を、その手心として、外人に應接した。固より時としては手緊しく取締り、我が武力を示したる場合もないでもないが、そは寧ろ除外例とも云ふ可き

幕府の
主問題

場合であらう。惟ふに舉國一致して、外國に當らんとする覺悟は、徳川幕府の創立以來、其の壞崩に至る迄、殆んど之を見出す能はなかつた。

此れは何故であらう。元來徳川幕府は、日本一國を、全世界として、而して徳川幕府を中心として、此の日本全國の中に於て、如何にして徳川幕府を、萬々歳迄保持す可き乎と云ふを、主一の問題としてゐた。徳川幕府は外様大名は勿論、其の三親藩さへも、一方では羽翼としつゝも、他方に於ては油斷が出来ないものとして、それに對する準備とか、防備とかをしたものであつた。若し徳川幕府が、其の對内政策の十分の一の注意を、對外政策に用ひたならば、其の政策は、開鎖何れにあつたにせよ、今少しく鮮明なる、今少しくはつきりしたる、今少しく男らしきものが出来たであらう。

されど徳川幕府の精力は、殆んど其の對内政策に消磨し盡された。されば其の外に對するには餘裕が無く、餘力が無かつた。此に於てか強なる能はず、柔なる能はず。唯だ曖昧、苟且、姑息、儉安、其日暮らしの事勿れ主義を以て始終

對内問題
勢力消

した。而して事勿れ主義は、要するに臭物に蓋をするの主義だ。此れが爲めに言行不一致、看板と實物と相ひ副はず。啞やら、胡魔化しにて、遂ひに自から亡滅するの已むなきに至つたものだ。

【五八】 何故に準備を怠りたる乎 (一)

左
右
の
理由

幕府の鎖國制度は、畢竟事勿れ主義から割り出されたものだ。されば鎖國制度厲行の爲めに、事端を生ずるが如きあれば、その制度を作りたる根本義と、相ひ衝突する譯となる。此に於てか幕府は左抵右悟、何れとも埒の明かない、曖昧摸稜の手段に出でねばならぬこととなる。即ち鎖國制度を行はない譯にも行かず、行ふ譯にも行かず、其極は鈴を盗んで耳を掩ふと云ふが如き、他を欺き、且つ自から欺く手段に出づるの、止なきを得ざる次第となるのだ。

鎖國の當
の傳統策

且つ祖法を嚴守すると云ふは、幕府の傳統的政策である。鎖國制度は、幕府の祖法として、尊重せられたるものだ。されば如何に鎖國が國家の治安と、相ひ容れざる場合に際しても、之を正々堂々と、眞甲から改正する程の事は、容易の業ではない。乃ち幕府瓦解の際まで、斯く明言し、斯く斷行せんとしたる者は、幕府の政治家中には、最も僅少であつた。乃ち祖法をば濫りに變更す可らずと云ふ、茲に形式上の議論が、恆に幕府當局者の前に横はつてゐた。

鎖國の當

議論のみならず、鎖國制度が、二百餘年も實行せられて來た日本では、鎖國が當然の事として、殆んど一般の人民に取りては、此れが先天的の約束同様と認められてゐた。固より冒険者とか、山師とか、將た眼先の見えたる商人とか、或は字内の大勢に通じたる學者、識者とかの間には、斯る傳統的、習慣的、行掛的の仕法に束縛せらるゝことはないけれども。一般人心に於ては、此れが當然の事として受取られてゐた。此れが當然なれば、之に反する開國論は、不當然とせられたることは、良とに已むを得ざる次第と云はねばならぬ。されば當

攘夷宗の
本山

局者が、開國説に左袒すると云ふことは、此の傳統的輿論に反對すると云ふこと、なる譯だ。

且つ朝廷は、全く對外の實際とは隔絶せられてゐる。而して朝廷は幕府の鎖國制度を、その儘受け入れられたのみならず、殆んどそれが一種の信條、一種の宗教とも云ふ程であつたことは、固より云ふ迄もない。日本が神國であり、異國は蠻國であり。神國は萬國の表に特立して、夷狄腥膻の氣と接觸す可きものでないと云ふことは、京都に於ける年來の立て前である。云はゞ幕府が鎖國ならば、京都は更らに一步を進めたる攘夷である。即ち京都は攘夷宗の大本山である。と云ふも、過言でなかつた。而して幕府三親藩の一なる水戸が、亦た關東に於ける、攘夷宗の別本山であつた。

幕府板挟
の事情

今夫れ幕府は、一般輿論は申すも更らなり、京都から、水戸から、拒絶、打拂の刺戟を受け、而して諸外國から、頻々と開國を迫り來らるゝに際して、其の板挟みの事情は、尤も同情に値ひす可きものが無いでもない。されば幕府の當

幕閣當局の責任

局者が、外に開國、内に鎖國。表裏不一致、中外矛盾、只だ相手次第に、都合よき言を云ひつゝ、其日暮らしの姑息手段をとりつゝ、遂に自から抜き差しが出来ない始末に立ち至つたのも、是亦た致方なき次第であつた。

併しながら幕閣當局者に、全く責任が無いと云ふ譯には參らぬ。彼等は何故に準備を怠つた乎。若し彼等が鎖國制度を嚴守せんとせば、是れ總ての外國を敵とすることだ。さればその場合を豫想して、十二分の防備を爲さねばならぬ。若し鎖國制度を止め、開國するとせば、それにしても我に戦ふの力ありて、始めて和す可しで、相應の準備が大切だ。如何に開國としても、彼の云ふ儘の絶對無條件の開國では、勢ひ我に取りて不利益の開國であらねばならぬ。即ち和戦兩様の準備ありて、始めて眞の開國が出来る譯だ。

されば何れにしても、準備は必要だ。祖法を守るには勿論の事、祖法を更むるにしても、準備は決して缺く可きものではない。然るにそれを閑却したるに於ては、其の責は之を大にしては幕府自身、之を小にしては幕府の諸閣僚、到底

準備の必要

自から免かるゝことは出来ない。

【五九】 何故に準備を怠りたる乎 (二)

亦已むべからず

更らに一步を進めて考ふるに、幕府が準備を怠りたる所以、亦た已む可らざる次第がある。それは幕府の根本主義が、徳川幕府中心主義、徳川幕府安全第一主義の爲めだ。若し幕府が島國たる日本の地理に鑑みて、大船巨船を、隨意に製造せしめたらんには、そのみにても、防備の一半は出来たであらう。されど家康時代に、既に大名の所持したる大船巨船を引き上げて、之を焼き棄てた程にて、三本桅の船を作るを禁じ、島國なる日本から、其の遠洋航海の便宜を全く奪ひ去つた。固より内地だけの世界であれば、大船巨船は贅澤品で、必要品とは認めないと云ふ理窟も立つかも知れない。

大船不許
可の理由

古き過去は姑らく措き、水戸齊昭の如きは、頻りに大船巨舶の必要を認め、屢ば其の製造に就て、建白した。然も當局は更らに之を顧みなかつた。水戸は三親藩の一だ。徳川將軍家と、最も近き親類だ。副將軍とさへ呼ばれた程の間柄だ。然るに水戸にさへ、大船巨舶の製造を許可しなかつたのは、何故であらう。そは一言すれば、徳川幕府安全第一主義と、相容れないからであらう。

世界閉却
の政策

徳川幕府の網細工は、日本國中に限りて、國外に及ばない。徳川政治家の眼孔は、日本國中を世界として、殆んど世界其物を閉却してゐた。幕府は其の間諜を、薩摩とか、長州とか、其他に容れて、恆に其の動靜を偵察するを、怠らなかつた。されど世界の事情は、唯だ和蘭甲比丹の上る風聞書の以外は、殆んど他に求めなかつた。固より多少の除外例はありとするも、概してその通りであつた。而して和蘭甲比丹の風聞書さへも、恐らくは精しく之を研究するが如きことはなかつたであらう。

姑息儉安
の根本原

幕閣政治家の姑息、儉安、其の準備を怠つたことは、決して辯護の餘地はない。

幕府自強
策の弊

されど、其の内情に入りて洞察すれば、彼等をして此の如くならしめたる所以は、全く幕府の根本主義に由ると云ふも不可なしだ。大船巨舶は勿論、武備を充實せしむるなども、幕府では禁物であつた。

幕府は自から強くする爲めに、諸大名を弱くした。而して諸大名を弱くすると云ふことは、日本を弱くする所以だ。即ち幕府は自から強くせんが爲めに、日本を弱からしめた。而して諸大名も、自から弱くすることが、自個を安全ならしむる所以であつたから、彼等は自から危くせんが爲めに、強からんことを弱めなかつた。而して此の根本主義は、日本對世界の關係が、幕府の中期以降、否な寧ろ其の末期に於て、一變したる場合に於てさへも、尙ほ幕府當局者の頭腦を支配してゐた。

幕府中心
主義の禍

乃ち幕府が高島秋帆を召して、西洋砲術の秘事をば、直參の士一人に傳授し、諸家へは相傳致す間敷と令したるが如き一固より後には一般傳授苦しからずと改めたるも一其の一例だ。然も此れが天保十二年の事だ。如何に幕府中心主義、

幕府安全第一主義が、日本の防備に禍ひしたるかは、此を以ても知る可きであらう。

對外準備
殆ど無關心

幕府も三代將軍家光の頃までは、幕府として、聊か對外の防備も有つた様だ。爾後熊澤了介などは、明朝亡び、清朝興るに際して、其の禍亂の日本に波及せんことを慮り、その事を論じたるものもあつた。されど幕府の上中期を一貫して、對外の準備などに關心する者は、絶無と云はざるも、殆んど僅有であつた。

只當座當
策の對外

天明、寛政の頃には、林子平其他の論者も世に出で、露國の北邊に於ける活動は、頗る我が長夜の眠りを覺醒したるが如き情勢であつたが。然もそれは一部の識者に止まりて、幕府彼自身さへも、唯だ當面の事を處理するに止まり、毫も遠大の長計を定むるが如きことはなかつた。云はゞ幕府の對外政策は、飯上の蠅を逐ふと一般、只だ當座々々の事に止まつてゐた。

傳統蔭辨
度

此の如く飯上の蠅を逐ふと一般的の措置は、畢竟其の本源に溯れば、事勿れ主義の傳統的政策から由來するものだ。幕府の政策は、内を固くして外に當るでなく、外に收縮して、内に威張ると云ふに外ならなかつた。所謂蔭辨慶は、幕府の傳統的政策であつた。

【六〇】 對外政策に於ける松平定信と阿部正弘

定信の對
外意見如

幕府の所謂外交問題なるものは、松平定信在職中、露國使節の北邊に來ることから始まつたと云ひ得らるゝ。其の顛末は既記の通りだ(參照 幕府分解放近時代、二四一—二五二)而して松平定信が、海防に關する意見も既記の通りだ。(參照 同上、一三、一四)但だ問題は、定信の意見は、果して徹底的鎖國であつた乎、否乎である。

露使返還
何の理由如

彼が信牌を興へ、用事あらば長崎に來れと云うて、露國の使節を函館から還し

開國意見者なりし

たのは、果して何故であつた乎。所謂る飯上の蠅を逐ふ幕府の慣用手段以外に、徹底的目的の存在したる乎、否乎。それが今尙ほ疑問とする所である。それに就ては或者は松平定信は、心算かに開國の意見を懐き、若し露國使節が長崎に來るに於ては、何とか蝦夷の一部に於て、貿易を開始するの意見であつたと云うてゐる。果して其通りであつた乎。若し其通りとすれば、松平定信は、所謂る開國家と云ふを得可き乎。彼の政策は、果して開國の政策であつたと云ふを得可き乎。此れが亦た疑問だ。

絶対的打拂非

要するに松平定信の對露政策が、絶対的打拂主義の厲行でなきことは分明だ。寛政二年露國使節と稱する、ラクスマンと應接の任に當れる、石川忠房、村上義禮に、寛政二年正月與へたる指令の中には、

一、日本にてもワロシヤと交易之儀望不申には無之、長崎へ來らずしては、日本の國法難立に付、此度宣諭使(石川、村上兩人等を云ふ)申渡有之事にて候。……且又長崎へ來り通商の儀申立候は、其節この處(函館)にて交易致

曖昧の指

候様被仰付候歟、又は長崎にて交易被仰付候歟、いづれかわかり不申候。交易は日本の爲めにも成り候儀かと、此方共輕き身分にては、被存候など、かろくはなし可然事。とある。如何にも曖昧なる挨拶と云はねばならぬ。又同年二月、重ねて左の如く指令してゐる。

長崎にて交易は最寄不宣、難義など申候節、宥候爲に申入候。乍然交易申付可有之候哉、無之候哉は、御評議之上之事故、何れとも難申段も、被申通可然候。

定信の底

とある。此に於て更らに愈よ曖昧となつて來た。最も定信の底意は、石川忠房の談話筆記に、定信の言を録して、蝦夷地アツケシに於て、露西亞人と通商し、彼地に板藏を作りて、米の賤しき時は夥敷貯置、貴き時には又國地へ積戻さんには、物の價の高下、おのづから公儀の望のまゝになりて、商人の輩今の如く、自由にするとはい

たふまじ。
 とあり。又箕作阮甫の西征紀行中にも、川路聖謨の談を掲げ、
 司農(川路)曰……レザノフが持來りし本邦より賜ひたる朱章は、世上には諱
 みて間違の由いへども、今度の俄艦(ブーチャナン)の事を云ふの事に付、しらべ見
 れば、樂翁公の自筆にて、細書あり。實は交易を□□(厚岸?)にて行はんとま
 で書れたり。

厚岸にて
貿易開始
の心

などあれば、定信は、露國使節の通商請要を奇貨として、米價調節の爲めに、
 原岸にて露國との通商を、開始する下た心であつたと云ふ者もある。併し北
 地に於ける密貿易は、恐らくは田沼時代に於て、行はれつゝあつたことで、そ
 の事柄は、定信も必らずや熟知してゐたであらう。されば彼が北地にて、露人
 と公けに取引を開始すると云ふことも、只だ私に行はれたる事を、公けに行
 ふと云ふだけの事にして、別段破天荒の仕事と云ふ可き程の事ではなかつた。
 併し此事も、果して彼の企圖のみに止つた乎、將た愈よ決行する覺悟であつた

曖昧模稜
の手段

乎。それは其の時節に際會せねば、何とも斷言は出來まい。
 若し定信にして、心からの開國論者であつたとすれば、殊更ら其の使節に不得
 要領の挨拶をして、之を徒手にて歸還せしむる理由はあるまい。其場で談判
 し、其場で決答して然る可き事だ。然るに相談があれば長崎に廻れ。長崎での
 相談は、亦た其時の次第である杯と、承諾するが如く、承諾せざるが如く、極
 めて煮へ切らない返事にて、歸還せしめたのを見れば、彼も亦た幕府慣用の摸
 稜手段もて、一時を糊塗するものと云はねばならぬ。而して事實を突き詰むれ
 ば、蝦夷地の奥にて、露國人と小規模の通商を開かんとする、松平定信と、
 琉球に於て、内々に外國との貿易を默許せんとしたる、阿部正弘と、宛も其挨拶
 を一にするが如く思はる。

定信正弘
一手段

而して弘化三年阿部正弘が、琉球に於ける外人處分に就て、「寛猛之處置、勘辨
 之上何れも後患無之様」と訓令したると、寛政二年松平定信が、宣諭使に
 向て、「日本之事承り度風情に候はゞ、ヲロシヤとて防拒候には無之、長

崎へ來、通商之儀申立候は、可然事など貞實に申聞とあると對照すれば、思ひ半ばに過ぎるものがあらう。何れにしても後患なき様挨拶して、當座の難題を排除し去るが、幕府の傳統的政策であつた。

【六一】 寛政以降に於ける幕府の對外政策 (一)

大なる過渡期

寛政以前に於ては、事勿れ主義にても、兎や角實際に於ては、大なる差支が無つた。そは外國との交渉が、全くとは云はざる迄も、頗る稀薄であつたから。だ。されど寛政以後に於ては、日一日と其の交渉が頻繁となり、濃厚となり、緊密となり、到底從來のまゝにては通過し難き場合となつたと云ふ能はずんば、場合となる可く進みつゝあつた。而して一代の賢相松平定信は、實に此の大なる過渡期に遭遇した。

外交長策決定の要

されば彼の在職中には、少くとも外交上の長策を定む可き一時であつた。即ち所謂祖法を變通して、開國主義を採る乎。然らざれば祖法を極端迄履行して、鎖國主義を徹底せしむる乎。二者其一を撰ぶ可き時期であつた。前者を採らん乎、國內の輿論と戦はねばならぬは勿論だ。後者を採らん乎、亦た國內の輿論と戦はねばならぬ。何れにしても曖昧、摸稜、苟且、偷安の事勿れ主義とは、相ひ容る可きものではなかつた。

定信の海防焦慮

彼れ定信は、此の日本對世界の形勢一變に氣付いたる乎、否乎。そは何れとも分明でない。されど彼が海防に就て、焦慮したるを見れば、而して彼が當面の露國問題を處理したるを見れば、彼程の聰明なる政治家にして、全く氣付かない筈はない。彼が谷文晁の寶船に擬したる黒船の圖に題し、「此船の寄るてふことを夢の間も、忘れぬは世の寶なりけり」との一首を見れば、如何に彼が外患の來らんとするに、心を勞したるを知るに餘りありだ。

定信の海防意見

彼が寛政四年十月二十日、有司を召して、發表したる「海防御備愚意」中に

は、一般海防に就て、それ〴〵意見を陳べてゐるが、分けて江戸灣の防備に就ては、尤も親切、痛切に陳べてゐる。

第一安心不仕は、房州、豆州、上總、下總等にて候。沼津邊よりは、大概海邊に居城も有之處、右四ヶ國は、尤小給所、又は御領所等に而、一向に御備無之、下田奉行も相互に浦賀へ引移り候。上は、猶更御手當も無之同様に候。異國船右之場所より浦賀へ乗入、品川え來り候節は、大井川、箱根之御固も、寔に徒然に相成、可レ恐之場所にて候。此處御備之第一と、私

用意周到

と示したるが如き、彼が外患に對して、其の用意の頗る行き届きたることが明白だ。而して寛政五年四月には、自から豆相―房總は屬僚を派遣した一の巡見に出掛けてゐる。されば勝海舟の如きも、彼の海防策に就て、

勝海舟の批評

書中防備を論ずるに、實用を主として空談に流れず、後人の徒らに議論を張り、事に臨んで行はれ難きに比すれば、天淵の別あり。……萬機叢脛の身を以

て、芒鞋野服、山野を跋涉して躬艱苦を嘗む。當時無事の日に在て、未雨綢繆、猶一日も外患を忘れず、其國の爲にするの赤心、楮上に溢る。眞に宰輔の任に愧ぢずと謂ふ可し。

と評したるは、必らずしも過稱ではあるまい。惟ふに彼は少くとも明日、若しくは明後日の事迄も、考慮したるに相違あるまい。

開鎖決定の見識無

されど彼は外患の來りて、之を防備せねばならぬことには氣付いたが、而して彼としてはその實行にも著手したが。然も開鎖何れとするかに就ては、恐らくは従前の事勿れ主義の儘にて、別に此際幕府對外政策の、根本的立て直しをする程の見識は無つた様だ。

外船に勝つ法

彼が隨筆『閑なるあまひ』は、文政丁亥（十年）十月八日の題言あれば、彼が長逝する二年前の作だ。其中に、東照宮上意に、日本船と唐船と戦ふは、鷹に鶴を取する心ならずば勝利あるまじきぞ。……逸物の鷹を千居もとめても、鷹匠下手なれば、鶴を取こと不叶。

野郎自大
を戒しむ

鷹匠上手なれば、……一居にて鶴を捉ること疑ひなきぞ。何程逸物の鷹心剛なりとも、鶴を一分にてはとる事あらざるぞ。唐船と日本船とは鶴と鷹とのごとくなり。日本船なほと心剛なりとも、彼に勝事かたかるべし。兼て覺悟の入るべき所なり。

との語を援き來りて、

鷹鶴の御比喩誠に申上るにも不_レ及、只々奉_ニ敬服_一事也。尤唐船とのたまふは、あながち唐土に限りし御旨にはあらず。唐國蠻國をさしてのたまふ事しるべし。さて凡智のもの等はとにかく、うへ見ぬわしのこゝろにて、只我尊とし、我國強大なりと、小量淺陋の心より思ふが故に、我火術我大銃をもつて、寄來るところの異船をば、立どころに打くたくべし。我得るところの長沼流、甲州流などの軍備に勝るものあるべからずと、かつて敵をはかることをせず。外國はいつも、かの文祿朝鮮の軍の如く、日本人勝るべきものと心得、萬一襲來するとも、聊おそるゝにたらずといふ類ひは、實に

鷹鶴比喩
の服膺

醉中の放言、夢中の狂言にて、聞にたらぬことなり。と云ひ、所謂無謀異船打拂の政策を非認してゐる。

彼國（諸外國を云ふ）は、常に攻戰たえずして、器械もあつからくはしく、場かず物なれしものもすくなかるまじく、ことに蠻國の兵卒は、戰爭のためにやしなひあくと聞けば、我壘の上の兵法にては不_レ及をしるべきなり。鷹鶴の御比喩、よく服膺し、兵法火術はいふに及ばず、軍船の事よりして、陣營配陣の事、器械の上までも、實地をふみて研究し、藩翰の御奉公をつとめ、父祖の名をくださず、御爲を盡すべきことを一日も忘れざるべし。

と云うてゐる。如何にも老成練達の見である。

されど此れは開國でもなく、又た外國と事端を起すを、斯くまで憚かりぬれば、徹底的鐵國でもない。彼が如き見識者も、詮じ來れば、幕府の傳統的事勿れ主義の桎梏から、脱することは得なかつたものであらう。而して此れが當時に於ける、代表的の尤も賢明なる意見であつた。

是代表的
賢明意見

樂翁老侯蠻船圖戲歌

林用箱へ初春文通せし時其答書に某の藏板とて一紙を贈る。展覽れば、文晁が書ける蠻船(請尼星寮)圖なり。世に正二の夜の嘉例とて用ゆる寶船の換物なるべし。傍に故樂翁老侯の戲歌あり。予これを読み、侯の文武兼備せるのみならず、一時の戲筆と雖ども、人心を感ぜしむる其遺德追慕に堪す。反覆してこれを吟するに及んで、侯の忠誠念々忘れざるの篤きを思へば、坐るに涙を催すに至れり。人亦予が意を知るや否

此船のよるてふことを夢のまも忘れぬは世の實なりけり

樂翁戲題

(甲子夜話續篇)

【六二】 寛政以降に於ける幕府の對外政策 (二)

從來の外
船撃退

徳川幕府は如何なる程度迄、鎖國の祖法を固執する覺悟であつた乎。寛永以來

未だ曾て徳川幕府の底意を試む可き程に、手緊しく、押強く、來り迫りたる外國は無かつた。固より外國から交通や、通商を求め來らないことはなかつたが、それでも徳川幕府に拒絶せらるれば、その儘還り去つた。若しくは寛永十七年七月、葡萄牙船が、長崎に入港したるに際しては、幕府は其の禁令を冒して來つたことを咎め、船を焼き貨物を沈め、僅かに乗組員十三名を歸國せしめたる外、悉く之を殺した。

外船何れ
も温順歸
還

然も葡萄牙では、別に報復を事とせず、却て正保四年六月、西班牙より分離して獨立したるに際し、之を報じ、併せて重ねて通商を求む可く、使節を特派し、二艘の軍艦長崎に入港した。然も幕府が、其の再び渡來す可らざるを諭し、之を歸帆せしむるや、神妙に去つた。又た延寶元年七月、英國商船レターン號が、長崎に來り、國王及び東印度商會の書翰を齎らし、再び通商を開示せんことを申し出でたが、それも聞き届けられずして、其の儘歸帆した。

防備遅緩
の一理由

されば寛政以前までは、幕府は此方にてさへ、鎖國制度を維持すれば、決して

に防備の急
に氣付く

江戸灣口
の砲臺築
造

彼方から無理無體に、來り犯す可きものではないと、考へてゐたのであらう。その爲めに防備などと、殊更らに手数を掛くる必要を感じてゐなかつたのであらう。従つて三代將軍家光の時代までは、浦賀なども、それ／＼一通りの防備があつたのも、次第に廢弛することゝなつたものであらう。それが寛政以降、露國の北邊に於ける活動の爲め、特に文化年度、英國の捕鯨船が常陸の海岸に來往し、露國船が長崎に來り、又た露人が北邊を騷擾せしむるなどの事からして、防備の忽にす可らざるを氣付いたのであらう。而して其の對外準備として、松平定信が、寛政五年、豆相、房總の巡視を遂げたことは、既記の通りだ。(參照 六一)

而して寛政五年七月、彼の職を去つた以後、外船の邊海に出沒するもの、彌よ頻繁を加へ、特に擇捉島に於ける露人の騷擾事件など、一時頗る人心を動搖せしめたから、幕府も之を坐視する能はず、それ／＼防禦の已む可らざるを覺醒し、江戸灣の入口には、砲臺を築くことゝなつたのであらう。併し幕府の

寛永打拂
令の緩和

卒爾行動
禁止の事

消極的防
備

目的は、鎖國であつて、攘夷ではなかつた。その鎖國と云ふも、所謂の事勿れ主義の爲めなれば、鎖國の爲めに、事勿れ主義と撞著し、鎖國の爲めに、外人と事端を生ずることは、尤も禁物としたる所であつた。即ち松平定信在職中の、一大施爲とも云ふ可き、寛永打拂令を緩和して、寛政三年九月朔日附にて、『可成穩に取計ひ』方を令し、更らに同人辭職後、寛政九年十二月晦日、老中太田資愛の名を以て、

異國船漂著之節取計、寛政三亥年、委細相達置候、趣勿論に候得共、若心得違候て、此方より事を好み、手荒成働仕出候て者不レ宜候。先方より重々不法之次第相決、不レ得止事一節は格別之儀、先は可成丈計策を以なりとも、繫留注進可レ有レ之候。總て異國船者漂著候ても、海上へ向候て者、石火矢打候ならはし之趣に相聞え候得者、無二事故一に右に乗じ卒爾なる取計、此方より仕出候儀無レ之様に可レ被レ入レ念候。

此の如く此方からは異國船をば、腫物扱にし、成る可く面倒を生せしめざら

んとしたるは、畢竟事勿れ主義から、割り出したる施爲であつたことは、云ふ迄もない。されば其の防備の如きも、唯だ萬々一彼の來り侵すを防ぐまでの用意にて、我より進んで、彼を打拂ふと云ふ譯のものではなかつた。而して文政八年二月十八日附にて、打拂令を布いたのも、餘りに寛大の取扱をなすに於ては、却て彼の侮を招き、此れが爲めに事端を生ずると認められたからであつた。

目的鎖國にあり

されば寛政緩和令も、文政打拂令も、其の目的には相違なかつた。「異國船乗寄候を見受候はゞ、其所に有合候人夫を以、有無に不レ及一圖に打拂、逃延候はゞ、追船に不レ及、其分に差置、若押て上陸いたし候はゞ、搦捕、又は打留候ても苦しからず候」とあるを見ても分明だ。打拂令と云ふも鎖國が目的で、攘夷が目的ではなかつた。發令者の心中を打ち割りて見れば、斯く此方で威勢を示さば、外國はとて日本近海に、寄り附くことはあるまいとの積りであつたに、相違あるまい。併し此の打拂令は、見事に失敗した。

【六三】江戸灣の防備

江戸灣防備の始め

如何に事勿れ主義を以て、始終を一貫せんとするも、彼より來り迫る時には、如何とも致し様がない。所謂來らざるを待まず、待つあるを待むことは、松平定信の如き賢相に於ては、最も切實に痛感したる所であつたらう。されば彼が職を去るに先んじ、江戸灣の防備に焦慮し、その施設に付て、それ／＼企畫したる所以は、決して異しむに足らない。乃ち江戸灣の防備は、彼によりて始まると云ふも、決して過言ではあるまい。

定信方策の繼紹者

彼の後に來れる幕府の老中にも、彼の志を繼紹したる者が無いでも無つた。而して彼等は松前なり、長崎なり、其他の邊海にて、屢ば實物教育に接し、何時外國船の來り迫るかを、期す可らざるを熟知せしめ、それ／＼その準備を、閑却す可らざることを自覺せしめた。併しそれは僅かに一二の識者に止まりて、其他は一日の太平を、一日樂み暮らす徒輩に過ぎなかつた。即ち彼等は待つあ

申譯の江
戸灣防備

るを待まず、來らざるを待むのみであつた。
斯る次第であれば、江戸灣の防備なども、實は申譯けばかりに過ぎなかつた。
併し申譯けでも全く行はぬではなかつた。

寛政五癸丑年、老中松平越中守定信、御勘定奉行久世丹波守、御目
付中川勘三郎、森山源五郎等を率ゐて、伊豆、相模等の海邊を巡見し、兩
國の外、安房、上總、下總三ヶ國にも、御普請役、御小人目付等を遣はされ
て見分せしめ、所々に御備場等造築せらるべきの商議ありしが、尋で定信退
職し、其事猶豫の再命ありて止ぬ。

井上佐太
夫等見分

文化四丁卯年十一月、御先手御鐵砲方兼勤井上佐太夫、伊豆、相模、安房、
上總四ヶ國の海岸を見分し、同五戊辰年四月、浦賀奉行岩本石見守及び井
上佐太夫、御代官大貫次右衛門等、また下田、浦賀邊の沿海を巡察す。同七
庚午年二月二十六日、浦賀邊の海防を松平金之助後肥後守に命せらる。
此時安房、上總の海防は、松平越中守定信に命せらる。これによりて、御

海防指令

松平容衆
指令

尚ほ會津城主松平容衆に對しては、左の指令があつた。
勘定吟味役、御勘定等彼地に赴く。同八年辛未年、容衆所々に砲臺を築く。
同九年壬申年七月、相模及び安房、上總三國領地割替の事を勤めし輩に賜
物あり。(通航一覽附録)

文化七庚午年二月廿六日

松平金之助

名代は保科能登守

異國船漂流手當之ため、相州浦賀邊、並安房、上總浦々々大筒臺場等取建、
其方並松平越中守え引請被仰付之。追而者、右浦々々最寄宜所に而、
領分之内、引替可被下候條、家來共差置、御備筋厚可ニ申付旨、被仰
出之。

松平定信
指令

右於三御白書院縁類、老中列座、伊豆守(松平信明)傳達書付渡之。
又た松平越中守にも、同時に同様の命が下つた。

第十章 六三 江戸灣の防備

文化七庚午年二月廿六日

松平越中守

異國船漂流手當のため、相州浦賀邊、並安房、上總、浦々え、大筒臺場等取立之、其方並松平金之助え引請被仰付之。追而者、右浦々最寄宜所に而、領分之内引替可被下候條、家來共差置、御備向厚可ニ申付旨被仰出之。

江戸灣口臺場構築

右於ニ御黒書院溜、老中列座、伊豆守傳達書付渡之。斯くて松平容衆は、江戸灣の右方走水の觀音崎、浦賀、三崎城ヶ島の大筒臺場（砲臺）を築造し、松平定信は、灣口の左方、富津、竹ヶ岡、洲の崎等の大筒臺場（砲臺）を築造した。而して文政三庚辰年十二月廿八日には、松平容衆は、内願にて、相州御備場、御免となつた。而して文政四年四月、相州海岸の守禦は、小田原城主大久保加賀守、川越城主松平大和守兩家へ命せられた。

松平定永賞賜

又た文政六癸未年三月廿四日、松平越中守定永（定信の子）奥州白河より勢州桑名へ所替、總州、房州御備場御免、臺場取建、先代（定信）より骨折候に付、時服十五を賜はつた。而して兩國の御備場は、代官持となつた。而して富津臺場の修造は、文政五壬午年にして、實に松平定永が、御備場御免の前年であつた。

銃臺六座

文化五年戊辰の夏海防のため浦賀奉行御先手井上左太夫巡見して六ヶ所に銃臺を作る。御代官大貫次右衛門も同く從へり。

相州三崎

城ヶ崎

安房崎之臺へ臺場取建

同州浦賀

燈明堂

同州走水

觀音崎

第十章 六三 江戸灣の防備

觀音山へ臺場取建

豆州下田

須走崎

房州

洲之崎

甲崎へ臺場取建

上總國

百首

都合六ヶ所

〔一話一言〕

【六四】打拂令も緩和令も其の目的は一

申譯的防備

幕府の防備も、云はゞ申譯的のものにて、決して我に必勝の算ある程の、自信力を保障せしむるに足る施設は出来なかつた。否な事實を云へば、如何様に

姑息の文政打拂令

かなるであらうとの其日暮らしにて、茫然、漫然、悠然として経過した。繰り返して云ふが、文政八年二月、寛政令を改め、寛永度の打拂に改めたのも、畢竟斯くすれば、外國船は寄り附かないであらうとの見當からであつた。即ち徹底的攘夷でもなければ、徹底的鎖國でもなく、斯くする方が手數かゝらずして、却て無事を保つことが出来るであらうと云ふ、空頼みからであつた。若し之に反して、文政打拂令が、外國と開戦をも辭せずとの大決心、大覺悟の表現であつたとすれば、幕府の防備は、眞劍とならねばならぬ筈だ。然るに毫も其の形跡を見なかつた所以のものは、畢竟是れ唯だ飯上の蠅を逐ふの、一手段たるに過ぎなかつたことが分明だ。

打拂令の裏切られ

然るに打拂令の爲めに、外國船の寄り附くことの無くならないばかりか、年と與に愈よ多くなつて來た。即ち打拂令は、發令の目的を、殆んど全く裏切つた。言ひ換ふれば全く畫餅に歸した。否な來る無らしめんが爲めの打拂令の結果が、愈よ多く外船を來らしむるに於ては、幕府の眞意は兎も角も、其の令

むを抜ける
鞘に納

總て事勿
れ主義

阿部の其
日主義

を奉ずる者は、打拂はねばならぬ。然る場合には事端を生じ来るは觀面だ。
此に於て幕府の當局は、更らに一層の心配を來たした。例せば人を威す爲めに、
拔身の刀を振り廻はしつゝあるに、人が之に威されずして、却て愈よ近づき
來るに於ては、餘儀なく之を切らねばならぬ。それでは大變だとして、此に於て
か折角に抜きたる刀をば、再び鞘に納むることとなつた。此れが天保十三年七
月、打拂令を止めて、寛政令に復歸せしめた所以である。

要するに打拂令を布いたのも、事勿れ主義の爲め、之を止めたのも、事勿れ主
義の爲めだ。幕府は決して其の傳統的の、事勿れ主義を變更しなかつた。但だ
其の主義を實行する手段を、時によりて變更したるのみ。但だ天保度に於て、
變更したるは、外來の勢力の壓迫を、何處ともなく我に感したる結果であるこ
とは、云ふ迄もない。少くとも天保度の水野の幕政改革も、此の氣運に、全く
とは云はざるも、多く刺戟せられたることは、今更ら特筆する迄もあるまい。
若し水野にして長く幕政の衝に當りたらんには、彼には此の外來の勢力の壓迫

水戸に對
する辯解

水戸齊昭
外當初の對

に處する、對策も出で來たであらう。されど彼は其志を果さずして去つた。
而して其後に來たのは、阿部だ。阿部も固より之に氣付かぬではなかつたであ
らう。されど彼は、十年の計に長じたる政治家よりも、寧ろ一年の計に長じた
る政治家であつた。云はば彼は、飯上の蠅を逐ふに、殆んど比類なき巧妙の手
腕を持つてゐた其日暮らしの政治家だ。

彼は水戸齊昭が、此の如く、外國が頻繁に來るも、畢竟聖人臭き天保の緩和
令の爲めだ。されば寧ろ此際、更らに文政度の打拂令を、恢復するに若かず
との意見に對して、それも尤であるが、今日では之を恢復するだけの自信力
が、我に乏しき所以を、懇々と辯明してゐる。
水戸家は、光圀以來、幕府の傳統的政策に反抗者と云はざる迄も、異端者であつ
た。乃ち齊昭の如きも、時により、場合により、且つ當人の氣分如何によりて、
其の意見に多少の緩急疾徐の相違はあつたが、決して幕府一流の傳統的事勿れ
主義の遵奉者でなかつた。彼は場合によりては、事を構へても差支ないと考

へた、併しそれは外人及び外船が、與みし易しと考へた當初の事だ。安政以後に至りては、必らずしもそれ丈の決心があつたと保證は出来ない。此處に説くところは、天保度から、弘化、嘉永の際の事である。

【六五】 根本的病原

阿部の信條

如何に阿部正弘が、幕府の執權者として、外來勢力の壓迫に處したかと云ふに、彼は其日々を甘く繕うた以外には、此れと云ふ長所は無かつた。彼の信條は、唯だ事勿れ主義を把持して、敢て少しも此れに衝突せざる様、努力するにあつた。

幕府積弱
外方に勝
ち得ず

幕府の積弱にして、外來の勢力に對抗する能はざるは、必らずしも癸丑、甲寅(嘉永の末、安政の始)に始つたのではない。若し元祿時代に、其事あらば其時に

事勿れ主
義益々必
須

もそれであつたらう。或は溯りて慶安頃でも、如何様とも保證は出来ない。されば文化度、露國との接觸あるや、當時の識者杉田玄白などは、懦弱なる旗本武士の徒では、到底戦争は覺束ない。先づ彼の言ふ通りに、開港するが上策だと論じてゐる。(参照 幕府分解接近時代、七二、七三)

文化年度に於て此の如しとせば、それより殆んど五十年を経たる、天保の末から弘化嘉永にかけての積弱は、餘儀なき次第だ。此に於てか事勿れ主義は、幕府自衛の根本主義としてのみならず、其の當座を瞞過するにも、必須の要件となつて來た。乃ち米船が弘化三年閏五月、浦賀に來りたる際に、水戸齊昭と、阿部正弘との往復の書簡に徴しても、その消息を知るに餘りある。(参照 四五、四六) 即ち正弘は、「此度浦賀之儀も、無事に帆仕候間、無レ故相濟申候得共、若亂妨之儀共有レ之節は、中々打留可レ申見居も無レ之程之事情に相聞え」と云うてゐる。

幕吏自信
力の薄弱

當時如何に幕吏が戦々競々であつたかは、之にて分明だ。然も此れでは寛政

和蘭忠告書の閑却

以來、五十年もかゝりてなしたる防備が、何の役に立つ乎。云はゞ幕府は、此の五十年間を、全く無爲、無策、無謀、無作で空過したものと云はねばならぬ。然も正弘は又た「此方より打拂之儀觸出し、渠より及異議一候節は、必勝之利甚無ニ覺束、左候へば日本之耻辱、實に無ニ此上儀に候」と云うてゐる。如何に當時の閣老に、自信力の薄弱であつたかは、此にて分明だ。然も斯る場合に際しても、尙ほ眞劍眞味に、國家の長計を定めなかつた。

弘化元年和蘭國王の忠告書は、實に幕府に對する一大警鐘であつた。若し幕府の閣老中に具眼者あらば、此の忠告書に對して、直ちに相當の施設を爲す可きであつた。然るに彼等は苟且、儉安、只だ祖法を盾として、之を閑却し去つた。彼等は和蘭國王の書によりて、日本は到底鎖國の情態を墨守する能はざる、世界の形勢を示された。されば之に處するの方策は、和蘭國王の忠告通り、斷然開國の議を決し、和蘭國王の申出通りに、廻答書を與へ、而して和蘭國王の派遣する、親信の人を迎へ、而して豫じめ世界諸強國の來るを待つ

第二忠告書亦閑却

徹底的主義勿れ

幕府根本主義より出でたる

乎。左なくば戦争の覺悟にて、守備を整へ、戦闘準備して、彼の來るを待つ乎。此の二者に外ならないのだ。

然るに彼等は何れとも決しなかつた。唯だ待つあるを待まず、來るなきを待んでゐた。而して嘉永三年六月、和蘭から第二の忠告書を送り、愈よ危機が目睫の間に迫らんとするを報じ、豫じめ其の對策を定む可く、その條件さへも開示したるに拘らず、それさへ閑却し去つた。

幕府の事勿れ主義は、實に徹底してゐた。開港と云はん乎、内輪が騒ぐ。鎖國と云はん乎、外が騒ぐ。されば内には鎖國、外には開港とせん乎。内外板挟みとなるの虞れがある。されば思ひ切りて戦争せん乎、その自信力もなければ、其の覺悟もない。此に於てか剛なる能はず、柔なる能はず。開港ともつかず、鎖國ともつかず、遂ひに幕府其物が、野垂死をなして止むに至つた。

然も此る醜態を現出したるは、決して癸丑、甲寅以後の事ではなかつた。而して其の根本的病根は、幕府の事勿れ主義から來つた。而して幕府の事勿れ主義

の根本的病原は、徳川幕府安全第一主義、徳川幕府中心主義、徳川幕府自衛主義から來つた。即ち徳川幕府を本位として、之を百世に擁護せんとする根本主義が、此の如き苟且、儉安の政策を取るの、已む可らざるに至らしめた。

第十一章 幕府群僚の對外意見

【六六】 長崎奉行伊澤政義の伺書及び其の指令

歩一歩つ退却

伊澤伺書本文

幕府は斷乎たる閉鎖の大策に就て、何等決行し、施爲する所なく、只だ外國に對する手續やら、取扱やら、若しくは所謂の緩和令や、打拂令の得失の評定に、其の日を送つた。然も幕府は何れかと云へば、外船の來り迫る毎に、歩一歩づつ退却した。今ま試みに弘化二年巳二月附にて、長崎奉行伊澤美作守政義が、長崎港へ異國船渡來の節の心得方に付き、伺うたる書付を見れば、

一 異國船帆影見出し候段、兼而差出置候遠見番より注進有之次第、組與力同心並地役人共夫々爲乗出、渡來之趣意承糺、交易願候歟、又は難風に逢、乗寄薪水乏敷、右品乞請候歟、事柄相分候得ば、沖合神島並高鉾邊え先づ碇卸爲致、番船附置可申候。願意によつて追々取扱候

第十一章 六六 長崎奉行伊澤政義の伺書及び其の指令

心得に御座候。然る處右兩所之儀は、沖合故、船繋りは難澁之場所に而、彼船は大船故、凌方出来候得共、差出候番船之儀は、小船に付、風烈之砌は、守衛難ニ出来候に付、願之趣意相分、外に疑敷儀も無之上は、沖合に於て、御國法之趣、申聞、玉藥武器等取上、夫より港内へ船引入、追々、伺之上取計候様可仕候は、双方之難澁も薄く可有之候得共、兎角玉藥武器等取上候を、彼方に而難澁致し敷願、申立、容易に承伏仕間敷、其節は急使を以取計方相伺可申は勿論之儀と奉存候得共、双方にて隔意之儘、數日を経候内には、爭論相起、自然御國體に拘り、無餘儀一兩家(黒田、鍋島兩家は長崎衛戍也)え申達、船打拂不申候では、難成次第に至可申。左候而は下ニ容易儀に付、渡來之趣意相分り候上は、港内へ引入、番船附置、其段以早便可申上と奉存候。

此が第一條だ。即ち沖合の神島、高銚邊にも碇泊せしめず、武器をも取上げず、渡來の趣意分明の上は、兎も角も港内に引入れ、早便をもて差圖を請ふ可しと

右に對する指令

の意味だ。

上記の箇條に付ては、左の如く指令してゐる。

初々條長崎港え異國船渡來之節之義、一體之處は、文化度魯西亞使節渡來之節之趣を以、取扱可被申候。乍併願意之筋、荒増にも相分、武器等取上候上に無之候而は、港内え引入候をば見合。尤船中裝附之武器は、敷願も候は、時宜に寄其儘差置候様相心得、假令臨機之取計致候共、其時々異同有之候而は、不都合に候間、前々之仕來をも相糺置、何れにても御國法不ニ相崩様、斟酌いたし可被取計候事。

伊澤第二條

と。而して伊澤の第二條である。

一 當方より手荒に仕候儀に無御座候得共、彼方に而鐵砲恣に打、或は端船乗移、港内外漕廻し、測量等致し、當方之規則を破り候砌、其儘に差置候而は、以後申渡候趣旨、輕々敷心得可申候に付、可成丈け臨機應變勘辨之上、取扱可致候得共、再三之申諭不ニ相用上は、嚴重取

計可申奉存候。

に就ては、

一 二ヶ條目、御國法を猥り候、振舞有之候はゞ、文化度、伺濟之趣に相心得、無二一念可被取計一候事。

とある。而して伊澤の第三條、

伊澤第三條

一 異船沖擊中は、兩岸御臺場固之儀、家々之武器鎗付、人數手配等堅固可致儀は勿論、候得共、數日晝夜守衛仕候節は、勞を生じ可申に付、折々人數爲ニ線替、固場所之儀も、其時宜に寄差引可仕。右等之儀は、差定難ニ申上候得共、先前書之心得を以、兩家より問合等有之候はゞ、其段相達可申奉存候。

に對しては、

一 三ヶ條目、伺之通、相心得、手合違無之、無二油斷一心懸相守候様、兩家え可被相達一候事。

右指令

と指令した。又た伊澤の第四條、

伊澤第四條

一 エゲレス其外之國々より漂流人連來候共、唐、紅毛之外は、此方に而は不ニ請取一候間、以來共連渡申間敷、何れに而も唐、紅毛之内え相渡候様可致旨、エゲレス其外國々え急度可ニ申達一旨、去々卯年(天保十四年)越前守殿(水野忠邦)被ニ仰渡一候に付、其段かびたんへ申渡候間、定而エゲレス其外之國々え申達承知仕候儀とは存候得共、いまだ其段不ニ心得一向も有之、漂流人連渡候砌、異國人共任レ申請取候而は、前書被ニ仰渡一之御趣意に相響候儀に付、不ニ請取一、其時々取計方相伺可申は勿論に候へ共、當港之義は、外浦々と違、都而異國之儀取扱候に付、外に願筋も無之、漂流人連渡候迄に候はゞ、在留かびたんに爲ニ請取一、出帆申渡候様可仕奉存候。

右指令

一 四ヶ條目、伺之通、取斗、漂流人連越候に付、差含候次第も候は

其次第に寄、船留置候而、伺之上可レ被ニ取計一候事。

伺の通と云ひ、更らに以上を概括して、

右之通相心得、尤立合之御目付在勤中は、諸事遂ニ相談ニ取計候様可レ被ニ致候事。

とある。

其日暮し
分明

要するに幕府が優柔不斷にして、何等確固たる對外政策を定めず、其日暮らしに趁はれつゝある情態は、此を見ても分明だ。

幕府の因循姑息

右に述べし所（伊澤何書に對する幕府の指令）を以て、試に翌年の琉球事件に對する伊勢守の退讓政策と比較せよ。何人も當時幕閣の苦心を想像するを得べし。如何なる場合にも、決然たる態度に出づべしとの覺悟あるに非ず。固より非常に際して必勝を期したる自信あるにあらず、只當時有司の頭腦に蟠れる守株膠柱の陋習、寧ろ一種の迷信を脱却する能はざるが故に、せめて現實の困難に遭逢せざる間なりとも、祖法墨守の理想を追及して、自己の煩悶を慰せんとするのみ。此る幕中を上らざるを得ざりし長崎府尹、此る指令を下さざるを得ざりし閣老、共に逆流せる時代の二大思潮、保

守と革新の捲き起せる渦中に立ち、隻手を以て流を堰かんとするの狀をなす。隣むべき運命の兒ならずや。されば右の琉球事件、並に次に叙する案件に於て、幕閣の態度の模稜を免かれざりしも、其の所なるのみならず、後數年米艦の渡來に至つて排卻し難き強大なる敵手に接し、歩一步退嬰畏縮せしは、彼等の能力の足らざるが故にあらずして大勢に逆行せし罪なり。（小林庄次郎著、幕末史）

【六七】 枝葉形式の問題

枝葉問題
のみ没

弘化から嘉永にかけては、幕府は實に外交上尤も重大なる時機であつた。特に和蘭國王の忠告書を受取りて以來、ペルリの浦賀に來る迄、足掛け十個年間あつた。此の期間は、國防を充實せしめるにも、國家の長計を確定するにも、開鎖の國是を一定するにも、決して不足なき時日だ。然るに幕府は毫も根本的政策に就て、考慮する所なく、唯だ例の飯上の蠅を逐ふだけの事に、汲々とし

てゐた。而して其の問題とするは、天保十四年の緩和令を再び取消して、文政打拂令を恢復す可き乎、否乎と云ふ、如何にも枝葉と云はん乎、形式と云はん乎の事に止つた。

何れも手
から口へ
の手段

何故に之を枝葉と云ひ、形式と云ふ乎。そは何れにしても、幕府には大膽に、勇敢に、明白に、内外に洞徹して、開國とも、鎖國とも、取り極むる決心なく、而して乃ち打拂令を施行したとするも、それは只だ斯くすれば彼は來らぬであらうとの、空ら恃みにして、萬一彼が精銳を整へ來りて、我に迫るに際しては、必勝の算なきは勿論、必戦の決心さへなかつたからだ。されば打拂令にせよ、緩和令にせよ。何れにしても手から口への手段に過ぎなかつた。

來迫緩和
を欲する
爲のみ

然るに尙ほ此の問題に汲々たりしは、何故であつた乎。そは何れを以て、比較的外船の來迫の憂を緩くする乎と云ふ、一點からであらう。即ち薪水を給して、寛大に取扱ふが爲めに、却て外船の頻至を獎勵するの結果を來さざる乎、否乎。將た打拂令を厲行するに於ては、更らに彼の眼を招き、幕府の一大禁物たる、

他の一理
由

葛藤を惹起するの虞なき乎、否乎の、一點からであらう。

然も更らに他の理由は、水戸齊昭の頻繁なる忠告も、興りて力あるであらう。齊昭は天保十四年度の緩和令に最も反對し、之を以て、聖人臭き偽善的の措置と云ひ、此の爲めに外人の日本に來るを、容易ならしめ、恩が却て仇となる可しと云ひ。祖宗の制度たる鎖國孤立の國策を傷くる、禍因なりと云ひ。外人を惠まんが爲めに、國民を疲弊せしむると云ひ。而して只だ一刻も速かに文政打拂令を恢復せよと云うてゐる。而して彼は實に五月蠅く、此の意見もて、幕閣を衝き廻はしてゐる。

閉却し得
見齊昭意
齊昭の良
意

惟ふに阿部正弘の如きも、齊昭から繰り返し巻き返し、その意見もて、刺戟せられたるに於ては、之を全く閉却する譯には參らなかつたであらう。更らに進んで齊昭の腹中に立ち入りて考ふれば、齊昭には果して外人と戦端を啓くも、差支なしとの覺悟あつた乎、否乎。そは何とも明言は出來ない。然も當時の彼が外人の力を、比較的薄弱視したるとは、彼の口氣や、彼の文句や、

若しくは彼の意見其物に就ても、之を察するに餘りありだ。彼は外人を打ち拂ひ、追拂ふことの難からざるのみならず、外船を捕獲すれば、之を焼き捨つるに及ばず。其の外形を變更して、之を日本船とす可し、杯と論じてゐる。されば天保の末期から、嘉永の末期頃までは、齊昭は外人與みし易と考へてゐたのであらう。

齊昭正弘の相違

少くとも敵情偵察に於ては、水戸齊昭と、阿部正弘とは、一は局外者であり、一は當局者である爲めに、若干の相違があつた。其の相違の點は、齊昭は打拂令を恢復し、且つ之を即時に厲行するも差支なしと云ひ。阿部は斯くするに於ては、外國との事端を惹起する虞ありと云ふの相違があつた。而して更らに溯りて其の根本的の相違を見れば、齊昭は必勝の算ありと爲し、(少くとも當時に於ては)阿部は必勝の算なしと爲すの一點であらう。

阿部の優柔不斷

さりとて阿部は、斷然開港論ともつかず、又た斷然鎖國論ともつかず。眞劍なる戦闘準備もせず、又た思ひ切つたる祖法變通の策をも採らず。唯だ天保緩和令を、文政打拂令に恢復するの得失などを詮議して、其の一刻千金の時日を空過したのは、如何にも今日から見れば、優柔不斷の極と云はねばならぬ。固より當時彼の立場に於ては、諒とす可き事情も多かつたであらう。されど優柔不斷、苟且、偷安の批判は、免る可きではあるまいかと思はる。

【六八】幕府の二令評定 (一)

筒井政憲の答申書

如何に幕府が、一刻千秋の時機に際して、徒らに打拂令と緩和令との間に依違、彷徨したかは、文書の徴す可きもの少くない。例せば弘化二年筒井紀伊守政憲より、閣老への答申書に、

津々浦々え異國船乗寄候節之義、先年は嚴敷打拂之趣、被仰出候處、(此れば文政打拂令を斥す) 先頃又々御模様替被仰出候段は(天保緩和令を云ふ)彼國

海岸土著兵を置くの議

幕閣の議

再び筒井意見

(和蘭)書翰に有之候へば、今更又候嚴重に御觸直しも(是れ水戸齊昭の儀)如何と奉存候間、是は其儘に被差置、然る上は此方より事を被爲レ好候は不レ宜候間、先穩便之取計いたし、爭論ケ間敷義等無之様致し、萬一戰爭にも可レ及場合候は、存外之働仕候様、兼々爲心掛、津々浦々相應之士著之兵士を拵置、急場に備、無怠慢守備相立候様致度事に御座候とある。亦た以て如何に幕閣に於て、兩令の得失に就て評定し、而して之に關して、重なる有司に諮問したかど判知る。

前掲弘化三年七月、阿部正弘が、水戸齊昭に對へたる書翰(參照 四五、四六)を見れば、自から幕議の存する所が明白だ。即ち當分は緩和令を持續し、我が武備整頓を竣つて、更らに打拂令を敷く可しとの意味合だ。筒井政憲も、弘化三年六月の答申書に、殆んど阿部正弘と同一の意見書を答申してゐる。嘉永元年、筒井政憲が閣老へ差出したる書付には、一昨年(弘化三年)評議之所に而は、寅年(天保十四年)御改革後、未だ年數も相立

筒井諮問

不申、格別是と申程之事立候儀も無之處。御復古(文政打拂令に)有之候而は、御國政時々改り御輕卒之様にも相聞可申間、何ぞ難レ被捨置不敬不法之儀有之候節、夫を御辭に御改之積り被成置、其所より沿海之守衛も相整可申との儀に而、被差延候得共、云々。

の文句があれば、當時幕府に於ける評定の模様が判知る。尙ほ嘉永二年五月、阿部正弘から筒井政憲へ諮問したる文書は、最も當時の幕閣の、意見の存する所を知るに足るものがある。故に煩を厭はず、其の全文を掲載す。

戸表えも度々數回注進有之、無據取計には候得共、實に莫大之入用にも可有之。
是れ異船頻繁に、我が近海に出没し、我が沿岸の大名をして、奔命に疲弊せしむるを云ふ。

沿岸諸藩の疲弊

又は異賊の方は素より、當時本邦之取扱手嚴敷無之を見、侮居候事故、此上尙々諸國之海岸へ乘近申候は、御國地之動靜を相伺、或は地理測量致し候哉も難計。付而は其最寄之領主地頭之混雜入費等差重り、元來諸藩疲弊之折柄、此上盡及疲勞一候外無之、疲弊彌増候得ば、守衛十分ならず。然る時は若異心之異船數艘差向、不慮之争鬪之事有之節は、如何様なる御國體に拘り候義、無之共難申。

土著兵の使用

實に當時異船の跡を追うて、陸上にて騒ぎ廻はつた情態睹るが如し。斯くては疲弊の上に疲弊を累ぬるは勿論の事だ。且當時之姿に而は、彼は一二艘之船を以、東西に飄廻り、此方にては其船之

武士階級破壊の端

往來に隨ひ、固め人數は東西出張、佚を以て勞を待之義に反し、甚以難澁之義にも候間、兼而被二申聞一候土著之者、農兵等之守衛に致し、一二艘之船は異心無之の様子に候へば、猶更之事。假令異心有之、不時争鬪之事有之共、右守衛之人數を以、一と先防禦致し、其上にて二番、三番手之義は、居所より繰出し候様相成候へば、異心有無之節共、格別入費も相減じ、且本邦一體御手厚にも相成候義は、至極可然存候。

此の如く各地土著の農兵を使用するとせば、武士を城下町に集合せしめたる制度、若しくは豫ての守備を、武士階級に一任したる制度は、根本から破壊せらるゝととなる。此れは事實に於ける武士階級の特権が、消失する端緒と云はねばならぬ。

【六九】幕府の二令評定(二)

農兵募集
の觸面取
調

尙ほ阿部正弘の諮問文は、左の如く連續してゐる。
乍去(土著農兵を以て防備の件)是も當今創業之義に候へば、一時混雜入費も格別に
可有之、其用途、公邊より御世話被成下候義にも成兼候事に而、諸藩
疲弊之折柄にも有之、且土地之様子、領主之見込にも寄候義に付、
差定候而は、難ニ相違。乍去心得之爲、公邊より評議之趣、相示し置候
義は可然と存候間、先々觸面取調等申候。

打拂復古
の事

猶又打返し相考候は、異船打拂復古之儀、一昨年(弘化四年)浦賀、長崎へ
渡來之異船、歸帆之後、品々不敬之故を以、掛り評議之節被申聞候趣も、
無據場より其儘差置候事には候得共、如前件、當年之處、數般打連、是
迄通船無之、海邊えも帆去、或は洋中より大砲を發し、殊に津輕之義は内實
は人數差向ざる前、疾く上陸も可致模様之趣相聞、品々是迄輕蔑之義而已

半表半裏

に而、兼而御示に相成居候、全漂流之者は御仁恤之御趣意相守候義に而
毛頭無之。元來右打拂之義御差止被仰出候義は、實は貴賤一般私に議論
申居候事に而、海岸領主之面々は、言語文字も不通之異船に對し、通辭等
之備も無之故、其事情難ニ探得。又兼而被仰出候御趣意も有之、且は素
より猛烈之取扱も致兼候場より、實は半表半裏に相成、一致一決之所置
難ニ相成、其上薪水等を乞、或は風聞等に事寄せ、滯舟等致し候へば、尙又入
費而已相嵩、甚迷惑之趣も有之、實に尤之事情に相考候。

幕府病症

所謂る「半表半裏に相成、一致一決之所置難ニ相成」の一句が、幕府の末期を一
貫したる、一大病症であつた。唯だ此れが爲めに、幕府は遂ひに自から野垂
死をせねばならぬ、始末に立ち到つた。言ふは易く行ふは難し。阿部正弘も、
其の病症には氣付たが、いざ實行となれば、全く途方に暮れた。

打拂復古
の口實

尤此義に付而は、兼而建議も有之候通、文化度之如く、駢と致し候亂
妨有之候と歟、好き機會も候はゞ、右を名として、直様復古被仰出候

手の下し
様なし

領主入費
多大

は勿論に候へ共、猶時之勢を以て考候得ば、右亂妨之義は、明日にも難計候得共、素より本邦に心を存し、交易をひらき、戦鬪を後として、漸く親近可致旨、遠慮深き貪慾之賊情、殊に此已前も、亂妨より打拂も被仰出候事に候へば、旁以再度之事、右様思慮薄き所置は致間敷哉。只々いづれも順從温和之體に而、津々浦々渡來、或は交易申懸、又は漂流等に仕成し、食物薪水等乞求候而已に候へば、矢張名ともすべき事無之故、いづれ復古と申候急度目當と可致際限も無之。又異賊之方に而は、一旦御仁惠之御觸示しも有之、嚴重打拂等之義も決而無之義と心を安んじ、且從來宿志之階梯と心得候間、此後異船のみならず、漁船及諸蠻往來之舟等、尙又繁々渡來可有之。其節假令一二艘之漁船といふ共、夫々守衛を設け候事故、領主入費幾許ぞや、年々歳々困窮相嵩候半。本邦之人民金銀、彼が爲に空敷勞疲せしめ候義、何とも不堪遺憾候。

彼の亂妨を口實に、打拂令を恢復せんとするも、彼は決して亂妨せず。此れが

復古機會
の目途無

斷然打拂
かすべき

爲めに奔命に疲れ、當惑至極、手の下だす可き様なき事情、文面の上に現然だ。如ニ先許一機會を待候義は、御趣意も相貫、諸蠻共え被對、御信義も相立、兩全之良策共存候得共、前文之通、其機會目途も無之、且本邦之周廻、盡く手厚と申義にも不至候得ば、如何様之亂妨可有之も難計、然ば先手を負候を待居候筋に相成、此儘に年を経れば、一年づゝ之損害と相成可申。本邦之如レ斯損害困苦有之處え、豺狼之如き夷狄え信義を立度と存候一事に而、日夜心ならず其機會を待居候も、詰る處御仁惠之格別之御政事も不存。最早寅年(天保十三年)より可也年間も相立、其上敢而名とす可き條も無之義にも候はね共、實に復古致し、打拂之義被仰出候方可然存候。依レ之一昨年來之不敬不遜之一々申種に致し、打拂之儀、暫時も早く被仰出候方可然。尤諸州へ廻達之間も有之事故、假令ば來春よりか、又は來夏より、已前之通打拂被仰出候間、早々諸州へ廻達致し候様、當秋歸帆之加比丹え申渡候方に可有之哉。